

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

次代の大阪を担うすべてのこどもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会を、市民と協働し、社会全体で実現します。

2 重視する視点

本計画の策定及び推進にあたって、次に掲げる7つの視点を重視します。

(1) まず大切なのはこどもの視点です

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもにとって最善の利益が尊重されることが重要です。また、こども一人ひとりの個性を大切にし、自ら成長し、自立していこうとする力を見守り、はぐくむことを重視します。

(2) すべてのこどもと子育て家庭が対象です

仕事と子育ての両立支援だけでなく、すべてのこどもと子育て家庭を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

(3) こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

(4) 長期的な視野に立って支援します

こどもは社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こどもの幸せな未来を志向し、幼少期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据えた長期的な視野から支援します。

また、急速な少子化に対応するため、結婚、妊娠、出産及び育児を支える切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現します。

(5) 大阪が持つ市民の力や多様な社会資源を有効に生かします

大阪市では、子育て経験豊かな主婦等も多く、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこどもをはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多種多様な社会資源が集積してい

ます。こうした大阪が持つ強みを最大限に生かします。

(6) 仕事と生活の調和を可能とする社会をめざします

企業や関係機関等と連携し、男女が共に子育てしながら仕事しやすい環境づくりを推進し、だれもが就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方、生き方を選択できる社会を実現します。

(7) 社会総がかりでこどもをはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こどもは家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長していきます。また、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。こどもを健やかにはぐくんでいくため、地域のつながりを一層強め、家庭や学校をはじめ、地域や企業など、社会総がかりで取り組んでいきます。

3 施策の基本方向

本計画が掲げる基本理念の実現をめざし、次の4つの施策の基本方向を設定して重点的に取り組みます。

(1) こども・青少年の「生きる力」を育成します

次代の大阪を担うこどもや青少年が、個性や創造性を発揮しながら未来を切り開き、夢や希望に向かってたくましく生きる力をはぐくみます。

(2) 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します

自分にあったライフスタイルで、安心と喜びを実感しながらこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します。

(3) こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

すべてのこどもや青少年が健やかに成長し、社会の一員として自立できるよう、こどもや青少年、子育て家庭が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

(4) こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます

こどもや青少年、子育て家庭が、安全・安心で快適に日常生活や余暇を過ごすことができるまちづくりを社会全体で進めます。

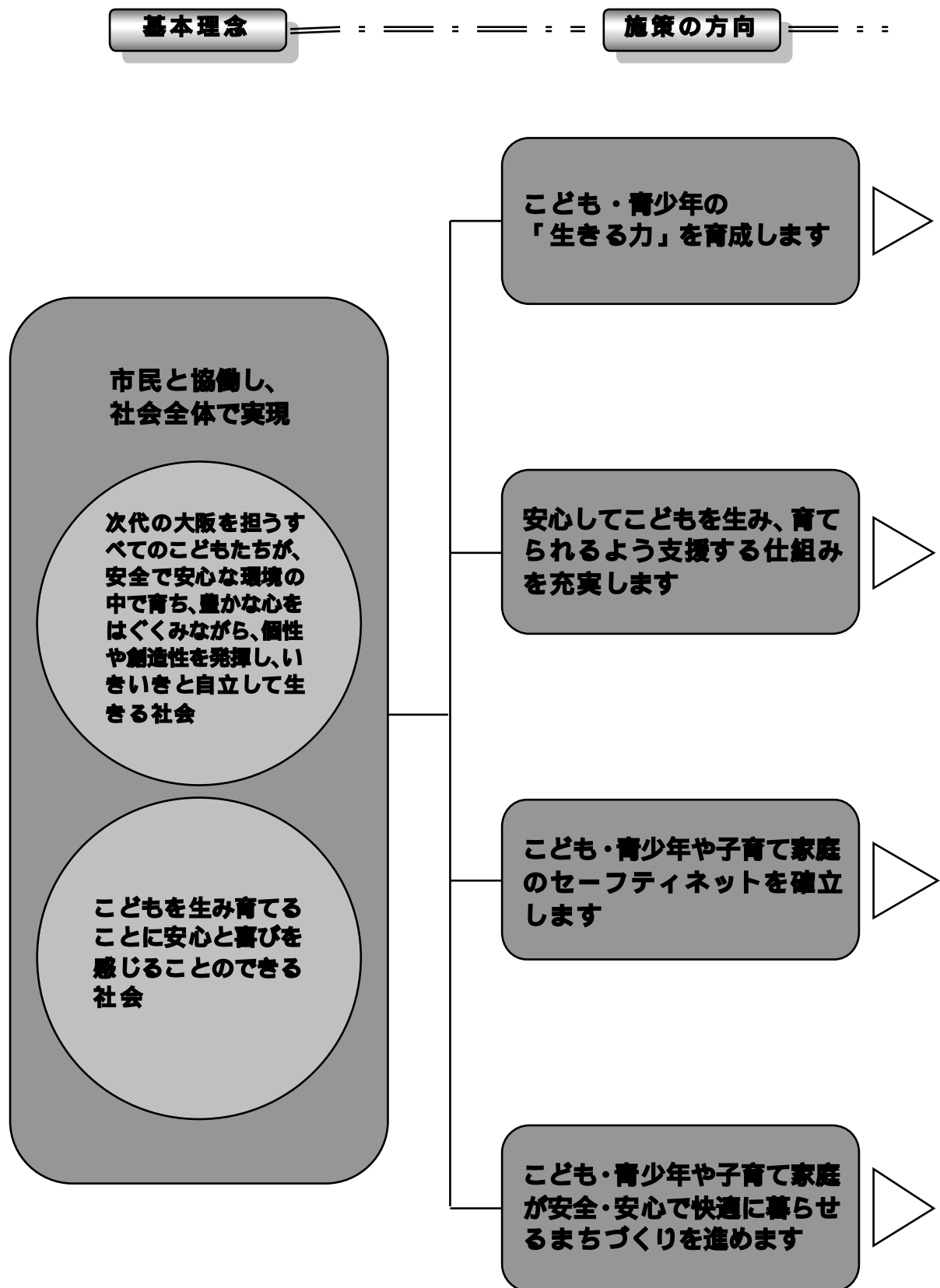
めざすべき目標像とはぐくみ指標

本計画の基本理念の実現に向け、4つの施策の基本方向ごとにめざすべき目標像を設定し、理念を共有化しながらそれぞれの施策を推進するとともに、その達成状況を数値によりわかりやすく示すものとして、「はぐくみ指標」を設定します。

また、基本理念を実現するためには、行政だけでなく、市民や関係機関、企業などさまざまな主体と共に取り組んでいくことが不可欠です。「はぐくみ指標」は、広く市民に向けて、行政施策がめざすべき目標像と達成状況をわかりやすく示すものでもあります。これらの目標像を、大阪市内で暮らし、活動するすべての人と共有しながら、市民との協働による取組やさまざまな仕組みづくり、働きかけを通じて、社会全体で目標像の実現をめざします。

施策の基本方向	めざすべき目標像	はぐくみ指標
「子ども・青少年の 生きる力」を育成します	■ 子どもや青少年が健全な生活習慣を身につけ、自らを大切にするとともに、互いを尊重しあう仲間づくりに努める ■ 子どもや青少年が社会のルールやマナーを守り、地域への愛着心や貢献意欲を持つ ■ 若者が意欲を持って就業し、個性や才能を生かして活躍しながら、経済的にも自立できる	○ 「自分によいところがある」と思うこどもの割合 ○ 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合 ○ 「人の役に立つ人間になりたい」と思うこどもの割合
安心して子どもを生み 育てられるよう支援する 仕組みを充実します	■ 保護者が安心や喜びを感じながら子どもを生み、育てることができる ■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている ■ 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながら子どもを生み、育てることができる	○ 子育てについて「楽しいと感じることの方が多し」と答える保護者の割合 ○ 「朝食を毎日食べていない」と答えるこどもの割合 ○ 25～44歳の女性の有業率
子ども・青少年や子育て 家庭のセーフティネット を確立します	■ 健全な成長を阻害する危険な事象から子どもや青少年を守る社会的な仕組みが整っている ■ 子どもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける ■ さまざまな困難に直面する子どもや青少年、子育て家庭を支える社会的な仕組みが整っている	○ 「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合 ○ 「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合 ○ 「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思うこどもの割合
子ども・青少年や子育て家庭が 安全・安心して快適に暮らせる まちづくりを進めます	■ 子どもや青少年が大阪市内で育つことを誇りに思い、保護者が大阪市内で子育てすることに満足を感じる ■ さまざまな危機事象から子どもや青少年、子育て家庭を守る社会的な仕組みが整っている ■ 子どもや青少年に、さまざまな危機事象から自ら身を守る力や共に助けあう意識が育っている	○ 「将来ずっと大阪市内に住んでいたいと思う」と答える若者の割合 ○ 「お住まいの地域におけるこどもの遊び場に関して満足している」と答える保護者の割合 ○ 「お住まいの地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加している」と感じる保護者の割合

4 施策目標



施策目標

(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成

- 1 乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します
- 2 健康や体力を維持増進する力を育成します
- 3 学習意欲を高め確かな学力を向上します
- 4 社会で共に生きていく力を育成します
- 5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
- 6 家庭、学校、地域の連携により教育環境を充実します

(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成

- 1 役割意識を醸成し、貢献意欲を発揮する社会参画の機会を充実します
- 2 興味や才能を広げ、社会や仲間とつながる機会を充実します
- 3 個性や創造性を生かした専門分野の知識や技能を高める学習機会を提供します
- 4 勤労観・職業観を醸成し、自らの進路を選択・決定する力を育成します
- 5 社会的自立や職業的自立を支援する仕組みを充実します
- 6 社会人の能力アップや再挑戦を支援する環境を充実します

(1) 安心して子どもを生活することができる仕組みの充実

- 1 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組みを充実します
- 2 妊娠中や出産時期からの子育て支援を充実します
- 3 思春期の子どもの健康を守る取組を充実します

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

- 1 こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
- 2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
- 3 ひとり親家庭への支援を充実します
- 4 障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
- 5 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します

(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実

- 1 仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します
- 2 子育てしながら社会参画に再チャレンジできる取組を充実します

(1) 子どもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実

- 1 問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
- 2 犯罪の被害から子どもや青少年を守る取組を充実します
- 3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
- 4 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

(2) 虐待の被害から子どもや青少年を守る仕組みの充実

- 1 児童虐待の発生を予防する取組を充実します
- 2 児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します
- 3 虐待を受けた子どもや青少年への支援の仕組みを充実します

(3) 保護を要する子どもや青少年の養育環境の充実

- 1 社会的養護の仕組みを充実します
- 2 家庭の養育機能に対する支援を充実します
- 3 社会的自立を支援する仕組みを充実します

(1) 子ども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備

- 1 子育て家庭が暮らしやすい住宅・住環境づくりを推進します
- 2 妊産婦や子育て家庭などが安心して外出できるまちづくりを推進します
- 3 子どもや青少年の成長や子育てにおける都市魅力を高めます

(2) 子ども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保

- 1 事故のない安全・安心なまちづくりを推進します
- 2 犯罪を抑止する安全・安心なまちづくりを推進します
- 3 日常生活を脅かす危機事象から健康を守る体制づくりを推進します
- 4 災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりを推進します

(3) 子ども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

- 1 地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します
- 2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します
- 3 協働の取組を社会全体に広げる仕組みづくりを推進します

5 計画がめざす大阪市のまち像

大阪市こども・子育て支援計画では、大阪市が有する多彩な人物や社会資源、大阪で暮らし活動する方々のつながりといった利点を最大限に生かしながら、「人が財産」ということに重点を置いた施策を精力的に推進し、市民と協働しながら、社会全体で「こどもたちの笑顔と個性が輝く、子育てしたいまち・大阪」の実現をめざします。

「人が財産」に重点を置くとは、将来の大阪を担うこどもや青少年が健やかに成長すること、また、保護者が子育てによって喜びと満足を実感しながらさらに成長を重ねられること、さらに、大阪で暮らし、活動するすべての人が力を合わせてこどもや青少年を見守り、はぐくむことで、地域社会が一層元気になっていくこと、そして、それらが大阪市のかけがえのない財産であるということを大切にしながら取り組んでいく姿勢を掲げるものです。

「人が財産」であることに重点を置いたこども・子育て支援施策を精力的に推進し

こどもたちの笑顔と個性が輝く、子育てしたいまち・大阪へ

こどもたちの笑顔がはじけ、こどもたちが未来を開くまち

●豊かな体験や学びが生涯の財産になる

都市に集積する図書館や博物館、美術館などの多種多様な社会資源や、学術や芸術などの文化的資産、多彩な人や情報などの大阪市が有する貴重な財産を有効に生かした豊かな体験や学びが生涯の財産となる

子育てに喜びと満足を感じるまち

●身近な地域で子育ての相談ができ、多様な情報や仲間が得られる

身近な場所ですべや子育てについて気軽に相談でき、多様な情報や仲間が得られる環境が整い、出産や子育てに安心と喜びを実感できる

●自分らしいライフスタイルで子育てできる

希望する人が働き続けながら子育てできるなど、多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、仕事と生活の調和がとれた自分らしいライフスタイルで子育てができる

みんなで見守り、支えあうまち

●困難に直面した子育て家庭を社会が支え、こどもが健やかに育つ

地域や関係機関のつながりで児童虐待を予防し、早期に発見、解決する仕組みや、さまざまな事由で家庭での養育を受けることができないこどもを社会が支え、はぐくむ仕組みが整い、こどもが健やかに育つ

●こどもや青少年の安全が守られ、安心できる

健やかな成長を脅かすさまざまな危険な事象からこどもや青少年の安全を守るハード・ソフト両面の仕組みが整い、伸び伸び成長できる

社会全体でこどもや青少年をはぐくむまち

大阪で暮らし、活動するすべての人のつながりの力が有効に生かされ、社会全体でこどもたちの健全育成や子育て支援に取り組み、こどもや青少年が健やかに育つ

第3章 基本施策と個別の取組

1 こども・青少年の「生きる力」を育成します

少子化や核家族化、都市化などの社会の変化や、経済状況などの社会の情勢が、こどもや青少年の成長や社会的な自立においてさまざまな側面から影響を与えています。

変化の激しいこれからの社会を生きていくうえで、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ他の人と協調し、思いやる心や感動する心、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を身につけていく必要があります。

社会等の変化とそれらがこどもや青少年に与える影響を的確にとらえ、大阪のまちが有する強みを最大限に生かし、弱みを克服しながら、どのような時勢においても、次代を担うこどもや青少年が、心身ともに健やかに成長し、自立して生きていける社会を実現していく必要があります。

大阪市のこどもや青少年は、明るく前向きという印象がある一方で、自己肯定感が低い傾向がみられます。自分に肯定的なイメージを持つことは、生きていくうえであらゆる力の源泉となるものであり、こどもや青少年が、自分を信頼しながらいきいきと生きていけるよう、一人ひとりの個性を尊重しながら、社会で自立して生きていくために必要な力を着実に身につけていく必要があります。

また、大阪市のこどもや青少年は、社会や地域の人のために役に立ちたいと思う割合が高い傾向にある一方で、将来の夢や目標を持っていると答える割合が低い傾向がみられます。こどもや青少年が、夢や目標に向かって、創造性を発揮しながら未来を切り開き、社会の持続的な発展を支える一員としていきいきと生きる力を身につけていく必要があります。

めざすべき目標像

- こどもや青少年が健全な生活習慣を身につけ、自らを大切にするとともに、互いを尊重しあう仲間づくりに努める
- こどもや青少年が社会のルールやマナーを守り、地域への愛着心や貢献意欲を持つ
- 若者が意欲を持って就業し、個性や才能を生かして活躍しながら、経済的にも自立できる

【はぐくみ指標】

指標項目	現状値	平成 31 年度
「自分によいところがある」と思うこどもの割合	71.2% (小学生) 60.4% (中学生)	80 %
「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合	84.5% (小学生) 67.5% (中学生)	85 %
「人の役に立つ人間になりたい」と思うこどもの割合	92.0% (小学生) 92.0% (中学生) (注)	93 %

(注) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査

【施策目標】

(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成	
施策目標 1	乳幼児期からの生きる力の基礎を着実に育成します
施策目標 2	健康や体力を維持増進する力を育成します
施策目標 3	学習意欲を高め確かな学力を向上します
施策目標 4	社会で共に生きていく力を育成します
施策目標 5	成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
施策目標 6	家庭、学校、地域の連携により教育環境を充実します
(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成	
施策目標 1	役割意識を醸成し、貢献意欲を発揮する社会参画の機会を充実します
施策目標 2	興味や才能を広げ、社会や仲間とつながる機会を充実します
施策目標 3	個性や創造性を生かした専門分野の知識や技能を高める学習機会を提供します
施策目標 4	勤労観・職業観を醸成し、自らの進路を選択・決定する力を育成します
施策目標 5	社会的自立や職業的自立を支援する仕組みを充実します
施策目標 6	社会人の能力アップや再挑戦を支援する環境を充実します

(1) 社会の中で自立して生きる基盤となる力の育成

施策目標1 乳幼児期からの生きる力の基礎を確実に育成します

【基本認識】

こどもや青少年が社会で自立して生きていくうえで必要な力をはぐくむためには、人間形成の基礎を培う乳幼児期からのこどもの育ちが大切です。とりわけ、この時期に養育者への愛着を形成することや基本的な生活習慣を身につけることが重要です。また、規範意識などの社会性の芽生えを培い、創造性を豊かにするなど、成長の芽を育てていく必要があります。

【取組の方向】

人間形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期から、発達段階に応じた適切な子育てや教育を行える体制を構築し、こどもの成長を健やかにはぐくみ、学齢期以降の成長へと円滑につないでいきます。

幼児教育の充実

乳幼児期から基本的な道徳心・規範意識を培い、社会で生きる上で身に付けておかなければならない普遍的な事柄についても明確化して繰り返し指導します。

(1) 新たな幼児教育カリキュラムの普及・活用 【教育委員会事務局・こども青少年局】

乳幼児期に基本的な生活習慣と道徳性の芽生えを培い、規範意識を育てることを重点に、幼児教育において普遍的な規範を明確化して繰り返し指導することや、知(学ぶ意欲)・徳(規律)・体(体力向上)をバランス良くはぐくむことを重視した就学前教育カリキュラムを幼稚園と保育所が合同で研究・開発しました。今後、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組の充実を図ります。

家庭教育への支援

保護者が家庭において、こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する学習機会や情報の発信、保護者相互の交流機会を充実します。

(2) 家庭教育充実促進事業 【教育委員会事務局】

現代社会における家庭環境や生活環境の変化による、子育てに関する課題や、青少年をめぐる課題の深刻化など、こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や、「親力アップサイト」を活用した情報の発信を実施します。

(3) 家庭教育振興事業 【教育委員会事務局】

こどもの健やかな育成と家庭や地域の教育力の向上をめざして、地域課題を広く取り上げるとともに、関係機関や団体との連携、協力により、学習と交流機会の提供を行います。

施策目標2	健康や体力を維持増進する力を育成します
--------------	----------------------------

【基本認識】

健康や体力はあらゆる活動の源であり、健全な発達や成長を支えるものです。望ましい食習慣や適度な運動、十分な休養、睡眠など健康的な生活習慣を形成し、自らの健康や体力を維持増進する力を身につけていくことが重要です。

【取組の方向】

家庭・学校・地域が連携して、発達段階に応じた健康的な生活習慣や適度な運動習慣の形成を図る環境づくりを進めるとともに、生涯を通じて運動に親しめる素養を培う環境づくりを進めます。

健康を保持増進する取組の充実

学齢期の健康診断の実施などにより、健康管理の機会や発達段階に応じた保健指導を推進するとともに、近年増えつつある感染症を中心に知識の普及啓発に努めます。とりわけ、妊娠、出産、子育てに大きな影響を与える思春期の心身の健康を守るため、特有の医学的問題や悩み等に対する専門的な相談の推進や健康に関する正しい知識の普及を図ります。

(4) 感染症に関する正確な知識の普及啓発 【健康局】

感染予防（夏型感染症・新型インフルエンザ等を含む）に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ちらしを作成し、こども青少年局を通じて公立・私立保育所等に配布します。

(5) 学校園における感染症予防の推進 【教育委員会事務局】

感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育を推進し、感染予防を図ります。

(6) 学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進 【教育委員会事務局・健康局】

20歳代・30歳代の若年層にエイズ感染拡大が顕著であり、学校教育の一環でHIV/エイズ予防に関する普及啓発を行うことで、今後の予防行動へのつながりが期待できるため、エイズ予防情報誌を、市立の中学校・高校の各生徒に対し配付します。また、12月1日の世界エイズデーにあわせ青少年向けのポスターを作成し、市立中学校・高校に掲示することにより、感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育を推進し、感染予防を図ったり、エイズや性感染症の予防に向けて、発達段階に応じて正しい知識の普及啓発を実施します。

(7) 思春期問題相談 【健康局】

思春期を中心に不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身症的症状を持つ者が増加する傾向にあることから、これらの問題に対して早期に専門的な立場から専門相談を実施します。

(8) 薬物関連問題相談 【健康局】

薬物による精神障がい者やその家族に対して個別相談指導を行うとともに、薬物関連問題の早期対応につとめ、医療機関への紹介等関係機関への連絡を行います。

健康的な生活習慣の形成支援

生活習慣は生涯にわたり健康に大きな影響を与えることから、家庭での養育はもとより、保育所や幼稚園、学校、地域において健康教育を推進し、こどもの健康的な生活習慣の確立を図ります。なかでも、食育推進の観点から健康的な生活習慣の形成に努めます。

(9) 食に関する相談や指導の推進 【健康局】

母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。

(10) 食に関する情報や学習機会の提供 【健康局】

出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。

(11) 保育所等における食育の推進 【こども青少年局】

健康的な生活の基本として望ましい食習慣の定着、食を通じた心身の健全育成を推進するために、保育所給食そのものを「食育」の中心とし、食に関わる体験を積み重ね、保護者と連携しながら児童の「食を営む力」を育みます。

(12) 幼稚園における食育の推進 【教育委員会事務局】

幼児の実態を考慮して食に関するねらいを定め、年間の指導計画に位置づけて食育の取組を効果的に進めます。昼食や野菜等の栽培活動の機会をとらえ、保護者への啓発も行いながら、食物への関心や食習慣、食文化など、食に関する学びにつながる力を育みます。

(13) 学校における食育の推進 【教育委員会事務局】

すべての小・中・特別支援学校において、各学校の「食に関する全体計画」、「食に関する年間計画」をもとに、小中一貫した継続性にも配慮しながら食育を推進します。また、「栄養教育推進事業」を通して、児童生徒への食に関する指導や保護者への食に関する啓発を実施します。

(14) 大阪東部いきいき市場・夏休み子ども市場体験ツアー 【中央卸売市場】

市場内見学や仕入体験によって全国から集まる新鮮で豊富な食材が目の前で取引される現場を体感、又、旬の食材の見分け方や料理方法などを学ぶことで、食育の推進を図るとともに、市場の役割や生鮮食料品の流通の仕組み等を情報発信することで、東部市場への理解を深め、消費促進に繋げることを目的として実施します。

基礎体力の向上と運動習慣の形成

幼児期では遊びを通じて体を動かすことの楽しさを感じられるよう取り組むなど、発達段階に応じて、生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。また、幼少期から、健康的な生活習慣や運動習慣の形成を図るとともに、学校での体育の授業やスポーツ行事の充実などにより、こどもの体力づくりを強化します。

(15) 地域スポーツ施設の管理運営 【経済戦略局・環境局】

各区スポーツセンターを予約なしで利用できる「一般開放 DAY」や、各区スポーツセンターや屋内プールを利用した、各種スポーツ教室を実施することにより、こどもの基礎体力の向上や、運動習慣の形成、体験や学習機会の充実等に取り組んでいきます。

また、廃棄物の焼却処理に伴い、発生する熱エネルギーを活用して水泳等の場を提供し、当該エネルギーの活用に関する知識の普及及び啓発により、循環型社会形成に関する意識の高揚を図るとともに、市民の健康を増進します。

(16) トップアスリートによる「夢・授業」 【経済戦略局】

オリンピックや世界陸上等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市内の学校を訪問し、子ども達を対象として、技術指導や講演を行うことにより、子どもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。

(17) 「子どもの体力づくり強化プラン」の推進 【教育委員会事務局】

「子どもの体力向上推進委員会」において、体力向上策を検討します。

また、体力向上モデル校を設定し、「子どもの体力向上研修会」において発表し、「子どもの体力向上推進プログラム」として、その取組を各校に周知します。

さらに、小・中・特別支援学校の全校において「体力向上アクションプラン」を作成させ、自校の児童生徒の体力向上の取組を行うとともに、トップアスリートによる「夢・授業」を進めるなど、児童生徒の運動に対する興味関心を高める取組を実施します。

(18) 部活動の改革 【教育委員会事務局】

部活動の振興と充実を図るとともに、部活動のあり方を検討するため、地域や民間の指導力を活用した部活動の実証研究等の取組を実施します。

施策目標3 学習意欲を高め確かな学力を向上します

【基本認識】

社会や経済の発展の基盤として知識がますます重要となるこれからの時代において、基礎的な知識や技能の習得はもとより、知識や技能を活用しながら、自ら学び自ら考え、課題を解決していく力などの確かな学力を身につけていく必要があります。

【取組の方向】

学習状況に応じたきめ細かな指導や学習内容を充実し、学習習慣の形成や学習意欲の醸成を図りながら、自ら学ぶ力を育成するとともに、基礎的な知識や技能の定着はもとより、知識や技能を活用する力などの確かな学力を向上します。

学習内容の充実

学力の状況や課題の検証・分析に基づき、授業での学習支援や課外での補充学習の充実などのきめ細かで多面的な支援を講ずるとともに、ICT学習環境の活用や習熟度別少人数授業の実施、生きた英語を学ぶ授業、小中学校9年間を見通した言語活動の充実などの教育効果が見込まれるカリキュラムの実施を推進します。

(19) ICTを活用した教育の推進 【教育委員会事務局】

全小・中学校で、「大阪市スタンダードモデル」に基づき、ICT学習環境を活用した授業を展開することで、学習状況に応じたきめ細かな指導や学習内容を充実し、学習習慣の形成や学習意欲の向上を図るとともに、基礎的・基本的な知識や技能の定着だけでなく、今日的な課題の解決に向けて知識や技能を活用する力などの学力を確立します。

(20) 習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実 【教育委員会事務局】

小学校3～6年の国語・算数、中学校1～3年の国語・数学・英語において、児童・生徒の習熟の程度に応じた少人数授業を全小中学校で実施し、習熟度別少人数授業コーディネーター・授業者対象の研修会を実施します。

また、習熟度別授業に関するモデル校における取組の効果検証を実施します。

(21) 学習サポーターの配置 【教育委員会事務局】

すべての学力の基礎となる「読むこと」「書くこと」を含めた学習指導を支援し、特に学力面で課題が大きい学校に対しては学習指導の充実に向けた具体的な支援として、課外も含めた学習支援を行う学習サポーターを配置します。

(22) 英語教育の強化 【教育委員会事務局】

小中一貫した教育のもと各中学校区にネイティブ・スピーカーを配置することで、生きた英語を学ぶ機会を増やすなど積極的に自分の考えや意見を伝えることができる英語コミュニケーション能力を育成する英語教育の強化を図り、外国の文化に対する関心や理解を深め、グローバル化に対応できる人材育成につなげます。

(23) 言語力の向上支援事業 【教育委員会事務局】

思考力・判断力・表現力等の基盤となる読解、記述、コミュニケーションといった多様な言語活動を学習活動の中に取り入れ、小中学校9年間を見通した言語活動の充実を図る授業に向け、授業改善をめざすとともに、児童・生徒の言語力や論理的思考能力の育成を図ります。

(24) 学校図書館活性化事業 【教育委員会事務局】

児童の読書習慣を確立し、言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校図書館の活性化を進め、市民協働による児童の読書環境の整備を行います。司書教諭に対しては、資格修得後に専門的な知識を得る機会が規定されていないため、資格修得後のフォローアップを行います。

(25) 図書館を生かした読書環境や学習環境の充実 【教育委員会事務局】

学校通送便等を活用した、調べ学習や「朝の読書」などの一斉読書に使用する図書の小・中学校への団体貸出をはじめ、図書館見学、職場体験学習の受入など学校と市立図書館の連携により、読書環境や学習環境の充実を図ります。

(26) 理科支援員配置事業 【教育委員会事務局】

理科が得意な人材を小学校理科授業に活用し、観察・実験等における支援等を行うことにより、小学校理科教育の活性化および一層の充実を図ります。モデル校による研究およびモデルカリキュラムの開発により、小学校1年生から6年生を見通した理科教育の充実を図ります。

学習習慣の形成

放課後の時間を生かして、学校の授業の復習など自ら学ぶ学習習慣を形成するとともに、家庭での学習習慣の定着を支援します。

(27) 放課後ステップアップ事業 【教育委員会事務局】

学力向上の基礎となる自主学習習慣を確立するため、全小学校に指導員を配置し、放課後の時間を活用して児童の自主学習を支援します。

(28) 学習教材データの配信 【教育委員会事務局】

すべての小・中・特別支援学校に対して、学習教材データの配信を行い、児童生徒の効果的な学習を支援するとともに、学習意欲を向上させ自主学習を促進します。

(29) 学校キャラバン隊の派遣 【教育委員会事務局】

全国学力調査の結果分析をふまえ、生きる力としての学力を高めるためには、基本的生活習慣を確立すること、学習環境を整えること、自尊感情を育むことが大切であるということを各地域に出向き、保護者に対する啓発活動を推進します。

小・中学校間や地域との連携による学習活動の充実

小・中学校間の連携を強化し、指導方法の共有や教育課程の円滑な接続など、学習内容の充実を図ります。

(30) 小中一貫した教育の推進 【教育委員会事務局】

小・中学校間の連携を強化し、指導方法の共有や教育課程の円滑な接続など、学習内容の充実を図ります。各校作成の「小中連携アクションプラン」に基づき、すべての小中学校で実施します。

また、施設一体型小中一貫校においては、全市からの児童生徒の募集を行うとともに、小学校の高学年における教科担任制の導入を含めた特色ある教育内容を推進します。

施策目標4 社会で共に生きていく力を育成します

【基本認識】

人は社会の中で他者と共に生きる存在であることから、こどもや青少年が他者を思いやるやさしさや規範意識、コミュニケーション能力などの社会性を身につけていく必要があります。また、こどもや青少年が被害者となる犯罪や深刻化する環境問題など、生命や暮らしの安全を脅かすさまざまな問題をはらむ現代社会においては、自らの安全を守る力や、自然や環境を大切にすることなどを培っていくことも重要です。

【取組の方向】

自分を大切にするとともに他者を思いやるやさしさや規範意識、コミュニケーション能力などの社会性を培います。また、国際化が進展する中で、多様な文化や習慣を学び、その違いを認め、尊重しあう心をはぐくみます。さらに、社会におけるさまざまな危険性を回避し自らの安全を守っていく力の育成や、環境保全などの社会を守る意識の醸成を図ります。

社会性の育成

家庭や学校、地域社会におけるさまざまな体験や経験を通して社会性を身につけることができるよう、生活体験や社会体験、自然体験、ボランティア体験などの多様な体験機会の充実を図ります。また、国際化の進展に伴い、英語に慣れ親しむ機会や日本語の習得の機会、文化的アイデンティティを尊重し互いに交流する機会を提供するなど国際理解を深める取組を推進します。

(31) 青少年野外活動施設における事業 【こども青少年局】

こどもたちを取り巻く急激な環境の変化から、大都市では自然にふれる機会が少なくなってきました。豊かな自然に恵まれた施設の環境を活用し、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供する事業を実施します。

(32) 道徳教育の推進 【教育委員会事務局】

道徳教育について、道徳の時間を要として教育活動全体を通じて行うとともに、体験的な活動を通して子どもの豊かな感性や情操をはぐくみ、人間としてのあり方や生き方を考えることができるように努めます。

(33) 人権を尊重する教育の推進 【教育委員会事務局】

子どもが様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深め、日常生活の中で自他の生命と尊厳を互いに尊重し合う態度をはぐくみ、知識を行動へとつなげることができるよう指導します。

子どもに身の回りにある不合理や矛盾に気づく感性を養い、互いに理解し、支え合いながら問題を解決していく力を育てます。これらを通して、平和で民主的な社会及び国家の形成者として必要な資質の礎となる人権尊重の精神と実践への態度を養います。

(34) 国際理解教育の推進 【教育委員会事務局】

帰国・来日等の子どもに対して、学校への編入が円滑に進むように初期対応を行います。また、日本語指導についても、個々の実態に応じた適切な対応をとっていきます。在日外国人の子どもに対しては、自分のルーツのある国の歴史や文化・言語を学ぶ機会として、市内約100校に国際理解クラブを開設します。

自らの安全を守る力の育成

保育所や幼稚園、小・中学校において、発達段階に応じた交通安全教育を推進します。また、情報活用能力や情報モラルの向上を図るなど、犯罪被害に巻き込まれない力を育成します。

(35) 防災教育の推進 【教育委員会事務局】

土曜授業などを活用し、「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」に沿って、地域・保護者・関連機関などと連携した防災教育を実施します。

(36) こどもに対する交通安全教育の実施(保育所等) 【こども青少年局】

発達段階に応じた交通安全教育を推進します。

(37) こどもに対する交通安全教育の実施(幼・小・中学校) 【教育委員会事務局】

交通安全指導について、大阪府警察本部や各所轄警察署と連携した取組の充実を図ります。交通安全教室では、警察署の方の講話を聴いたり、実際の交通場面を想定した活動を取り入れたりすることにより、道路のきまりや安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用の仕方などについて指導の工夫を行っていきます。

(38) 情報モラル向上に向けた取組 【教育委員会事務局】

大阪府警察本部・大阪市教育委員会が主体となって組織する「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」に参画し、メールやインターネットを介して発生した事案についての情報交換を行い、ネットワークを活用した教室を開催するなど、各学校の取組を支援します。

(39) 消費生活に関する情報や消費者教育にかかる機会の提供 【市民局】

地域に無料で講師を派遣して、悪質商法の被害の実例をあげて、訪問勧誘の撃退法やクーリング・オフの書面作成など実践的な研修を行う地域講座や、悪質商法に関する学習と消費者センターの啓発・展示スペースの見学とを合わせた見学講座を実施します。また、全市立中学校・高等学校の3年生を対象に地域講座に使用している若年層向け教材「あなたをねらう!悪質商法」を配布します。

環境を守る意識の醸成

学校や環境学習センター等において、環境問題に関する学習や体験機会を提供します。また、自然や環境の保全に興味や関心を高めることができるよう、身近な地域で自然にふれることができる機会を提供します。

(40) 環境教育の推進 【教育委員会事務局】

副読本「おおさか環境科」や関係施設等を活用して環境学習を進めます。

(41) ごみ焼却工場の施設を活用しての普及啓発 【環境局】

自分たちの日常生活等から排出されるごみについて、「おおさか環境科」の副読本等で学んだことを、実際に見たり触れたりすることで、ごみ問題を身近なものとして捉え、ごみの分別・減量やリサイクルへの関心を育てるとともに、職業差別についても考えてもらうため、工場見学の受け入れを行います。

(31) 青少年野外活動施設における事業 【こども青少年局】 51 ページに掲載

施策目標5 成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します

【基本認識】

こどもや青少年は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていくうえで必要となるさまざまな力を培いながら成長していきます。しかし近年、社会環境の変化等によりこどもたちが実体験をする機会が減少しており、心身の健やかな成長に重大な影響を与えることが懸念される中、こうした成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実していくことが重要です。

【取組の方向】

大阪市が有する図書館や社会教育施設などの多種多様な社会資源や、文化的資産、多彩な人物など、大阪市が有する多くの貴重な財産を、こどもや青少年の成長や子育てに有効に生かす取組を推進します。

学校教育での体験活動の推進

校長の裁量により、学校が主体的にさまざまな取組を行える校長経営戦略予算等を活用し、自然体験やボランティア体験、芸術体験などの体験機会を提供します。

(42) 学校活性化推進事業 【教育委員会事務局・こども青少年局】

校園長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性をもって校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組を推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。

放課後などの活動の充実

放課後や長期休業期間において、こどもが安全に伸び伸び遊んだり、さまざまな活動を体験できる場づくりを推進します。

(43) 児童いきいき放課後事業 【こども青少年局】

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、本市に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます。

事業目標	122 ページに掲載
------	------------

(44) 留守家庭児童対策事業 【こども青少年局】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

事業目標	122 ページに掲載
------	------------

(45) 学校における放課後の活動等の実施 【教育委員会事務局】

中学校、高等学校においては、部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。

多様な体験や学習機会の提供

さまざまな体験や学習機会の提供ができる取組を推進します。あわせて、地域の大人などがこどもや青少年を対象とした体験や学習の機会を企画し、実施できるよう支援し、教育力の向上を図ります。

(46) 地域こども体験学習事業 【こども青少年局】

身近な地域で幼児から学齢期のこどもたちに対し、地域でこどもを育成する大人や団体が、自然体験、文化体験、ものづくり体験などの多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供できるよう、体験活動とおしたこどもの育成の活動手法等に関する研修・啓発を実施します。

(47) 自動車文庫事業 【教育委員会事務局】

大阪市内には各区に1館の図書館があるが、図書館が近くにない方のために、2台の自動車文庫（移動図書館）「まちかど号」が100か所以上のステーション（巡回場所）を月に1回巡回することで、身近な場所での学習機会の提供を行います。

(48) One Book One OSAKA 事業 【教育委員会事務局】

投票結果を基に、ボランティアと協働して大阪の1冊の絵本「One Book」を決定し、選ばれた絵本を題材に関連イベントを実施します。1冊の絵本を選ぶ過程でたくさんの絵本にふれることにより、おとなも子どももその楽しさを共有し、本の楽しさにふれるきっかけづくりを行います。

(49) 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進 【各区・こども青少年局】

青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は各区において地域の実情に応じて実施します)

(50) 塾代助成事業 【こども青少年局】

家庭の経済状況がこどもの学習環境に影響を与えることなく、こどもたちが学力や学習意欲を向上させるとともに、個性や才能を伸ばして成長できるよう、また、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、学習塾等の学校外教育の費用の助成を行います。

(51) こども 夢・創造プロジェクト事業 【こども青少年局】

大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、このような恵まれた環境のもと輩出された多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。

社会教育施設などを活用した体験や学習機会の充実

社会教育施設や博物館施設、スポーツ施設、生涯学習関連施設などにおいて多様な体験や学習機会を提供します。また、これらの施設を拠点として、興味や関心の高いこどもや青少年の意欲に応えるため、自主的活動を支援するとともに、施設を生かした体験や学習活動の企画段階からの参画機会を提供します。

(52) こども文化センター事業 【こども青少年局】

舞台を活かした優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通してこどもの豊かな感性と創造性を育み、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者を養成します。

(53) 青少年センター事業 【こども青少年局】

音楽・美術等の興味ある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく経験を積むことができる重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。

(54) キッズプラザ大阪 【教育委員会事務局】

キッズプラザ大阪は子どものための遊体験型学習施設であり、多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供します。

(55) 生涯学習センター 【教育委員会事務局】

生涯学習センターにおいて、多様な体験や生涯にわたる学習機会を提供します。

(56) こどものためのイベントガイド「タッチ」【教育委員会事務局】

小中学校等の夏休み・春休みに合わせ、多様な体験や学習機会を紹介する情報誌を発行します。

(15) 地域スポーツ施設の管理運営 【経済戦略局・環境局】 48 ページ再掲

(31) 青少年野外活動施設における事業 【こども青少年局】 51 ページ再掲

多彩な人物や本物にふれる機会の充実

こどもや青少年の興味や才能を一層引き出し、将来の夢や目標を持って成長できるよう、あこがれの人物や、大阪が誇る文化、スポーツや産業を担う人物から学んだり、本物にふれ、体験できる機会を提供します。

(57) 第一級の芸術にふれる機会の充実 【経済戦略局】

大阪にある優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次世代を担う青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけとします。

(58) 青少年芸術体験事業 【経済戦略局】

青少年が多様な芸術に接して感動を味わい、芸術への関心を高める機会を提供することで芸術に対する感性や能力を育成し、将来芸術に親しみ、関わる人材の育成へ繋がります。

(16) トップアスリートによる「夢・授業」 【経済戦略局】 48 ページ再掲

(51) こども 夢・創造プロジェクト事業 【こども青少年局】 55 ページ再掲

施策目標6 家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します

【基本認識】

こどもや青少年は、家庭はもとより、学校や地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長をしていくことから、家庭、学校、地域が一層連携しながら、それぞれの教育力を向上していくことが重要です。

【取組の方向】

地域では、これまでも、市民ボランティアや地域団体、NPOなどによりこどもや青少年をはぐくむ活動が展開されています。こうした市民の力を礎としながら、家庭や学校、地域等がそれぞれの役割を果たし、一層連携しながら、こどもや青少年の成長をはぐくむ教育環境を充実します。

教育コミュニティづくりの推進

家庭、学校、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進します。

(59) 小学校区教育協議会 - はぐくみネット - 事業 【各区・教育委員会事務局】

家庭、学校、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによって子どもをはぐくむ「教育コミュニティ」づくりを推進します。

(60) 子どもの読書活動の推進 【教育委員会事務局】

学校・地域・家庭・図書館が連携・協力し、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動を推進する施策を総合的、計画的に進めている。「子ども読書の日」(4月23日)記念事業の開催や、子どもの読書活動推進連絡会を全区で実施します。

学校・家庭・地域が連携した学校教育の充実

学校、家庭、地域が組織的に連携し、地域の教育力を学校教育に有効に生かす仕組みづくりを進め、学校における教育活動の充実や教育環境の向上を図ります。

(61) 学校元気アップ地域本部事業 【教育委員会事務局】

市内すべての中学校区に、様々な地域人材や社会資源を活かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。

開かれた学校づくりの推進

学校評価の結果やその他の情報を積極的に提供するとともに、保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させるため学校協議会を設置し、開かれた学校づくりを推進します。また、学校の施設を、地域住民やこどもたちの学習・スポーツ活動や交流の場として開放するなど地域に開かれた学校づくりを推進し、学校と地域の連携を深めます。

(62) 学校協議会 【教育委員会事務局】

保護者や地域住民などの学校運営の参加を促進するとともに、意向を学校運営に反映させるための制度として、全市立学校園に設置します。会議を開催し、学校園の「運営に関する計画」策定にあたり校園長に意見を述べたり、学校関係者評価の中間評価・最終評価を実施したりします。

(63) 生涯学習ルーム事業 【各区・教育委員会事務局】

市内小学校の特別教室等を活用し、地域における生涯学習活動の拠点としての役割を果たし、生涯学習の推進及び教育コミュニティづくりに寄与することを目的として実施します。

(64) 大阪市学校体育施設開放事業 【各区・経済戦略局】

スポーツ基本法第13条第1項の規定により、大阪市立の小・中・高等学校および特別支援学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲において地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供します。

共に学び育つ教育環境の充実

共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしてのインクルーシブ教育システムを構築するため、学校や保育所、幼稚園、身近な地域等で子どもたちが共に育ち、共に学びあう地域づくりを推進します。また、社会での自立を見据えた長期的な視野に立って、関係者が一層連携しながら障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を推進します。

(65) 「個別の教育支援計画」の策定 【教育委員会事務局】

幼児期から卒業まで、長期的な視点に立った教育的支援を行うために、保護者との連携による「個別の教育支援計画」を策定します。

(66) インクルーシブ教育システム構築推進事業 【教育委員会事務局】

「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、地域の小学校・中学校等の特別支援教育の充実を図るため、障がいのある児童生徒が地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたインクルーシブ教育システムを構築します。

(2) 次代を担い、生涯をいきいきと生きる力の育成

施策目標1 役割意識を醸成し、貢献意欲を発揮する社会参画の機会を充実します

【基本認識】

こどもや青少年が次代を担い、生涯をいきいきと生きていくためには、社会の一員としての自覚を持って役割や責任を果たしていく力を身につけていく必要があります。さまざまな人と共に社会に貢献する活動は、役割意識や責任感を培うとともに、努力や貢献が認められた体験はさらなる努力や社会貢献への意欲を高めていきます。そのため、こどもや青少年が主体的に社会参画できる機会を充実していくことが重要です。こうしたこどもや青少年の貢献意欲は、大阪市の将来を支える大きな力にもつながっていきます。

【取組の方向】

大阪市では、これまでも地域団体等により、こどもや青少年の自主的な活動やボランティア活動を支援する取組が活発に行われています。こうした取組を礎としながら、こどもや青少年が主体的に社会参画できる機会を充実します。

社会や地域への参画機会の充実

地域の行事やイベント等の企画、運営の機会や、よりよいまちづくりに向けて意見提案や発表できる機会など、こどもや青少年が主体的に社会や地域に参画できる機会の充実を図ります。

(67) おおさか子ども市会 【市会事務局・教育委員会事務局】

次代を担う子どもたちが、市会本会議場で市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的として、おおさか子ども市会を実施します。

施策目標2 興味や才能を広げ、社会や仲間とつながる機会を充実します

【基本認識】

こどもや青少年が社会の中でいきいきと活動することは、自らの生活を潤いのあるものとすると同時に、都市の活力の源にもなります。こどもや青少年が興味や才能を生かして伸び伸びと活動し、仲間とつながり、さらに才能や可能性を広げていく機会を充実していくことが重要です。このような活動は、さらに次の世代を先導し、大阪のまちにより幅広く深みのある魅力と活気をもたらしていきます。

【取組の方向】

こどもや青少年が興味や才能を生かして、文化や芸術などの創造的な活動やスポーツ活動などに活発に参加し、仲間づくりや自らの才能、可能性を広げていくことができる機会を充実します。

興味や才能を広げる活動の活性化

こどもや青少年が興味や才能に応じて、文化や芸術などの創造的活動やスポーツ活動などに活発に参加できる機会の提供や指導者の確保を図るとともに、こどもや青少年の自主的な活動を支援します。また、活動の成果を発信したり、発表できる機会や、仲間とつながり交流を深められる機会を提供します。

(68) 総合型地域スポーツクラブ設立及び活動支援事業 【経済戦略局】

各区、小・中学校校区に総合型地域スポーツクラブを設立することで、こどもや青少年が、スポーツ活動などに参加できる機会の提供や指導者の確保を図ります。また、活動成果の発表できる機会や、仲間との交流を深められる機会も提供します。活動を通じ、人と人のつながり、地域づくりを進める仕組みを作るにより、地域活動を効果的に推進するよう支援します。

(15) 地域スポーツ施設の管理運営 【経済戦略局・環境局】 48 ページ再掲

(18) 部活動の改革 【教育委員会事務局】 48 ページ再掲

(52) こども文化センター事業 【こども青少年局】 55 ページ再掲

(53) 青少年センター事業 【こども青少年局】 55 ページ再掲

施策目標3 個性や創造性を生かした専門分野の知識や技能を高める学習機会を提供します

【基本認識】

国際化や情報化、技術革新などが一層進展する変化の激しい時代においては、社会の持続的な発展を担う人材として、より実践的で高度な専門的知識や技能を身につけていく必要があります。また、多様化する価値観やライフスタイルに対応し、アイデアを生かして新たな技術や価値を生み出していく力を高めていくことも重要です。

【取組の方向】

社会の持続的な発展を支える一員として、社会の新たなニーズに柔軟に対応しながら、いきいきと活躍できるよう、大学や産業界等とも連携しながら、個性や創造性を生かせる専門分野の知識や技能を高められる学習機会を提供します。

専門的知識や技能を学ぶ機会の提供

時代のニーズに対応し、大学や産業界等とも連携しながら、個性や創造性を伸ばすとともに、専門分野の知識や技能を高められる学習機会を提供します。

(69) 高等学校教育の特色化 【教育委員会事務局】

平成24年に大阪ビジネスフロンティア高等学校を設置し大学や産業界等と連携した新しい商業教育を展開するなど、各校において時代のニーズに対応し、様々な専門分野で知識や技能を高めるための教育に取り組みます。

施策目標4 勤労観・職業観を醸成し、自らの進路を選択・決定する力を育成します

【基本認識】

若者の失業率の高さの原因は、景気の低迷だけでなく、職業意識の希薄化や就業意欲そのものの低下が懸念されます。勤労観や職業観を醸成し、生涯を見据えながら、自己の個性や適性を生かした進路を選択し、決定する力や生活を設計する力を身につけていく必要があります。

【取組の方向】

産業界等とも連携しながら、働くことや職業についての理解を深める体験や学習機会を充実し、発達過程に応じた勤労観や職業観の醸成や、自らの個性や適性を生かして進路を選択し、決定できる力の育成を図ります。

勤労観や職業観を醸成する多様な学習機会の充実

こどもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観をはぐくむため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進するなど、実践的な学習機会を提供します。

(70) キャリア教育推進事業 【教育委員会事務局】

小学校（含む特別支援学校小学部）では職業講話・職場見学等を実施、中学校（含む特別支援学校中学部）においては、職場体験学習等を実施します。

進路選択や生活設計する力の育成

将来を見据えながら、個性を生かし、目的意識を持って自らの進路を選択できる力を育成するため、中学校、高等学校等が連携して進路指導の計画的な推進を図ります。また、社会的自立に向けて、学生や学卒未就職者などが生活設計能力を獲得できるよう支援します。

(71) 進路指導の充実 【教育委員会事務局】

生徒一人ひとりが、自分の個性、能力、適性をふまえた将来への展望を持ち、主体的に進路を開拓していく意思・能力・態度などを育成する教育の充実を図ります。

(72) 若者自立支援事業 【こども青少年局】

青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者に対し、それぞれの置かれている状況やニーズに応じて、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援する事業を行います。

(73) キャリア形成支援(若者のためのライフデザイン支援事業) 【市民局】

大学生等を対象に、将来を考え、可能性を広げられるよう、ライフデザインを支援する事業として将来の仕事や生活のあり方について、学生自身が考えた企画・提案を大学等から募集し、同世代の学生を対象に講演会等を実施します。

(74) キャリア形成支援(体験型指導プログラムの構築) 【市民局】

中学生・高校生を対象に、主体的に人生をプランニングし、学び、考えを広げ、可能性を引き出すことができる体験型指導プログラムの開発を行います。

施策目標5	社会的自立や職業的自立を支援する仕組みを充実します
--------------	----------------------------------

【基本認識】

若者の雇用状況が厳しい時代において、若者が社会的自立、経済的自立を実現できるよう、就業等に向けて、一人ひとりのニーズに応じた支援を充実していく必要があります。

【取組の方向】

若者が社会人として、職業人として自立できるよう、関係機関と密接に連携しながら、就業に向けた情報提供や学び直しなどの学習機会を提供するなど、一人ひとりが抱えるさまざまな課題やニーズに応じて支援する仕組みを充実します。

就業支援の充実

国、府と連携し、役割分担しながら、企業や関係機関等の協力のもと、身近な地域において就職に向けた職業相談や職業紹介を行うなど、就業支援の充実を図ります。

(75) しごと情報ひろば総合的就労支援事業【市民局】

市内5か所の「しごと情報ひろば」で、若年者・母子家庭の母など就職に向けた支援が必要な人を対象として、無料による職業相談・職業紹介などを行い、また、区役所等での巡回相談などにより地域の関係機関などと協力・連携し、自立・就労を支援する「地域就労支援事業」を実施します。

施策目標6	社会人の能力アップや再挑戦を支援する環境を充実します
--------------	-----------------------------------

【基本認識】

変化の激しい時代においては、社会人になった若者が能力アップを図ったり、社会の新たなニーズに対応する知識や技能を身につけるなど、生涯を通じて必要な学習ができる機会を充実する必要があります。また、途中で進路を変更した若者が、意欲や希望を持って社会的自立、経済的自立に向けて再挑戦できる環境づくりが重要です。

【取組の方向】

社会人となった若者が社会でいきいきと活躍し続けることができるよう、職業スキルを高めたり、社会の新たなニーズに対応する知識や技術を習得するなど、多様な学習ニーズに応える環境を充実します。また、無業状態にある若者や進路変更をめざす若者が、社会的自立や職業的自立に再挑戦できる環境を充実します。

多様な学習ニーズに対応する環境の充実

生涯学習に関する豊富な情報をウェブサイトにより迅速にわかりやすく提供するとともに、学習に関する相談を推進します。また、情報の宝庫である図書館において、仕事に役立つデータや資料の提供や調査相談（レファレンス）サービスを推進するとともに、産業界と連携した学習機会を提供します。

(76) 生涯学習に関する情報提供 【教育委員会事務局】

生涯学習情報提供システム「いちょうネット」の運用を進めるなど、生涯学習に関する情報提供を行います。

(77) 図書館におけるレファレンスサービス事業 【教育委員会事務局】

図書館の資料やデータを活用して、多様な学習ニーズに対する支援を行います。レファレンス（調査相談）機能の強化・情報サービスの高度化のため、商用データベースや電子書籍、音楽配信サービスの提供など電子図書館機能の充実を図るほか、産業界、大学と連携して起業や仕事に役立つビジネス講座を開催します。

再挑戦を支援する取組の充実

学卒未就職者や早期離職者で就職をめざす人や、子育て中や子育て後に再就職を希望する人など、一人ひとりの状況に応じて就業を支援します。

(75) しごと情報ひろば総合的就労支援事業【市民局】 62 ページ再掲

2 安心してこどもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えています。また、家庭の責任を一人で担わなければならないひとり親家庭が増加するなど、子育て家庭の家族形態や抱える悩みも多様化しています。さらに、障がいのあるこどもや、慢性疾患などにより長期に療養を必要とするこどもの養育者が安心して子育てができるよう支援するとともに、すべてのこどもが互いを思いやり、共に育つ地域づくりを進めていくことが重要です。

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所が子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。

また、満三歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満三歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、円滑な連携を進める必要があります。さらに、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後事業を利用できるよう、相互の連携を図ることも必要です。

すべての子育て家庭が、安心と喜びを実感しながら、こどもを生み、育てられるように、子育て家庭のさまざまなニーズにきめ細かく対応する支援の仕組みを、より身近な地域で充実していく必要があります。

また、全国的に少子化が急速に進行しており、大阪市ではより顕著な傾向がみられます。少子化の背景には、近年の厳しい経済状況はもとより、子育て不安や子育てに伴う経済的負担などさまざまな要因が考えられ、仕事か出産・子育てかの二者択一の構造となっていることも課題といわれています。働き続けることを希望する人が仕事と出産・子育てを共に選択できる社会を実現していくことが重要であることから、大阪市では、これまでも仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童の解消をはじめ、保育サービスの充実等に精力的に取り組んできたところです。しかし、大阪市のような大都市圏では女性の労働力率がなお低く、結婚や出産・子育てを機に仕事を辞める女性も多くみられます。また、30歳代前後で一度離職した女性の再就職等が進んできているものの希望どおり再就職ができていない状況も窺えます。

就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層充実し、こどもを生み、育てるすべての人が多様な生き方や働き方を選択できる社会を実現していく必要があります。

めざすべき目標像

- 保護者が安心や喜びを感じながらこどもを生み、育てることができる
- 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る安心な環境が整っている
- 多様な働き方や生き方を選択できる社会的な仕組みが整い、希望する人が働き続けながらこどもを生み、育てることができる

【はぐくみ指標】

指標項目	現状値	平成 31 年度
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合	78.6%(就学前児童) 72.3%(就学児童) (注 1)	80%
「朝食を毎日食べていない」と答えるこどもの割合	7.0%(小学生) 11.9%(中学生) (注 2)	5%(小学生) 8%(中学生)
25～44歳の女性の有業率	69.3% (注 3)	73%以上 平成 32 年

(注 1) 平成 25 年度二一ス等調査〔就学前児童及び就学児童向け調査〕

(注 2) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査

(注 3) 平成 25 年度大阪市内における就業構造基本調査の概要

【施策目標】

(1) 安心して子どもを生むことができる仕組みの充実	
施策目標 1	妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守る仕組みを充実します
施策目標 2	妊娠中や出産時期からの子育て支援を充実します
施策目標 3	思春期のこどもの健康を守る取組を充実します
(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実	
施策目標 1	こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します
施策目標 2	子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します
施策目標 3	ひとり親家庭への支援を充実します
施策目標 4	障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
施策目標 5	長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します
(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実	
施策目標 1	仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します
施策目標 2	子育てしながら社会参画に再チャレンジできる取組を充実します

(1) 安心してこどもを生むことができる仕組みの充実

施策目標 1	妊娠中や出産時期のこどもと親の健康を守る仕組みを充実します
---------------	--------------------------------------

【基本認識】

妊娠中や出産時期のこどもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦もみられます。妊婦の健康管理を充実していく必要があります。さらに、不妊治療へのニーズも高まっており、妊娠を望む夫婦への支援も必要です。

【取組の方向】

妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保します。胎児や新生児及び母体の健康と安全な出産を守り、危険な状態にある妊産婦や未熟児等に対応するため、周産期の医療体制を確保します。また、妊娠・出産を望む夫婦が安心して不妊治療を受けられるよう支援します。

妊婦の健康管理の機会の確保

妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の重要性について周知を図るとともに、支援を要する妊婦への保健指導等を推進します。

(78) 妊婦健康診査 【こども青少年局】

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

事業目標	125 ページに掲載
------	------------

周産期の医療体制の確保

超低出生体重児や重症妊産婦など、緊急な医療を必要とする母子や、脳出血など産科以外の疾患を有する妊産婦の健康や生命を守るため、医療機関相互の連携を強め周産期医療体制を確保するとともに、周産期医療と救急医療との連携に努めます。

(79) 周産期緊急医療対策事業 【健康局】

ハイリスクの新生児や妊産婦を、24 時間体制で高度な医療機能を有する医療機関に緊急搬送し、適切な治療が受けられる体制を確保するため、周産期の緊急医療体制を整備するとともに、かかりつけ医のない妊産婦や婦人科疾患の救急搬送体制として、救急搬送体制協力病院を当番制で確保し、一時対応病院として受入を図ります。

不妊治療の負担軽減

妊娠・出産を望む夫婦に対して、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費に要する経費の一部を助成します。

(80) 特定不妊治療に対する助成 【こども青少年局】

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもののうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

施策目標2 妊娠中や出産時期からの子育て支援を充実します**【基本認識】**

妊娠中や出産時期の親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも影響することから、妊娠中からの親自身の健康への意識を高め産後の育児をイメージするとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ症状へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要があります。また、深刻な問題になっているこどもの虐待や思春期における問題行動等は、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが大いと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要です。

【取組の方向】

妊婦が安心して出産できるように、妊娠や出産、子育てに関する情報提供や妊婦が相互に交流し、情報交換できる機会を充実します。また、出産後間もない時期の心身のケアや育児サポートを強化し、こどもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、こどもや親の心身の健康などの不安な兆候や課題を早期に発見し、適切な支援を行います。

妊産婦への情報提供や交流機会の充実

妊娠や子育てへの不安等を解消するため、身近な地域において、妊娠や出産、子育てに関する知識の普及を図るとともに、妊産婦が相互に交流し、仲間づくりや情報交換できる機会を提供します。

(81) 母親教室 【こども青少年局】

妊娠届出時等に妊婦を対象とする教室や保健指導の案内を行い、妊産婦を対象に妊娠・出産・育児や健康に関する正しい知識の普及と必要な保健指導を行う健康教育を実施し、具体的かつ実践的な教育及び参加者同士の交流により、健康の保持増進と育児不安や悩みの軽減・解消を図ります。

妊娠期から産後間もない時期の訪問等による支援

妊娠届出時等に保健師が妊婦と面接を行い、支援が必要な妊婦には関係機関と調整し必要な支援につなぎます。また、子育て不安の軽減を図るため、産後間もない時期に、助産師や保健師等の専門職が子育て家庭を訪問し、子育て相談や指導など個々の状況に応じた支援を行います。あわせて、産後のストレスやうつ症状等を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行います。

(82) 乳児家庭全戸訪問事業 【こども青少年局】

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待を発症する可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

事業目標	125 ページに掲載
------	------------

(83) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業） 【こども青少年局】

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

事業目標	125 ページに掲載
------	------------

施策目標3 思春期のこどもの健康を守る取組を充実します

【基本認識】

望まない妊娠などによる人工妊娠中絶は大きな社会問題であり、その若年化も問題となっています。10代の人工妊娠中絶実施率は減少傾向がみられるものの、性感染症罹患率は増加傾向がみられます。性に関する正しい知識や健全な意識の醸成、生命を大切にする心の育成が重要です。また、10代の喫煙や飲酒、思春期やせ症などは、将来、妊産婦の健康にも影響を与えるとともに、低出生体重児の増加にも関連が深いと指摘されています。家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組を推進していく必要があります。

【取組の方向】

妊娠や出産、子育てにも大きな影響を与える思春期の心身の健康を守るため、思春期特有の悩み等についての相談体制を確保します。また、生命の尊さや性への正しい理解を深める取組を推進します。

健康を保持増進する取組の充実

学齢期の健康診断の実施などにより、健康管理の機会や発達段階に応じた保健指導を推進するとともに、近年増えつつある感染症を中心に知識の普及啓発に努めます。とりわけ、妊娠、出産、子育てに大きな影響を与える思春期の心身の健康を守るため、特有の医学的問題や悩み等に対する専門的な相談の推進や健康に関する正しい知識の普及を図ります。また、生命の尊さや性への正しい知識、子育ての意義などへの理解を促す健康教育を推進します。

(84) 健全母性育成事業 【こども青少年局】

思春期における男女の心身の健康が将来の結婚生活や健康、妊娠、出産、子育てに大きな影響を与えることから、思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、性と生殖に関わる専門家が中学校へ出向き直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。

(4) 感染症に関する正確な知識の普及啓発 【健康局】 46ページ再掲

(5) 学校園における感染症予防の推進 【教育委員会事務局】 46ページ再掲

(6) 学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進 【健康局・教育委員会事務局】 46ページ再掲

(7) 思春期問題相談 【健康局】 46ページ再掲

(8) 薬物関連問題相談 【健康局】 46ページ再掲

(2) 身近な地域における子育て家庭への支援の充実

施策目標 1 **こどもの健康や安全を守る仕組みを充実します**

【基本認識】

子育てをしていくうえで、こどもの健康や安全を守ることは大切です。こどもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に、夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。また、朝食を毎日食べない割合が高い傾向があり、食育の推進をはじめ、こどもの健全な日常生活習慣の形成を図っていく必要があります。

【取組の方向】

こどもの健康な生活習慣の形成を図ることができるよう、さまざまな機会をとらえ、情報提供や健康教育を推進します。また、こどもの健康を適切に管理できる機会を確保し、健康の保持増進と病気等の予防や早期発見・早期対応を図ります。こどもの不慮の事故や病気などの緊急時にも即応できるよう救急医療体制を充実します。

健康的な生活習慣の形成支援

生活習慣は生涯にわたり健康に大きな影響を与えることから、家庭での養育はもとより、保育所や幼稚園、学校、地域において健康教育を推進し、こどもの健康的な生活習慣の確立を図ります。なかでも、食育推進の観点から健康的な生活習慣の形成に努めます。

(9) 食に関する相談や指導の推進 【健康局】 47 ページ再掲

(10) 食に関する情報や学習機会の提供 【健康局】 47 ページ再掲

(11) 保育所等における食育の推進 【こども青少年局】 47 ページ再掲

(12) 幼稚園における食育の推進 【教育委員会事務局】 47 ページ再掲

(13) 学校における食育の推進 【教育委員会事務局】 47 ページ再掲

(14) 大阪東部いきいき市場・夏休み子ども市場体験ツアー 【中央卸売市場】 47 ページ再掲

乳幼児の健康管理の機会の確保

乳幼児各期に健康診査を行い、こどもの状況に応じて精密健康診査等を行い、的確に対応し、同時に乳幼児の健康や家庭内での事故の予防と対応など子育てに関する情報提供を行います。また、一定の要件のもと医療費の負担軽減を図ります。

(85) 乳児一般健康診査 【こども青少年局】

生後 1 ～ 2 か月と 9 ～ 11 か月の乳児を対象に、本市が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見とともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。

(86) 3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 【こども青少年局】

3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。

(87) こども医療費助成制度 【こども青少年局】

こどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。

小児救急医療体制の充実

いざというときに安心して救急医療を受けることができるよう、休日・夜間の小児救急医療の充実に努めます。救急安心センターにおいて、突然の病気やけがのときに、救急医療相談を受け付けます。

(88) 休日・夜間急病診療所の運営事業 【健康局】

主として医療機関が通常診療を実施していない時間帯（夜間及び休日）において市民が急病になった際に、診療（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）を実施する事業であり、市民の安全で安心な生活に寄与することを目的として事業を実施します。

(89) 救急安心センター事業 【消防局】

「救急安心センターおおさか」では、看護師、相談員が医師の支援体制のもと救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを365日24時間対応できる体制を整えており、医療相談の内容から緊急性が高い場合には、迅速に救急車を出場させるなどのワンストップサービスの提供を行います。

施策目標2 子育て不安を軽減し安心して子育てできる取組を充実します**【基本認識】**

子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要があります。地域組織の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要です。また、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時に子どもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要があります。

【取組の方向】

安心して子育てできるよう身近な地域での相談や支援体制を充実します。家庭における子育てを支援するため、子育てに関する情報提供の充実や、保護者や子ども同士の交流機会を提供します。緊急時などに、就業の有無にかかわらず子どもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を推進します。

子育て相談や支援の充実

各区保健福祉センターの「子育て支援室」において、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、保育所・幼稚園や地域子育て支援拠点事業などによる身近な地域での相談や支援を推進します。また、こども相談センターの総合的な相談や支援機能を充実し、市、区、地域におけるこれらの機関の有機的な連携により、子育て家庭への相談や支援体制を強化します。国際化の進展や国際結婚が増加する中で、多様な文化的背景を持つ子どもや保護者が安心して子育てできるよう、必要な情報提供や相談などの支援に努めます。

(90) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】

大阪市内に住む、18歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や観察を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。

(91) 区保健福祉センターにおける相談の充実 【こども青少年局】

区保健福祉センターの「子育て支援室」においては、虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行います。

(92) 地域子育て支援拠点事業 【こども青少年局】

保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供すると共に、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する身近な地域での相談や支援を行うと共に、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

事業目標	122ページに掲載
------	-----------

(93) 幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施 【こども青少年局】

幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。

(94) 男女共同参画センター子育て活動支援館及び子ども・子育てプラザにおける相談等

【こども青少年局】

男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う、男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子ども・子育てプラザにおいても子育てに関する相談を行います。

(95) 利用者支援事業 【各区・こども青少年局】

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

事業目標	125ページに掲載
------	-----------

情報提供や交流機会の充実

家庭で子育てをする養育者が、身近な地域で気軽に相談したり、子育てに関する情報を得られるよう、各区子ども・子育てプラザをはじめ、保育所等の機能を生かして地域の拠点づくりを進め、子育てに関する講習会も開催します。また、保護者や子どもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供します。

(92) 地域子育て支援拠点事業 【こども青少年局】 72 ページ再掲

地域で取り組む子育て活動への支援

各区子ども・子育てプラザや子育ていろいろ相談センターが、地域で子育て活動を行うグループへの助言や活動場所の提供などの支援を行い、地域における子育て力の向上を図ります。また、子育てサロン・サークルを運営する民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、子育て活動に取り組む市民だけでなく、全市民に子育て支援に関する情報を提供し、活動の裾野を広げます。

(96) 子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ） 【こども青少年局】

次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供します。

(97) 男女共同参画センター子育て活動支援館における人材育成、団体等への指導・助言

【こども青少年局】

子育て支援に関する人材育成のための講習会、研修会等を開催すると共に、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。

多様なニーズに対応する子育て支援の充実

保護者の仕事の都合や病気、介護などで子育てが一時的に困難な場合など、子育て家庭の多様なニーズに応じた支援を充実します。

(98) 一時預かり事業 【こども青少年局】

保護者が病気や仕事などにより、断続的または緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前の子どもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

事業目標	124 ページに掲載
------	------------

(99) 病児・病後児保育事業 【こども青少年局】

子どもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭で保育ができない場合に、回復するまでの数日間子どもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

事業目標	125 ページに掲載
------	------------

(100) 子どものショートステイ事業 【こども青少年局】

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴う形で児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

事業目標	122ページに掲載
------	-----------

(101) ファミリー・サポート・センター事業 【こども青少年局】

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

事業目標	125ページに掲載
------	-----------

子育てにかかる経済的負担の軽減

国制度との整合性を図りつつ、受益と負担の適正化の視点もふまえながら、保育料や教育費、その他教育・保育に必要な実費徴収にかかる負担など、子育て家庭における保育所や幼稚園から高等学校までの子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

(102) 保育料（幼稚園・保育所等）の負担軽減 【こども青少年局】

保育料については、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、大阪市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料徴収基準額よりも安く保育料を設定します。

(103) 保育料（私立幼稚園）の負担軽減 【こども青少年局】

市内に居住する幼児を私立幼稚園に就園させている保護者の経済的負担を軽減するため、入園料及び保育料の減免を行う幼稚園の設置者に対し、就園奨励費補助・幼児教育費補助を行います。

(104) 教育費等の負担軽減 【教育委員会事務局】

大阪市内に居住し、高等学校または高等専門学校に在学する生徒で、経済的理由により修学が困難な者（市民税非課税世帯。ただし、生活保護世帯を除く）に対し、大阪市奨学費を支給します。（奨学費）

また、経済的な理由により大阪市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助を実施します。（就学援助費）

(50) 塾代助成事業 【こども青少年局】 55ページ再掲

(87) こども医療費助成制度 【こども青少年局】 71ページ再掲

施策目標3 ひとり親家庭への支援を充実します

【基本認識】

家族形態の違いにかかわらず、すべての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。ひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、精神的、経済的負担が大きくなっています。子育てや生活支援、就業支援など、個々のニーズに応じた総合的な支援を推進していく必要があります。

【取組の方向】

ひとり親家庭の子育てを支援するため、それぞれの家庭が抱えるさまざまな課題にきめ細かく対応し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などを総合的に推進します。また、関係機関や地域のネットワークにより、身近な地域での相談や支援体制を充実します。

子育てや生活支援の充実

ひとり親家庭が、子育てと就業を両立できるよう、子育てや生活面での支援を進めるとともに、生活の場の安定を図ります。また、こどもの抱えるさまざまな悩みを受けとめる相談機能の充実や、こどもにさまざまな体験活動の機会を提供するなど、こどもへの支援を推進します。

(105) ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども青少年局】

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、技能習得のための通学、就職活動、残業等自立促進に必要な事由、又は疾病、冠婚葬祭等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で保育したりするなど、その生活を支援します。

(106) 母子生活支援施設 【こども青少年局】

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。

就業支援の充実

ひとり親家庭等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力開発のための訓練や効果的な職業紹介、就業機会の創出など就業面での支援体制の整備を進めます。また、仕事と子育ての両立やひとり親家庭等に対する理解を深め、働きやすい社会環境を創出するため、行政内部、企業や団体等に対する啓発活動や情報提供を推進します。

(107) 母子家庭等就業・自立支援センター事業 【こども青少年局】

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。

(108) ひとり親家庭サポーター事業 【こども青少年局】

各区保健福祉センターに、就業支援の専門的知識を持つひとり親家庭サポーターを配置し、ひとり親家庭等に対し、就業情報の提供、自立支援計画の策定、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談を行うなど、きめ細かで継続的な就業相談を実施します。また、区役所の相談日に来所できない方に対しては、訪問相談等に対応します。

(109) 企業等に対する啓発の促進 【こども青少年局】

ひとり親家庭等就業支援機関が連携し、経済団体等に対して、ひとり親家庭等の就業促進に向け理解を求めるよう、研修会等の場を活用して啓発を実施します。

養育費の確保への支援

相談体制の充実等により、ひとり親家庭のこどもの養育費の確保に向けての支援を図るとともに、養育費の取り決めや支払いについて社会的な認識が深まるよう、広報や啓発活動を推進します。

(110) 広報・啓発活動の推進及び相談・情報提供体制の充実 【こども青少年局】

養育費に関する講座の開催やパンフレットの作成など、広報・啓発活動を推進します。また、各区保健福祉センターでの相談従事者等に対して養育費に関する研修を実施し相談技能の向上に努めるとともに、母子家庭等就業・自立支援センターの相談事業として、弁護士による専門相談を実施するなど相談・情報提供体制の充実に努めます。

経済的負担の軽減

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に有効につながるよう、各種制度について積極的な情報提供や、関係職員に対する研修の充実等に努めるとともに、経済面での支援体制を整え、経済的負担の軽減を図ります。

(111) ひとり親家庭医療費助成制度 【こども青少年局】

ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図ります。

相談や支援体制の充実

ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けないよう、教育や啓発活動等の取組を強化します。ひとり親家庭等が抱えるさまざまな悩みや課題に対してきめ細かな対応ができるよう相談窓口や情報提供体制を拡充するとともに、適切な支援が可能となるよう関係機関との連携を強化します。また、身近な地域社会においてひとり親家庭の親と子の生活を見守り自立を支援できるよう、行政と地域住民の協働による支援体制の充実を図ります。

(112) 相談・情報提供機能の充実 【こども青少年局】

各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、母子寡婦福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。

(108) ひとり親家庭サポーター事業 【こども青少年局】

76 ページ再掲

施策目標4	障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
-------	------------------------

【基本認識】

障がいのある子どもの養育支援については、身近な地域での相談や支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。発達障がいも含め障がいの状態や程度は多種多様であり、養育者をはじめ関係者が障がいに対する理解を深め、障がいを早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。また、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援も重要です。何より、地域のすべての子どもが互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが重要です。

【取組の方向】

身近な地域での相談や支援を推進するとともに、健康診査などのあらゆる機会をとらえて障がいの早期発見に努め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が一層連携し、生涯を見通し発達段階に応じて切れ目のない支援を推進します。また、発達障がいを含めたさまざまな障がいについて、保育所をはじめ子どもはぐみに関わる人材の専門性を高め、一人ひとりの状態に応じて一貫した支援体制を構築します。そして、障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に育つ地域づくりを推進します。

相談や支援体制の充実

各区の保健福祉センターや心身障がい者リハビリテーションセンター、こども相談センターなど関係機関が連携し、障がいのある子どもとその家族への専門的な相談や支援を推進します。また、障がいのある子どもとその家族の地域での生活を支え、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談や指導、施設職員への指導を行います。学校園においては、障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、医療、福祉、労働等の関係機関、保護者と連携して、幼児期から学校卒業後まで長期的な視点に立った一貫した教育的支援を行います。

(113) 4・5歳児発達相談 【こども青少年局】

知的障がいを伴わない発達障がいは、4歳頃から保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会性や行動面の問題が表面化するといわれており、3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児と養育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発達障がいの個別相談を行い、専門診断機関の紹介や養育者への支援を行います。

(114) 障がい児等療育支援事業 【福祉局】

在宅の重症心身障がい児（者）知的障がい児（者）身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児の地域での生活を支えるため、訪問・外来による専門的な療育相談・指導や施設職員への指導等を行います。

発達障がいのあるこどもへの支援体制の強化

発達障がい者支援センターを核として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関がさらに緊密な連携を図ることにより、発達障がいのあるこどもとその家族への支援を充実します。発達障がい児専門療育機関を運営し、児童の専門的・個別的療育と保護者研修を実施します。保育所や学校園においては、保育士や教員への研修の実施により専門性を高めるとともに、園内、校内での支援体制を強化します。

(115) 発達障がい者支援センターの運営 【福祉局】

発達障がいのある人及びその家族に対する相談支援、ペアレント・トレーニング等の親支援、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援等を行います。

(116) 発達障がい児専門療育機関の運営 【福祉局】

発達障がい児専門療育機関を運営し、こどもの専門的・個別的療育と保護者研修を実施します。

(65) 「個別的教育支援計画」の策定 【教育委員会事務局】 58 ページ再掲

共に育つ地域づくりの推進

障がいや障がいのあるこどもへの理解を深める取組を推進するとともに、保育所や学校園、地域社会などのあらゆる機会において、障がいのあるこどもとないこどもが共に育つ地域づくりを推進します。

(117) 特別支援教育や障がいのあるこどもの保育の推進 【こども青少年局・教育委員会事務局】

地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育内容の充実を図り、受け入れの促進に努めます。

(66) インクルーシブ教育システム構築推進事業 【教育委員会事務局】 58 ページ再掲

放課後などの活動の充実

障がいのある児童・生徒の放課後などの活動支援を推進するとともに、障がいのある児童・生徒の自立を促進します。

(118) 放課後等デイサービス 【福祉局】

就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

(43) 児童いきいき放課後事業 【こども青少年局】 54 ページ再掲

(44) 留守家庭児童対策事業 【こども青少年局】 54 ページ再掲

(45) 学校における放課後の活動等の実施 【教育委員会事務局】 54 ページ再掲

施策目標5 長期にわたり療養を必要とする子どもと家庭への支援を充実します

【基本認識】

小児慢性特定疾患など、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする子どもについては、日常生活において医療分野の専門的な支援が不可欠であるとともに福祉的な支援が必要です。そのため、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、その疾患や療養状況に応じた適切な相談を行い、日常生活における問題や不安を軽減し、ひいては子どもの健全育成の推進を図ることが重要です。

【取組の方向】

小児慢性特定疾患など慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする子どもについて、その疾患及び療養状況を把握するとともに、状況に応じた適切な相談や助言を行い、日常生活における問題や不安の軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

相談や支援体制の充実

長期療養を必要とする子どもを養育する家族に対し、専門医師などによる医療相談や保健指導、食生活相談などを行います。各区保健福祉センターにおいては、必要に応じて保健師が面接や訪問により相談を行います。また、同じ立場の相談者等による電話相談や面接相談などを行います。

(119) 小児慢性特定疾病児等にかかる相談事業 【健康局】

長期療養を必要とする子どもを養育する家族に対し、専門医師等による医療相談や保健指導、食生活相談を行います。また、同じ立場の相談者等による電話や面接での相談も行います。各区においては保健師が面接や訪問による相談等を行います。

(3) 多様なライフスタイルで子育てできる仕組みの充実

施策目標 1	仕事と出産・子育てを共に選択できる仕組みを充実します
--------	----------------------------

【基本認識】

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加しています。大阪市では、これまでも、多種多様な保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援してきました。しかし、依然として、女性労働者が結婚や出産、子育てを機に離職する傾向がみられます。国際的にみると、出産や子育て期にあたる女性の労働力率が高い国の方が出生率が高い傾向がみられます。女性が働き続けられる社会の実現は、自分に合ったライフスタイルの実現はもとより、少子化の改善にもつながっていきます。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、都市の活力を高めるうえでも重要な課題です。就業を希望する人が働き続けながら、こどもを生み、育てることができる社会、仕事と生活の調和を実現し、男女が共に子育てしやすい社会づくりを社会全体で推進していく必要があります。

【取組の方向】

働き続けることを希望する人が、仕事と出産・子育てを共に選択できる社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後活動を充実します。また、仕事や子育てをはじめとする生活が共に自分らしく豊かに過ごすことができるよう、仕事と生活の調和の実現に向け、行政はもとより、企業や地域等と連携して社会全体で取り組みます。

保育サービスの充実

子育て家庭のさまざまなニーズに対応するとともに、利用者の生活状況や希望をふまえ、利用しやすい保育サービスの提供に努めるとともに、認定こども園など地域の状況に応じた方策により保育サービスの充実を図ります。また、多様化する就労形態に伴う個々の家庭のニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。

(120) 保育所の整備 【こども青少年局】

厚生労働省定義の待機児童の早期解消を図るとともに、子ども・子育て支援新制度を見据え、保育を必要とするすべての世帯へ保育の提供を行えるよう、平成 30 年 4 月に必要と見込まれる保育ニーズに対して平成 29 年度までに計画的に入所枠の確保を行うものとし、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の整備を行います。

事業目標	113 ページ以降に掲載
------	--------------

(121) 延長保育事業 【こども青少年局】

近年の女性の社会進出や、就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが多様化していることから、延長保育を実施している保育所に対し補助することにより、保育ニーズへの対応と乳幼児の福祉の向上を図ります。

事業目標	121 ページに掲載
------	------------

(122) 一時預かり事業（幼稚園型） 【こども青少年局】

保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しにくくなった地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園で教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業（預かり保育）を実施します。

事業目標	123 ページに掲載
------	------------

(123) 多様な主体の参入促進事業 【こども青少年局】

待機児童対策としての保育の受け皿拡大や、住民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めるために、民間事業者の参入を促進し、新規参入事業者が保育の質を確保した上で、安定的かつ継続的な事業運営を行うことができるように支援する。

(124) 保育人材の確保対策 【こども青少年局】

保育士・保育所支援センターを開設し、現在保育所に勤務していない保育士等からの就職相談、勤務ブランクのある保育士等のための研修の実施、近隣府県の保育士養成施設の学生への大阪市内保育所への就職説明会の実施等の取組により、待機児童の解消に必要となる保育士等の確保を図ります。

(98) 一時預かり事業 73 ページ再掲

(99) 病児・病後児保育事業 73 ページ再掲

放課後などの活動の充実

放課後や長期休業期間において、こどもが安全に伸び伸び遊んだり、さまざまな活動を体験できる場づくりを推進します。また、保護者の仕事と子育ての両立を支援する観点も含めて、放課後などのこどもの活動の場が一層充実したものとなるよう推進します。

(43) 児童いきいき放課後事業 【こども青少年局】 54 ページ再掲

(44) 留守家庭児童対策事業 【こども青少年局】 54 ページ再掲

仕事と生活の調和を図る取組の充実

男女が共に仕事と子育てなどの生活の調和を実現し、一人ひとりの能力を発揮できる環境づくりをめざし、情報誌やホームページを活用して仕事と子育ての両立を支援する情報を提供します。また、企業における働き方の見直しへの取組を支援するとともに、市民への広報や啓発に努めます。

(125) 女性の活躍リーディングカンパニー認証事業 【市民局】

「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、本市が一定の基準に測り認証・表彰します。

施策目標2 子育てしながら社会参画に再チャレンジできる取組を充実します

【基本認識】

大都市圏では、子育て等を理由として30歳代前後で離職した女性が、再就職を希望しながらも仕事に就いていない割合が高く、大阪市においても希望どおりに再就職ができていない状況が窺えます。就業等を希望する女性が子育て中、子育て後に社会で活躍できるよう、関係機関が相互に連携し、相談体制や情報提供を充実するなど、個々のニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向】

子育てしながら、あるいは子育て後に就業などの社会参画を希望する人が、その意欲や能力を生かして社会で活躍できるよう、関係機関が相互に連携しながら、相談や情報提供を充実します。また、妊娠時期等において、子育て後等の将来を見通して自分らしい人生設計ができるよう支援する機会を提供します。

出産後や子育て後等の人生設計への支援

妊娠中や子育て中の保護者を対象に、出産後や子育て後の長期的な人生設計や、仕事と生活の調和のとれた自分に合った人生設計ができるよう、また、子育て中や子育て後に就業などの社会参画に再チャレンジできるよう、相談や情報提供を行います。

(126) ママの再チャレンジ応援事業 【市民局】

妊娠中や子育て中の保護者を対象に、子育て中や子育て後に就業などの社会参画に再チャレンジできるよう、相談や情報提供を行います。

(127) 子育て後等の人生設計への支援 【市民局】

妊娠中や子育て中の保護者を対象に、出産後や子育て後の長期的な人生設計や、仕事と生活の調和のとれた自分に合った人生設計ができるよう、相談や情報提供を行います。

3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

次代を担うこどもや青少年が心身ともに健やかに成長し、個性や創造性を生かしながら社会で自立して生きていくことは、すべての人に共通する願いです。

しかし、こどもや青少年をめぐる昨今の状況は、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、少年犯罪など、さまざまな問題が発生し、深刻な社会問題となっています。また、こどもや青少年が犯罪の被害者となる事案も依然として発生しており、最近では携帯電話やインターネット等を利用した犯罪被害が増加するなど深刻な状況にあります。さらに、経済構造の変化や雇用形態の多様化等雇用をめぐる環境が大きく変わってきている中で、社会的自立に困難を抱える若者の問題が顕在化しています。

こどもや青少年の養育環境をめぐることは、少子化や核家族化の進行に伴い子育てが孤立しがちになり、子育てに不安を感じる人が増加傾向にあります。また、全国的に児童相談所や警察に寄せられる児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどっています。児童虐待はこどもや青少年の心身を深く傷つけ、最悪の場合、生命をも奪い、さらに、虐待を受けた経験は、その後の心身の発達や人格の形成にも重大な影響を与える深刻な課題です。

こどもや青少年、子育て家庭をめぐるこのような深刻な課題に対して、まず、その発生を予防することが大切であるとともに、発生した課題を可能な限り早期に発見し、個々の状況に応じて適切に支援していくことが重要です。

さらに、虐待をはじめとするさまざまな理由により家庭において適切な養育を受けることができないこどもが増加傾向にあり、抱える背景も多様化しています。このため、児童福祉施設等においてもこどもの状態に応じた支援ができるように施設機能を充実していく必要があります。すべてのこどもや青少年が尊厳を持って成長できるように、家庭の養育環境の改善への支援はもとより、地域社会において家庭の機能を補いながら、こどもの養育を支える社会的養護体制を充実していく必要があります。

めざすべき目標像

- 健全な成長を阻害する危険な事象からこどもや青少年を守る社会的な仕組みが整っている
- こどもや青少年がさまざまな困難を乗り越え、社会の中で自立して生きていける
- さまざまな困難に直面するこどもや青少年、子育て家庭を支える社会的な仕組みが整っている

【はぐくみ指標】

指標項目	現状値	平成 31 年度
「子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられている」と感じる保護者の割合	67.4%(就学前児童) (注 1)	70 %
「子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまう」と答える保護者の割合	33.8%(就学前児童) 24.4% (就学児童) (注 1)	20 %
「いじめはどんな理由があってもだめだ」と思うこどもの割合	95.3% (小学生) 91.5% (中学生) (注 2)	97 % 93 %

(注 1) 平成 25 年度ニーズ等調査〔就学前児童及び就学児童向け調査〕

(注 2) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査

【施策目標】

(1) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実	
施策目標 1	問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します
施策目標 2	犯罪の被害からこどもや青少年を守る取組を充実します
施策目標 3	不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します
施策目標 4	社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します
(2) 虐待の被害からこどもや青少年を守る仕組みの充実	
施策目標 1	児童虐待の発生を予防する取組を充実します
施策目標 2	児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します
施策目標 3	虐待を受けたこどもや青少年への支援の仕組みを充実します
(3) 保護を要するこどもや青少年の養育環境の充実	
施策目標 1	社会的養護の仕組みを充実します
施策目標 2	家庭の養育機能に対する支援を充実します
施策目標 3	社会的自立を支援する仕組みを充実します

(1) こどもや青少年が抱える課題を解決する仕組みの充実

施策目標1 問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します

【基本認識】

こどもの深夜は、いじめや喫煙あるいは、青少年による非行、薬物乱用、家出、自殺などの問題行動は依然として深刻な課題となっています。大阪府における刑法犯少年の補導・検挙数は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しています。こどもや青少年の問題行動は自らの心や体をも深く傷つけるものであり、未然に防ぐことが最も大切で、問題が発生した時には早期の発見と適切な対応を行っていく必要があります。また、重大な人権問題であるいじめも依然として深刻な課題であり、最近ではインターネットやスマートフォン用無料通話等アプリなどを悪用した誹謗、中傷などが新たな問題となっています。いじめの発生を許さない意識を醸成して発生を防止するとともに、こどもや青少年が発するわずかなサインを見逃すことなく早期に発見し、適切に対応していく必要があります。

【取組の方向】

問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、さまざまな悩みを持つこどもや青少年と保護者が相談しやすい環境づくりや、学校、地域、関係機関等が連携して適切に支援する体制の充実を図ります。いじめや暴力行為等の未然防止に努めるとともに、いじめられているこどもや青少年の立場に立った相談や支援を推進します。問題行動を行ったこどもや青少年に対して、個々の状況に応じた適切な支援や指導を行い、心身の健やかな成長と自立を支援します。

相談や支援体制の充実

学校でのスクールカウンセラーの配置、身近な地域での相談や指導活動などを推進し、さまざまな悩みを持つこどもや青少年とその保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。また、こども相談センターにおける相談や支援機能を充実します。

(128) スクールカウンセラー 【こども青少年局】

中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じます。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進します。

(129) スクールソーシャルワーカーの活用 【教育委員会事務局】

スクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、要請のあった学校園に派遣相談を実施し、教職員と協働した支援を行います。派遣のない日は、拠点校（校区小学校）での支援を行います。

(130) 生活指導支援員の配置 【教育委員会事務局】

生活指導上の課題に対し、生活指導支援員として、児童生徒の指導経験者等を小・中学校に配置し、学習環境づくりを進めるなど学校への支援を行う。

(131) 第三者専門家チームの設置 【教育委員会事務局】

いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等から構成される第三者専門家チームが、第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。

(7) 思春期問題相談 【健康局】 46 ページ再掲

(8) 薬物関連問題相談 【健康局】 46 ページ再掲

(90) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】 72 ページ再掲

地域での見守りや支援活動の促進

区役所、学校、地域団体、関係機関等が密接に連携しながら、巡回により見守りや指導活動などを行い、こどもや青少年の問題行動の未然防止や早期発見を図ります。

(49) 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進 【こども青少年局】 55 ページ再掲

立ち直りを支援する取組の充実

問題行動をなし、またはなすおそれのあるこどもや青少年が立ち直り、心身ともに健やかに成長し、自立できるよう、学校、こども相談センター、児童福祉施設などの関係機関が連携し、家庭とも密接に連絡調整しながら、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行います。

(132) 児童自立支援施設 【こども青少年局】

非行をはじめ多問題を抱え、生活指導等を要する児童に対して、寮担当職員が起居を共にし、惜しめない愛情を注ぐことや個々の児童の状況に応じて必要な指導を行うことにより、児童自身に安心感・安全感・信頼感が構築できるように支援します。また、児童自身の自立に繋がる内面の成長を促す援助や家族間調整を実践します。

(133) 個別指導教室（仮称）の設置 【教育委員会事務局】

出席停止期間中の児童生徒に対して、個々のニーズを考慮しつつ、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援及び教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、問題児童生徒を隔離するのではなく、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。

(90) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】 72 ページ再掲

(128) スクールカウンセラー 【こども青少年局】 85 ページ再掲

(129) スクールソーシャルワーカーの活用 【教育委員会事務局】 85 ページ再掲

施策目標2 犯罪の被害からこどもや青少年を守る取組を充実します

【基本認識】

こどもや青少年の犯罪被害は依然として予断を許さない状況にあり、出会い系サイト等を利用した児童買春などの心身に有害な影響を与え、健全な成長を大きく阻害する犯罪被害も高い水準で推移しています。さらに、インターネット上のわいせつ情報などの有害な情報の氾濫が大きな問題となっています。このように犯罪の被害者にも加害者にもなりやすい環境にある昨今においては、家庭や学校、地域、関係機関等が一層連携し、こどもや青少年の心身の健全な成長を守っていくことが重要です。

【取組の方向】

犯罪の被害からこどもを守るため、学校内や登下校時の安全を守る取組を推進します。また、保護者や学校などが警察と連携しながら情報を共有して犯罪の抑止を図るとともに、いざという時にこどもを守る体制づくりを進めます。また、犯罪の発生の防止に向けて地域が取り組む活動が一層活性化するように支援します。犯罪の被害にあったこどもや青少年に対しては、専門機関と連携し、個々の状況に応じたケアや支援を行います。

地域での見守り活動の推進

警察と連携し、不審者情報などのこどもの安全を守るための情報を、携帯電話やパソコンのメールを活用して、保護者、保育所、学校、地域が共有しながら、こどもの犯罪被害の防止を図ります。また、犯罪の被害からこどもを守るため、学校において自主警備や防犯訓練等に取り組むとともに、登下校時において、学校、家庭、地域等が連携してこどもの安全を見守る活動を推進します。また、夜に外出している青少年への声かけをする夜間巡視を推進します。

(134) 市職員による犯罪抑止と被害者の保護（あんしんパトロール）にかかる拡充整備事業

【市民局】

更なる犯罪発生件数の減少をめざし、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域で事業に従事する市職員が移動の際、業務用作業車両等に「あんしんパトロール中」のステッカーを添付し、街頭犯罪の抑止に努めるとともに、犯罪等の現場に遭遇した際には、被害者の保護や警察への連絡・通報を行います。

(49) 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進 【各区・こども青少年局】

55 ページ再掲

緊急時にこどもを守る仕組みの充実

こどもが犯罪に巻き込まれそうになるなど、緊急時にこどもを守る仕組みを、家庭や店舗などの協力を得ながら確保します。また、こどもの見守り活動に取り組む市民や地域の大人に向けて、緊急時の適切な対応についての情報提供や啓発活動に取り組みます。

(135)「こども110番の家」事業 【各区・こども青少年局】

こどもたちが外出先でトラブルに巻き込まれそうになったとき、すぐに助けを求められるよう「こども110番の家」を設けています。地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に、玄関先など分かりやすい場所へ目印となる旗等を掲げていただくことによって、こどもたちが大人に助けを求めやすい環境を作ります。

こどもや青少年を取り巻く社会環境の健全化

ネット上の有害情報への対応について、こどもや青少年と保護者への啓発を図るとともに、サイバー犯罪の被害からこどもや青少年を守るため、学校と警察等が連携して、こどもや青少年への啓発や指導に取り組みます。

(38) 情報モラル向上に向けた取組 【教育委員会事務局】 52 ページ再掲

(39) 消費生活に関する情報や消費者教育にかかる機会の提供 【市民局】 52 ページ再掲

被害を受けたこどもや青少年への支援

犯罪被害を受けたこどもや青少年に対して、学校やカウンセラーなどの専門家、専門機関などが連携し、一人ひとりの状況に応じて、迅速かつ適切に心身のケアを行う体制を充実します。

(90) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】 72 ページ再掲

(128) スクールカウンセラー 【こども青少年局】 85 ページ再掲

(129) スクールソーシャルワーカーの活用 【教育委員会事務局】 85 ページ再掲

施策目標3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します

【基本認識】

学齢期や思春期においては、不登校、ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行動などの課題を抱えるこどもや青少年も多くみられ、専門機関等と一層連携し、未然防止や早期に発見し、適切に支援することが重要です。大阪市では、不登校児童・生徒数はほぼ横ばいで推移していたところ、平成25年度に急増し、小学校では全国平均の1.5倍、中学校では約1.8倍と高い数値になっており、小学校と中学校の連携を一層強化していくことが重要です。また、虐待や養育放棄など他の課題が重なるなど、不登校の原因や背景が多様化、複雑化しており、個々の状況に応じてこどもや青少年とその家族に対して、適切な支援を行っていく必要があります。

【取組の方向】

不登校やひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為等の学齢期や思春期のこどもや青少年に多くみられる問題に対応するため、学校や専門機関等における相談体制を充実します。また、不登校を未然に防止するとともに、課題を早期に発見し、適切に支援する体制を充実します。不登校の児童や生徒に対しては、将来の社会的自立に向けた支援という視点で、一人ひとりの状態に応じた適切な指導やケアを行う体制を充実します。

相談や支援体制の充実

学校と教育委員会の連携により、不登校を生まない学校づくりを推進するとともに、学校でのスクールカウンセラーの配置などを推進し、こどもや青少年とその保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。また、こども相談センターにおける総合的な相談や支援機能を充実します。

(136) 不登校対策等プロジェクト 【教育委員会事務局】

年3回の不登校対策等プロジェクト会議を実施し、有識者による専門的な助言を受け、子どもの人間性や社会性を育むことなどを通して、不登校を生まない学校づくりに向けた実践研究を行い、研究成果を全市に発信し、不登校児童生徒の減少を図ります。

(137) 不登校等こどもにかかる相談体制の充実 【こども青少年局】

こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとするさまざまな問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整備します。

(128) スクールカウンセラー 【こども青少年局】 85 ページ再掲

(129) スクールソーシャルワーカーの活用 【教育委員会事務局】 85 ページ再掲

個々の状態に応じたケアの推進

これまで、それぞれの事業特性を生かして不登校の課題を抱えるこどもへの支援を行ってきた適応指導教室、児童通所ルーム・パルク、ほっとスペース事業を、平成22年4月から一体的に運営して一元化・体系化を図り、不登校児童や生徒一人ひとりの状態によりきめ細かく対応した適切な支援を推進し、再登校等の社会参加をめざします。

(138) 不登校児童・生徒の通所事業 【こども青少年局】

不登校状態にある子どもに対し、一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組を進めます。

(139) メンタルフレンド訪問援助事業 【こども青少年局】

ひきこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を支援します。

施策目標4 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します

【基本認識】

青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し、自立していくことに課題を抱える若者が増加して社会的な問題となっています。さらに、より深刻な問題として、社会的ひきこもりといった社会的に孤立した若者の増加やその平均年齢の上昇が懸念されます。こうした若者の社会的な自立をめぐる問題の背景には、不登校や高等学校中途退学など学校段階でのつまずきをはじめ、さまざまな問題が複合的に存在すると考えられます。そのため、行政をはじめ家庭、学校、地域、企業など社会全体が連携し、個々の若者の状況やニーズに応じて、教育、保健、福祉、雇用等の分野を越えて、包括的に支援していく必要があります。

【取組の方向】

学卒未就職者や早期離職者、不登校やひきこもりなど、さまざまな状況にある若者の社会参加に向け、関係機関と連携しながら、個々の状況に応じて、勤労観や職業観の育成を図る多様な学習や体験機会を提供します。不登校やひきこもりなどからの立ち直り過程にある若者に対しては、社会参加を体験するプログラムを実施するなど、社会的な自立を支援します。

就業支援の充実

働く希望を持ちながら、社会に積極的な関わりを持てない若者に対して、相談からワークショップ、仕事体験などのプログラムを実施し、必要に応じて、国や府等他機関のさまざまなサービスにつなげるなど継続的に支援します。

(72) 若者自立支援事業 【こども青少年局】 61ページ再掲

(75) しごと情報ひろば総合的就労支援事業 【市民局】 62ページ再掲

社会的自立への支援

学卒未就職者や早期離職者、不登校、ひきこもりなど、社会的に孤立しやすい状況にある若者の社会的自立を支援するため、若者や保護者等に対する専門的な相談を行い、若者の自立支援に関わる関係機関のネットワークのもと、総合的な支援を推進します。また、職業人、社会人として必要な基本的能力の獲得や勤労観・職業観の醸成を図るため、学習の機会を提供します。将来的に社会的自立に課題を抱えることのないよう、学生のうちから、対人能力や生活設計能力などを含めた社会的に自立する力の獲得を支援する取組を推進します。

(140) ひきこもり相談 【健康局】

ひきこもり相談を専用電話で受け、必要に応じて面接・訪問等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなげます。

(72) 若者自立支援事業 【こども青少年局】 61ページ再掲

(2) 虐待の被害からこどもや青少年を守る仕組みの充実

施策目標1 児童虐待の発生を予防する取組を充実します

【基本認識】

児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、児童虐待の発生を予防していくことが重要です。特に、虐待の疑いがある段階で、虐待行為の始まる前など、できるだけ早期からの支援が必要とされています。虐待の未然防止や早期支援に向けて啓発を行い、専門機関をはじめ家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークを充実していくことが重要です。妊娠中や出産後間もない時期から子育て家庭への支援を充実し、子育て不安を軽減していくことも重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と判断される妊産婦については、医療機関等の関係機関と密接に連携しながら、妊娠・出産を通じて継続的に支援していく必要があります。

【取組の方向】

出産後間もない時期等に、専門職が訪問して子育て家庭を支援し、こどもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、こどもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安な兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行います。地域での児童虐待の予防体制づくりを推進するとともに、積極的な啓発活動を行います。

相談や支援体制の充実

養育支援が必要でありながら、積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある家庭などに対し、専門職の訪問などにより、個々の状況に応じた適切な支援・援助を行います。

(141) 養育支援訪問事業（子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業）

【こども青少年局】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援（子ども家庭支援員による育児相談支援事業）やエンゼルサポーターによる家事援助（エンゼルサポーター派遣事業）を訪問により実施します。

事業目標	125ページに掲載
------	-----------

(83) 養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業） 【こども青少年局】 68ページ再掲

身近な地域のネットワークの強化

児童虐待の防止に向け、主任児童委員や市民ボランティアなど地域の協力のもと構築する地域のネットワークの一層の活性化を図ります。また、地域においてこどもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を図り、虐待防止のための早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。

(142) 児童虐待防止ネットワークの強化 【こども青少年局】

児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図り、こどもに関わる関係機関が連携し、情報交換や課題解決に向けた総合的な調整を行いながら、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。

啓発活動の推進

子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。また、こどもの状況を把握しやすい学校において、教職員研修を充実するなど、児童虐待の予防や早期発見・早期対応を図ります。

(143) 児童虐待防止啓発事業 【こども青少年局】

子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、本市、大阪府、堺市と連携したオープニングセレモニーの開催、啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携、児童虐待防止講演会の開催などを実施します。

(144) 教職員研修 【教育委員会事務局】

児童虐待防止と早期発見・早期対応、育児困難の状況にある保護者への支援のあり方等に関する教職員研修を教育センターおよび市内4ブロックの地域研修において実施します。

施策目標2	児童虐待を早期に発見し、適切に対応する仕組みを充実します
--------------	-------------------------------------

【基本認識】

児童虐待の未然防止が第一ですが、児童虐待が発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ適切に対応することが重要です。近年、児童虐待相談件数が急増し、緊急かつより高度な専門的対応が求められています。一方で、子育て不安の広がりもあって、身近な子育て相談へのニーズも高まっており、こども相談センターや各区保健福祉センターの子育て支援室などの相談機能を充実していく必要があります。また、こども相談センターを核としながら、子育て支援室や地域、関係機関が一層連携し、個々の状況に応じた適切な支援を行う必要があります。

【取組の方向】

関係機関や地域との連携により相談体制や通告受理体制を充実し、児童虐待の早期発見と迅速で適切な対応を推進します。また、増加する困難な虐待事例に適切に対応する支援体制を強化します。

相談や通告受理体制の充実

こども相談センターを核として、各区保健福祉センター子育て支援室や地域、関係機関のネットワークと連携し、総合的な相談や支援を推進するとともに、通告受理体制を充実します。また、身近な地域や学校においては、こどもの状況を把握し、こどもが悩みをいつでも相談できるような雰囲気づくりに努めます。

(145) 児童虐待ホットライン 【こども青少年局】

こども相談センターに24時間365日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、フリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受理し、迅速な対応につなぎます。電話番号は、0120-01-7285(まずは一報、なにわっ子)で、専任相談員が対応します。

困難事例への支援体制の強化

増加する困難な虐待事例に適切に対応できるよう、弁護士等の専門家と連携し、こども相談センターや学校園での支援体制を強化します。

(146) 法的対応機能強化事業 【こども青少年局】

虐待相談においては、親とのトラブル等から保安上の問題や法的対応が求められることが多く、これらの面での体制強化が必要となることから、児童の保護や家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施する体制を整えることを目的として実施します。

(131) 第三者専門家チームの設置 【教育委員会事務局】 86 ページ再掲

施策目標 3 虐待を受けたこどもや青少年への支援の仕組みを充実します

【基本認識】

虐待を受けたこどもや青少年が健やかに成長できるよう、個々の状態に応じた適切な支援や保護、専門的な指導や治療を行っていく必要があります。また、家族の再統合や養育機能の強化など家庭への支援も重要です。さらに、関係機関が情報を共有するとともに、虐待事例を分析し、児童虐待の予防や再発防止に努めることが重要です。

【取組の方向】

医療機関との連携により、被虐待児への適切な診断や治療を充実するとともに、保護者も含めた専門的な相談や回復支援を推進します。また、虐待を行った家族の再統合を図るなど被虐待児やその家族への支援を推進します。関係機関の連携による情報共有や事例検討により、虐待の被害からこどもや青少年を守る取組の一層の充実を図ります。

被虐待児と家族への支援の推進

虐待に至った保護者と虐待を受けたこどもが、再び安心して家族生活を営めるように、こどもに対して医療的専門診断と回復への治療、保護者には再び虐待に至らないように必要な指導などの支援を行います。

(147) 家族再統合事業 【こども青少年局】

精神科医・小児科医や心理職員による保護者とこどもへの個別カウンセリングや保護者対象のグループカウンセリング、またグループプログラムなどを通じて、こどもの虐待の傷を癒し、保護者が虐待に至らない養育が可能となるように支援します。

(148) 医療的機能強化事業 【こども青少年局】

こども相談センターでは対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、協力病院を指定し、医学的な判断や専門的助言を得るとともに、法医学による鑑定、こども虐待医療支援検討会の開催等のシステムを整備し、こども相談センターの医療的機能を強化します。

事例検証による児童虐待への対応の強化

こどもの心身に重大な被害が及んだ虐待事例が起こった場合、事例を分析・検証し、再発防止策の検討を行います。また、児童虐待に関わる関係機関の連携により、児童虐待に関する情報交換や共有を図り、各機関の取組を強化します。また、学校における児童虐待への適切な対応を支援するため、学校からの要請に応じて専門家による相談や派遣を行います。

(149) 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会 【こども青少年局】

児童虐待防止法に基づき、虐待を受けたこどもがその心身に重大な被害を受けた事例が起こった場合、事例を分析・検証し、再発防止策の検討を行います。

(131) 第三者専門家チームの設置 【教育委員会事務局】 86 ページ再掲

(142) 児童虐待防止ネットワークの強化 【こども青少年局】 92 ページ再掲

(3) 保護を要するこどもや青少年の養育環境の充実

施策目標 1 社会的養護の仕組みを充実します

【基本認識】

親の離婚や虐待などさまざまな理由により、家庭での養育が困難な状況にあるこどもが増加しており、社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。それらのこどもたちも家庭的な環境の中で健やかに養育されることが、成長や発達において大切です。しかし、家庭的な環境で養育を行う里親に育てられているこどもは少なく、仕組みの層の充実が必要です。一方で、多くのこどもが児童養護施設等の施設で生活しており、入所児童数も増加しています。とりわけ、被虐待児の占める割合が増加し、従来の集団的ケアでは、適切な支援が行いにくい状況にもなっています。こどもの大切な生活の場として施設機能を充実するとともに、こどもが抱える背景の多様化、複雑化や、入所しているこどもの高年齢化等に対応するため、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。また、全国的に被措置児童等への虐待も課題となっています。社会的養護を担う人材の育成や施設におけるケアの体制を充実するとともに、外部からの評価や検証の仕組みを推進するなど、こどもの権利を擁護する取組を充実していく必要があります。

【取組の方向】

家庭的な養護の仕組みを充実するため、里親委託を推進し、社会的養護を担う施設においても、生活環境としての施設機能を充実するとともに、ケア単位の小規模化などにより個々の状況に応じた支援を充実します。また、今後の要保護児童数の増加等に対しては、地域小規模児童養護施設の増設や里親・ファミリーホームの増員・増設により対応します。さらに、社会的養護の質を一層高めるため、研修を充実するなど社会的養護を担う人材の専門性を高めます。また、被措置児童等への虐待に適切に対応する体制づくりや運営の客観性を高める工夫を行うなど、施設の支援機能の質を高め、入所児童の権利擁護を強化します。

里親制度など家庭的な養護の推進

家庭での養育が困難なこどもについて、最も家庭環境に近い里親委託を推進し、里親制度の普及と里親開拓を進めます。また、養育里親のみでなく、専門里親、親族里親、週末里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）など個々のこどもに適した多様な養育環境を提供し、家庭的な養護の推進を図ります。

(150) 里親委託推進 【こども青少年局】

家庭での養育が困難なこどもの養護として、最も家庭環境に近い里親委託を推進し、里親制度の普及と里親開拓を進めていきます。

事業目標	里親委託率 15.3%
------	-------------

(151) 里親制度普及・開拓・啓発活動 【こども青少年局】

大阪市里親会や民間の関係団体と連携するとともに、今後、地域の子育てを支援する団体や市民ボランティアなど市民とも協働し、行政・関係機関・市民が一体となって里親制度の普及・開拓・啓発活動に取り組みます。

(152) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム） 【こども青少年局】

個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。

事業目標	ファミリーホームのか所数 12 か所
------	--------------------

(153) 里親の研修・支援体制の充実 【こども青少年局】

里親に対する研修の充実や里親からの相談、里親への助言・援助やレスパイトケア、サポート要員の派遣など、個々の里親家庭への総合的な支援を推進します。

施設機能の向上

児童養護施設等に入所しているこどもの安全・安心は、第一義的課題であり、耐震化や老朽化した施設の整備を図るとともに、施設においても、できる限り家庭に近い環境において一定の安定した人間関係のもとでの個別的ケアの実現を図ります。また、虐待を受けたこどもの入所が増加する中、心理的ケアや治療の充実を図ります。

(154) 児童福祉施設の整備 【こども青少年局】

老朽化した施設や耐震化が必要な施設の建替え等の整備を進めます。整備にあたっては、小規模化やユニット化、こどものプライバシーに配慮した環境の整備も、あわせて行います。

(155) 施設におけるケア単位の小規模化 【こども青少年局】

虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があります。このため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。

事業目標	小規模グループケアのか所数 19 か所
	地域小規模児童養護施設のか所数 12 か所

(156) 情緒障害児短期治療施設 【こども青少年局】

心理的、精神的問題を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行います。

事業目標	情緒障害児短期治療施設のか所数 3 か所
------	----------------------

社会的養護を担う人材確保と資質の向上

社会的養護の質を確保するため、担い手となる人材及びその専門性を確保するとともに、計画的に育成するための仕組みの整備を図ります。

(157) 児童養護施設等職員に対する研修 【こども青少年局】

施設職員の専門性を高めるための研修やこどもの権利に関する意識を高める研修、また施設における組織的なケアの向上と人材育成を可能とするスーパーバイザー養成研修などを行います。

こどもの権利擁護の強化

社会的養護のもとで暮らすこどもたちは、措置により生活が決定されることとなるため、被措置児童等虐待等を予防し、措置されたこどもたちの権利擁護を図るための取組やこどもの意見に配慮した客観性のある施設運営を図るための取組を進めます。

(158) 被措置児童等虐待予防への取組 【こども青少年局】

こどもの権利擁護という観点から、こどもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立していくための環境を整える取組を、行政機関、施設など関係機関が共通の認識を持ち、被措置児童等虐待を予防するための取組を進めます。また、施設運営については、施設職員相互に意思疎通・意見交換を図りながら方針を定めることや、相互理解や信頼関係を築き、チームワークのとれた風通しのよい組織づくりを進めることなど、開かれた施設運営をめざします。

施策目標2 家庭の養育機能に対する支援を充実します

【基本認識】

家庭において適切な養育を受けることができないこどもに対して、里親や施設により社会的養護を提供することはもとより、家庭で生活するこどもが健やかにはぐくまれるよう、子育て家庭への支援を充実していく必要があります。とりわけ、虐待の危険性が高いなど、さまざまな課題を抱える子育て家庭に対して、こどもと保護者が地域で家庭生活を営むことができるように支援していくことが重要です。

【取組の方向】

家庭の養育機能を回復するため、こども相談センターや児童家庭支援センター、区保健福祉センター等の関係機関が連携し、保護者指導やこどもと保護者の関係性に着目した助言など、個々の状況に応じた支援を推進します。

家庭支援機能等の強化

在宅で生活を続けるこどもや、施設を退所後に家庭復帰するこどもたちの健やかな育ちを支援するために、地域における家庭を支援するさまざまな機能を強化します。

(159) 児童家庭支援センターの機能充実 【こども青少年局】

虐待のおそれのある家庭等における児童や保護者に専門的な指導・助言・治療を行うとともに、こども相談センターと連携し、各区要保護児童対策地域協議会に対する助言や日常的な連携を図る機関として児童家庭支援センターの機能充実を図ります。

事業目標	児童家庭支援センターのか所数 2 か所
------	---------------------

(160) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 【こども青少年局】

各区保健福祉センター子育て支援室職員や各区要保護児童対策地域協議会構成員のレベルアップを図るための研修等を実施し、協議会の専門性の向上を図るとともに、協議会の活性化により地域における児童虐待防止や子育てを支援するネットワークを強化します。

(90) こども相談センターにおける相談や支援 【こども青少年局】 72 ページ再掲

(141) 養育支援訪問事業 (子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポート派遣事業)
【こども青少年局】 91 ページ再掲

施策目標3	社会的自立を支援する仕組みを充実します
--------------	----------------------------

【基本認識】

社会的養護の最終的な目標は、こどもが自立した社会人として生活できるように支援することです。社会的養護のもとで育ったこどもができるだけ円滑に社会で自立した生活を継続して送っていけるよう支援していく必要があります。そのためには、養護期間を通じて、こどもが社会性を獲得し、自立することを見据えて適切な支援を行っていく必要があります。また、施設等を退所し、自立するにあたって保護者等から支援を受けられない場合も多く、さまざまな課題を抱える可能性が高いことから、就職や進学などの各段階で、身近な地域で関係機関等が連携しながら支援する仕組みを充実していく必要があります。

【取組の方向】

社会的養護のもとで育った施設退所児童等の社会的な自立を支援するため、共同生活の場を提供し、生活設計や就労に関する相談や生活指導など総合的な支援を推進します。また、気軽に相談できる拠点づくりなど、地域生活を送るうえで必要な支援の仕組みを充実します。

社会的養護のもとで育ったこどもへの社会的自立の支援の充実

社会的養護のもとで育ったこどもに対し、施設入所中からの自立に向けた支援と施設退所後における生活設計や就労相談、生活指導、共同生活の場の提供など、総合的な自立支援を進めます。さらに、気軽に相談できる拠点づくりや当事者を中心とした自助グループ育成支援を進め、社会的自立を支援します。

(161) 施設退所児童等に対する指導や支援 【こども青少年局】

児童養護施設等退所予定児童や退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等及び個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。

(162) 児童自立生活援助事業 【こども青少年局】

児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、就労への取組及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。

事業目標	児童自立援助ホームのか所数 6 か所
------	--------------------

(163) 施設における自立支援事業 【こども青少年局】

児童養護施設等において、基礎学習指導をはじめ長期的な視点で施設入所児童の退所後を見据えた社会的自立を支援します。

4 こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます

都市の環境が安全・安心で快適であることは、大阪市に住まう市民に共通する願いであり、こどもや青少年の成長や、子育てするうえでも大切です。

大阪市では、都市の利便性や集積する多種多様な文化的資源などの魅力を有する一方で、子育て層と考えられる30歳代の市民と就学前のこどもが転出超過となる傾向がみられ、子育て家庭が暮らしにくいまちになっていないか懸念されます。大阪市の持つ利点を最大限に生かし、課題を克服しながら、こどもや青少年、子育て家庭にとっての都市居住の魅力を一層高め、大阪市を子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちとしていくことが重要です。今後、少子化に伴い生産年齢人口が減少する中で、子育て家庭の市内居住が促進されることは、都市の活力を高めていくことにもつながっていきます。

子育て家庭をはじめ、すべての人にとって生活環境が快適であることは大切です。利便性や職住近接による時間的なゆとりなどの居住魅力を享受できるよう、子育てしやすい住宅や居住空間を提供していく必要があります。都市ならではの快適な空間や集積する豊かな文化的資源などを生かしながら、子育て家庭が暮らし、憩い、こどもや青少年が健やかに成長する環境として魅力あるまちづくりを推進していくことが重要です。

生活環境が安全であることも不可欠です。大都市では、交通事故や犯罪などの発生率が高い傾向がみられます。近年では、食の安全をめぐる問題、自然災害による被害など、生活の安全を脅かすさまざまな事象が発生しています。こどもや青少年、子育て家庭が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進していく必要があります。

地域においては、市民により、こどもや青少年の健全育成や子育て支援などのさまざまな活動が展開されており、こどもや青少年、子育て家庭を支える大きな力となっています。こうした市民の力が何よりも大阪市の強みであり、市民との協働により取り組む行政施策の推進力ともなっています。大阪市の将来を担う次世代の育成を支援するため、市民と一層協働しながら、行政、家庭、学校、地域、関係機関、企業など社会全体で取り組む地域づくりをさらに進めていくことが重要です。

めざすべき目標像

- こどもや青少年が大阪市内で育つことを誇りに思い、保護者が大阪市内で子育てすることに満足を感じる
- さまざまな危機事象からこどもや青少年、子育て家庭を守る社会的な仕組みが整っている
- こどもや青少年に、さまざまな危機事象から自ら身を守る力や共に助けあう意識が育っている

【はぐくみ指標】

指標項目	現状値	平成 31 年度
「将来ずっと大阪市に住んでいたいと思う」と答える若者の割合	45.2%（15～34歳） （注 1）	60 %
「お住まいの地域におけるこどもの遊び場に関して満足している」と答える保護者の割合	20.6%（就学前児童） （注 2）	40 %
「お住まいの地域でこどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加している」と感じる保護者の割合	53.4%（就学児童） （注 2）	40 %

（注 1）平成 25 年度若者意識調査

（注 2）平成 25 年度ニーズ等調査（就学前児童・就学児童向け調査）

【施策目標】

（ 1 ） こども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備	
施策目標 1	子育て家庭が暮らしやすい住宅・住環境づくりを推進します
施策目標 2	妊産婦や子育て家庭などが安心して外出できるまちづくりを推進します
施策目標 3	こどもや青少年の成長や子育てにおける都市魅力を高めます
（ 2 ） こども・青少年や子育て家庭の安全・安心な暮らしの確保	
施策目標 1	事故のない安全・安心なまちづくりを推進します
施策目標 2	犯罪を抑止する安全・安心なまちづくりを推進します
施策目標 3	日常生活を脅かす危機事象から健康を守る体制づくりを推進します
施策目標 4	災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりを推進します
（ 3 ） こども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進	
施策目標 1	地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します
施策目標 2	仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します
施策目標 3	協働の取組を社会全体に広げる仕組みづくりを推進します

(1) こども・青少年や子育て家庭にとって快適な生活環境の整備

施策目標1 子育て家庭が暮らしやすい住宅・住環境づくりを推進します**【基本認識】**

こどもや青少年、子育て家庭が日々生活するうえで、まず、住宅や居住環境が安全で快適であることが大切です。子育て家庭が、都市の利便性や職住近接などの利点を享受しながら快適に暮らせるよう、バリアフリー化や事故防止への配慮など安心して子育てできる住宅を供給していくとともに、遊び場や子育て支援施設を併設するなど子育てしやすい居住環境を創出していくことが重要です。

【取組の方向】

子育て家庭の市内居住を促進するため、子育てに適した良質な民間住宅の供給促進を図るとともに、子育て家庭の住宅取得を支援します。また、市営住宅において優先入居を実施します。

子育て家庭の市内居住の促進

子育て家庭の市内居住を促進するため、新婚・子育て家庭向けの住宅購入融資利子補給制度をはじめ、民間賃貸住宅の改修工事費補助や子育て安心マンション認定制度、市営住宅の優先入居等を効果的、効率的に実施します。

(164) 新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度 【都市整備局】

市内で供給・建設される民間分譲住宅を、金融機関等の融資を受けて初めて取得する新婚・子育て世帯を対象に、住宅ローンの利子の一部を補助します。

(165) 子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業 【都市整備局】

子育て世帯等に適した民間賃貸住宅ストックの形成を図るため、子育て世帯等の入居に資する改修工事を行う民間賃貸住宅オーナーに対して、改修工事費の一部を補助します。

(166) 子育て安心マンション認定制度 【都市整備局】

子育てに配慮した仕様と子育てを支援する環境を備えた良質なマンションを「子育て安心マンション」として認定し、子育て層等に広く情報発信することにより、子育て世帯の市内居住を促進します。

(167) 市営住宅への優先入居の実施 【都市整備局】

小学校6年生以下のこどもがいる世帯を対象に市営住宅の別枠募集を行うとともに、こどもが多い世帯に当選確率の優遇を行います。

施策目標2	妊産婦や子育て家庭などが安心して外出できるまちづくりを推進します
--------------	---

【基本認識】

妊産婦や子育て家庭を含めてだれもが安心して外出し、余暇を楽しむことができるよう、公共交通機関や都市の施設・空間を、だれもが利用しやすいよう整備していく必要があります。また、こどもを連れて保護者が外出する際の遊び場や授乳コーナー等の情報提供や、やむを得ずこどもを預けて外出する際の支援や育児負担の軽減のためにこどもを預かる一時預かりの実施など、ハード面のみならずソフト面での取組も大切です。

【取組の方向】

妊産婦や子育て家庭など、すべての人が安心して外出できるよう、都市の施設や公共交通機関のバリアフリー化を推進します。多くの人が利用する施設などにおいては、設備の形状や機能等、こどもを連れて保護者などが利用しやすいように配慮します。また、子育て中の保護者などが安心して外出できるよう、多様なニーズに対応し支援する取組を推進します。

子育てバリアフリーの推進

妊産婦やこどもを連れて人などすべての人が安心して外出できるよう、市営交通において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、地下鉄やバス車両等にベビーカーマークを表示し、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。

(168) 市営交通のバリアフリー化の推進 【交通局】

引き続き他社線との乗り換え経路の整備等を行うとともに、地下鉄やバス車両等にベビーカーマークを表示し、ベビーカーをご利用のお客さまが安心してご利用いただけるように配慮するなど「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていきます。

外出を支援する取組の推進

こども連れの方が安心して外出できるよう、授乳スペースや多機能トイレ、託児室などの外出に役立つ情報を提供します。また、子育て中の保護者がやむを得ずこどもを預けて外出する際の支援や育児疲れからリフレッシュするための時間を確保するなど、子育て家庭のさまざまなニーズに対応し支援する取組を推進します。

(98) 一時預かり事業 【こども青少年局】 73 ページ再掲**(101) ファミリー・サポート・センター事業 【こども青少年局】 74 ページ再掲**

施策目標3 こどもや青少年の成長や子育てにおける都市魅力を高めます

【基本認識】

大阪市では、自然環境が少ない一方で、豊かな水系に恵まれるとともに、積極的な都市公園の整備や公共用地や民有地の緑化を促進しており、こうした快適な都市空間の創出により、こどもや青少年が伸び伸び育ち、子育て中の保護者が憩える、潤いのあるまちづくりを進めていくことが重要です。

【取組の方向】

こどもが伸び伸び遊ぶことができる遊び場や、だれもがやすらげる空間を提供します。また、大阪市が有する図書館や博物館施設などの多種多様な社会資源や文化的資産、多彩な人物などの多くの貴重な財産を、こどもや青少年の成長や、子育てに有効に生かす取組を推進します。

遊び場や憩いの場の整備

こどもが伸び伸びと遊ぶことができるよう公園を整備し、身近な地域の遊び場、やすらぎのある空間を提供します。

(169) 住区基幹公園の整備 【建設局】

市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備を行います。

社会資源の有効活用

図書館や博物館施設、スポーツ施設などの多種多様な社会資源や、学術や芸術、文化、伝統芸能などの文化的資産、都市が輩出した多彩な人物など、大阪市が有する多くの貴重な財産を、こどもや青少年の成長、子育てに有効に生かす取組を推進します。

(15) 地域スポーツ施設の管理運営 【経済戦略局・環境局】 48 ページ再掲

(51) こども 夢・創造プロジェクト事業 【こども青少年局】 55 ページ再掲

(77) 図書館におけるレファレンスサービス事業 【教育委員会事務局】 63 ページ再掲

施策目標 1	事故のない安全・安心なまちづくりを推進します
---------------	-------------------------------

【基本認識】

交通事故発生件数、死傷者数は、全国、大阪市ともに減少傾向にありますが、引き続き、事故の危険性の高い通学路の歩道整備など安全・安心な歩行空間を整備するとともに、警察、保育所、学校園、地域等が連携し、交通安全を守る取組を推進していく必要があります。最近では、全国的に遊具による事故が問題となっており、引き続き、遊び場の安全性を確保していくことが重要です。

【取組の方向】

通園、通学時の歩行の安全を確保するとともに、保育所や幼稚園、小学校においては、こどもへの交通安全教育を推進します。家族や地域による交通安全の取組が交通事故防止に大きな役割を果たすことから、保護者等を対象に交通安全の普及啓発に取り組みます。また、こどもや保護者が安心して公園で遊べるよう、遊具の安全確保を推進します。

交通安全を守る取組の推進

通園、通学時の歩行の安全を確保するため、主な通学路において事故が発生しにくい歩行空間の整備を推進します。保育所や幼稚園、小学校においては、交通ルールやマナー、登下校時の安全など、こどもへの交通安全教育を推進します。また、歩行者等を対象とした交通安全教室の実施や、チャイルドシート着用の徹底など、交通安全の確保に向けた普及啓発に取り組みます。

(170) 通学路の交通安全対策の推進【建設局】

こどもの通園・通学時の安全を確保するために、小学校周辺の道路など主な通学路でゆずり葉の道・歩道の整備など歩行空間の整備を推進します。

(36) こどもに対する交通安全教育の実施(保育所等) 【こども青少年局】 52 ページ再掲

(37) こどもに対する交通安全教育の実施(幼・小・中学校) 【教育委員会事務局】
52 ページ再掲

遊び場の安全性の確保

こどもや保護者が安心して公園で遊べるよう、遊具の安全確認や巡視点検など遊び場の安全確保を推進します。

(171) 公園の遊具等の点検 【建設局】

こどもや保護者が安心して公園で遊べるよう、遊具の安全確認や巡視点検など遊び場の安全確保を推進します。

施策目標2 犯罪を抑止する安全・安心なまちづくりを推進します

【基本認識】

大阪市では、学校におけるこどもの安全確保の取組や、登下校時などにおいて、家庭、学校、地域が連携して日常的、継続的にこどもを見守る活動を積極的に展開しています。しかし、こどもや青少年が犯罪に巻き込まれる事件が依然として発生しており、昨今では、インターネットや携帯電話を活用したサイバー犯罪が増加するなど、犯罪の手口もより複雑化、巧妙化しています。家庭をはじめ警察、学校、地域等が一層連携して、犯罪のない安全なまちづくりを進め、こどもや青少年を犯罪被害から守る取組を強化していく必要があります。

【取組の方向】

犯罪の被害からこどもを守るため、学校内や登下校時の安全を守る取組を推進します。また、保護者や学校などが警察と連携しながら情報を共有して犯罪の抑止を図るとともに、いざという時にこどもを守る体制づくりを進めます。また、犯罪の発生の防止に向けて地域が取り組む活動が一層活性化するように支援します。

地域での見守り活動の推進

犯罪の被害からこどもを守るため、学校において自主警備や防犯訓練等に取り組むとともに、登下校時において、学校、家庭、地域等が連携してこどもの安全を見守る活動を推進します。

(134) 市職員による犯罪抑止と被害者の保護（あんしんパトロール）にかかる拡充整備事業 【市民局】
87 ページ再掲

緊急時にこどもを守る仕組みの充実

こどもが犯罪に巻き込まれそうになるなど、緊急時にこどもを守る仕組みを、家庭や店舗などの協力を得ながら確保します。また、こどもの見守り活動に取り組む市民や地域の大人に向けて、緊急時の適切な対応についての情報提供や啓発活動に取り組みます。

(135) 「こども110番の家」事業 【各区・こども青少年局】 88 ページ再掲

こどもや青少年を取り巻く社会環境の健全化

ネット上の有害情報への対応について、こどもや青少年と保護者への啓発を図るとともに、サイバー犯罪の被害からこどもや青少年を守るため、学校と警察等が連携して、こどもや青少年への啓発や指導に取り組めます。

(38) 情報モラル向上に向けた取組 【教育委員会事務局】 52 ページ再掲

(39) 消費生活に関する情報や消費者教育にかかる機会の提供 【市民局】 52 ページ再掲

施策目標3	日常生活を脅かす危機事象から健康を守る体制づくりを推進します
--------------	---------------------------------------

【基本認識】

近年、生命や健康を脅かすさまざまな事象が発生しています。食べることはこどもの成長にとって重要ですが、製造技術の高度化や輸入食品の増加など、食生活を取り巻く環境が大きく変化し、食中毒や食品偽装、食品添加物の基準値以上の使用、残留農薬などさまざまな問題が顕在化しています。食物アレルギーのあるこどもの健康危害の発生防止を含め、安全な食生活を守っていく必要があります。感染症も大きな健康被害をもたらすものであり、発生予防と発症後の迅速な対応が重要です。最近では、新型インフルエンザなど国境を越えた世界的な危機事象が発生しており、とりわけ、妊産婦や乳幼児等への健康被害が懸念されます。関係機関が一層連携し、流行状況に応じて適切に対応していく必要があります。

【取組の方向】

学校や保育所等の給食は、こどもの成長にとって大切な役割を担うものであり、食中毒の発生を未然に防止するとともに、食中毒等の緊急時に適切に対応する体制づくりを推進します。また、特定アレルギー体質を持つこどもへの健康危害の発生を防止する取組を推進します。感染症から健康を守るために、感染予防の取組を徹底するとともに、感染が発症した緊急時に適切に対応する体制づくりを推進します。

食生活の安全性の確保

学校や保育所等の給食においては、品質管理・衛生管理などを徹底し、食中毒の発生を未然に防止できるよう給食従事者への研修や巡回指導を実施します。さらに、食中毒等の緊急時に速やかに対応できる体制づくりを推進します。また、食物アレルギーのある児童生徒の誤食事故等未然防止のための取組の推進、アレルギー物質を含む食品に関する情報を広く提供するなど、特定のアレルギー体質を持つこどもの健康被害を防止する取組を進めます。

(172) 保育所給食における配慮を要するこどもへの個人対応の充実 【こども青少年局】

保育所の給食においては、特定のアレルギー体質をもつこどもの健康被害を防止する取組など、配慮を要するこどもへの個人対応の充実に図ります。

(173) 学校給食におけるアレルギーのある児童生徒への対応 【教育委員会事務局】

食物アレルギーのある児童生徒へ安全・安心である給食を提供するために、体制の整備や情報の提供の推進に努めます。

(174) 衛生管理の推進および食中毒等事故発生時の体制づくり 【教育委員会事務局】

学校給食の衛生管理の推進および食中毒等事故発生時の体制づくりを進めます。

(175) 食の安心・安全に関する情報提供の充実 【市民局】

消費生活に関するテーマを取り上げた半日講座のなかで、年3回程度、食に関連するテーマについて専門講師を迎えて講座を開催し、情報提供の充実に努めます。

感染症予防の推進

感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育を推進し、感染予防を図ります。また、エイズや性感染症の予防に向けて、発達段階に応じて正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(4) 感染症に関する正確な知識の普及啓発 【健康局】 46 ページ再掲

(5) 学校園における感染症予防の推進 【教育委員会事務局】 46 ページ再掲

(6) 学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進
【健康局・教育委員会事務局】 46 ページ再掲

施策目標4 災害時の被害を最小限にとどめる体制づくりを推進します

【基本認識】

地震や集中豪雨などの自然災害による被害が世界的に多発しており、今後も予断を許さない状況にあります。災害時には、とりわけ高齢者をはじめこどもや妊産婦などが被害に巻き込まれやすいことが懸念されます。大震災などの大規模災害の発生直後から公的な支援体制が整うまでの間は、地域の助け合いによる支援が大きな力となります。一方で、高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより地域の防災力の低下が懸念されます。自主防災組織をはじめ、行政、関係機関、市民が一層連携し、災害時の被害を軽減する身近な地域の体制づくりを推進していく必要があります。また、幼い頃から防災意識を高め、災害から自らの身を守る力を身につけていくことも大切です。加えて、災害時の役割分担やボランティア活動など、こどもや青少年も地域の一員として共に助け合える体制づくりが重要です。

【取組の方向】

こどもや妊産婦をはじめすべての人の災害時における被害を最小限にとどめることができるよう、地域の防災力を高めるとともに、災害時に迅速に対応できる地域の体制づくりを推進します。また、こどもや青少年が災害時に自らの身を守る力を高めるとともに、地域の一員として共に助け合える体制づくりを推進します。

地域の防災力の向上

地域の防災力を高めるため、市民に対する災害時における消火・救出救護・応急手当等の指導や、市民一人ひとりの防災知識の普及啓発を推進するとともに、自主防災活動を支援します。

(176) 防火防災の体験型研修の充実強化 【消防局】

市民、地域組織、市民活動団体、企業等に対し、災害発生時に防火・防災の担い手として初期消火、早期の通報等の活動ができるようにするための体験型の研修（約2,000件/年）を実施します。

災害時に迅速に対応する地域の体制づくり

防災活動において、地域を先導する人材を育成するとともに、こどもや青少年を含め、家庭、学校、地域、関係機関等が連携し、役割分担しながら、災害時に迅速に対応できる地域の体制づくりを推進します。

(177) 自主防災まちづくりの推進 【危機管理室】

地域における自主防災組織力を強化するため、区と連携して自主防災組織の地域防災活動の支援を行い、こどもや青少年の参加を得た、災害時に効果的かつ実践的な防災訓練ができるよう活動の基盤づくりに取り組みます。

(35) 防災教育の推進 【教育委員会事務局】 52 ページ再掲

こどもや青少年の防災力の向上

こどもや青少年が災害時に自らの身を守る力を高め、地域の一員として共に助けあえるよう、学校や地域において、防災意識の醸成や防災訓練に取り組みます。

(178) 青少年層に対する防火・防災研修の充実強化 【消防局】

将来の地域防災の担い手の防火・防災意識の向上と技術の習得を図るため、小学生、中学生を対象とした防火・防災研修を実施します。

(35) 防災教育の推進 【教育委員会事務局】 52 ページ再掲

(3) こども・青少年や子育て家庭を支援する地域づくりの推進

施策目標1 地域で取り組む活動の効果的な推進を支援します

【基本認識】

地域においては、市民ボランティアや地域団体、NPOなどさまざまな活動主体により、子育て支援やこどもの見守り、児童虐待の予防、地域福祉などの多様な活動が活発に展開され、こどもや青少年、子育て家庭の大きな支えとなっています。しかし、これらの活動を担う新たな人材の確保が困難であったり、特定の人に負担が偏るなどの課題もみられます。地域活動に取り組むさまざまな活動主体が相互に連携し、役割分担しながら、一層効果的で広がりのある活動を進められるように、行政としても支援していくことが重要です。

【取組の方向】

地域で取り組む子育て支援などの活動の裾野を広げ、地域の子育て力の向上を図ります。また、人と人のつながりによって、よりよい地域づくりを進めていく仕組みが効果的に機能し、一層活性化するよう支援します。これらの活動を地域社会全体のものとして推進できるよう、地域を支える幅広い人々や活動団体等が参画し、地域課題を共有し、議論を重ねながら課題解決を図る場の継続や充実を支援します。

地域活動の活性化を促す取組の推進

民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員、PTAなどによるこどもや青少年の健全育成や子育て支援など、次世代の育成支援をはじめとした地域で取り組む活動が一層活性化するよう、さまざまな支援を行います。

(49) 青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進 【こども青少年局】 55 ページ再掲

(94) 男女共同参画センター子育て活動支援館及び子ども・子育てプラザにおける相談等
【こども青少年局】 72 ページ再掲

(96) 子育て活動支援事業（子ども・子育てプラザ） 【こども青少年局】 73 ページ再掲

(97) 男女共同参画センター子育て活動支援館における人材育成、団体等への指導・助言
【こども青少年局】 73 ページ再掲

地域をつなぐ仕組みの活性化

人と人のつながりによって、よりよい地域づくりを進める仕組みや、関係機関のネットワークにより、それぞれの地域活動をより効果的に推進する仕組みが一層活性化するよう支援します。

(68) 総合型地域スポーツクラブ設立及び活動支援事業 【経済戦略局】 60 ページ再掲

地域社会全体でよりよいまちづくりを進める場づくり

地域の課題を地域で解決し、より魅力あるまちづくりを進めるため、市民や企業、NPOなど、地域で生活し活動するだれもが参加でき、意見交換や新たな活動を生み出す場づくりを支援し、地域活動の広がりや地域コミュニティのさらなる醸成を図ります。

(179) 区独自の福祉施策の推進 【各区・福祉局】

「大阪市地域福祉推進指針」に基づき、各区において「区地域福祉ビジョン」等を策定し、区内の様々な関係機関等と方向性をつたにして連携することにより、区独自の福祉システムの構築を果たします。

施策目標2 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します

【基本認識】

共働き世帯が増加し、生き方も多様化しています。一方で、非正規労働者の増大や長時間労働など自分らしい働き方や生き方が実現しにくい現状もみられます。このような中で、依然として、女性労働者が結婚や出産、子育てを機に離職する傾向がみられます。仕事をしながら、子育てや介護をはじめ、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方や生き方を選択できる社会をめざしていく必要があります。そのためには、多様なニーズに対応する子育て支援サービスの推進はもとより、企業における仕事と生活の調和をめざす取組を促進していく必要があります。働き方の見直しは子育て家庭だけの課題ではなく、働くすべての人の課題です。また、仕事と生活の調和を進めていくためには一人ひとりの意識改革と理解が不可欠であり、行政はもとより、企業や地域等と連携して社会全体で取り組んでいくことが大切です。

【取組の方向】

仕事と生活の調和の実現に向け、仕事と子育ての両立を支援する取組を推進します。仕事と生活の調和に向けた取組を社会全体に広げるため、企業や関係機関と連携し、普及啓発に取り組めます。

仕事と生活の調和を実現する取組の充実

男女が共に仕事と子育てなどの生活の調和を実現し、一人ひとりの能力を発揮できる環境づくりをめざし、情報誌やホームページを活用して仕事と子育ての両立を支援する情報を提供します。また、企業における働き方や生活の見直しへの取組を支援するとともに、より広い市民への広報や啓発に努めます。

(125) 女性の活躍リーディングカンパニー認証事業 【市民局】

82 ページ再掲

施策目標3 協働の取組を社会全体に広げる仕組みづくりを推進します

【基本認識】

こどもや青少年の健全育成や子育て支援といった、大阪市の将来を担う次世代の育成を支援するさまざまな取組は、行政はもとより、家庭、学校、地域、関係機関、企業など、社会全体で協働しながら推進していくことが不可欠です。より幅広い市民の理解と信頼を得ながら、活動の裾野を広げていく必要があります。そして、大阪市内で活動するすべての人がめざすべき方向性を共有し、連帯することで、次世代をはぐくむ推進力を一層高めていくことが重要です。そのためには、次世代の育成支援に関わる人が相互に情報を共有し、一層連携、協力しながら取り組んでいくことが重要です。

【取組の方向】

行政と市民がめざすべき方向を共有できるよう取り組むとともに、協働の取組を社会全体に広げていくため、情報の収集や提供、NPOや企業と地域をつなぐ取組などを充実します。より幅広い市民参画や相互の交流を促進するため、メディア等を活用し、効果的な情報発信に取り組めます。

社会全体で取り組む機運の向上

大阪市内における次世代の育成を支援する推進力を高め、協働の取組を社会全体に広げていくため、行政と市民のめざすべき方向の共有化を図るとともに、協働に寄与する情報の収集や提供に努めます。

(180)「大阪市協働指針」の推進 【市民局】

本市職員の協働に対する意識を醸成し、協働への認識を市民と行政が共有することを目的として、本市における協働の意義や原則といった基本的な考え方等を示した「大阪市協働指針」を策定しています。

今後、協働指針をもとに協働を進めていくなかで、協働の事例やノウハウの共有、協働に関する情報の収集と発信、課題解決に向けた実践的な取組を重ね、さらなる協働の充実を図るよう推進します。

市民参画や交流の促進

地域の活性化に役立つよう、NPOや企業の人材などの資源を結び合わせるマッチングを進めるとともに、より幅広い市民参画や相互の交流を促進するため、セミナーや意見交換会などの開催や、メディアやインターネットを活用した効果的な情報発信に取り組めます。

(181) 大阪市地域貢献活動マッチングシステム運営事業 【市民局】

企業等やNPO等が取り組む社会貢献活動・地域貢献活動の促進や支援を行うため、双方が有する資源（物品や場所、人材等）の橋渡しを行う仕組みである「大阪市地域貢献活動マッチングシステム」の運営を行います。

また、多様な活動主体の交流の拡大に向け、マッチングシステムのPR活動として、NPO・企業等に出向き、システムの紹介や参加の呼びかけを行うとともに、登録団体等の交流の場を設けます。

第4章 事業計画

1 提供区域の設定

地域の実情に応じて、提供区域を市全域、または行政区でそれぞれ設定しています。

教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育）

- ・ 1号認定（3～5歳、幼児期の学校教育のみ） 【 市全域 】
- ・ 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり） 【 行政区 】
- ・ 3号認定（0～2歳、保育の必要性あり） 【 行政区 】

地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業（時間外保育事業） 【 行政区 】

児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業

（放課後児童健全育成事業） 【 市全域 】

子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業） 【 市全域 】

地域子育て支援拠点事業 【 行政区 】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 【 市全域 】

一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外） 【 行政区 】

病児・病後児保育事業（病児保育事業） 【 市全域 】

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） 【 市全域 】

利用者支援事業 【 行政区 】

妊婦健康診査事業 【 市全域 】

乳児家庭全戸訪問事業 【 市全域 】

養育支援訪問事業 【 市全域 】

【 1 号 全市版 】

(単位 : 人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(市内)	30,114	29,988	30,375	30,291	30,314
(他市の子ども)	804	800	811	809	809
量の見込み 計 (必要利用定員総数)	30,918	30,788	31,186	31,100	31,123
確保の内容	市内	18,389	24,777	31,178	37,334
	(他市の子ども)	42	227	614	809
	市内	25,503	19,104	12,705	6,306
	市外へ	1,333	1,319	1,337	1,334
(他市の子ども)	762	573	384	195	0
確保の内容 計	39,626	39,612	39,630	39,626	39,627
-	8,708	8,824	8,444	8,526	8,504

【 2 ・ 3 号 全市合計 】

(単位 : 人)

		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
		4・5歳	3歳	1・2歳	0歳		4・5歳	3歳	1・2歳	0歳		4・5歳	3歳	1・2歳	0歳		4・5歳	3歳	1・2歳	0歳		4・5歳	3歳	1・2歳	0歳	
ニーズ割合	量の見込み (必要利用定数)	19,186	9,674	18,704	3,568		19,601	9,672	19,259	3,717	20,180	10,093	19,864	3,878		20,470	10,203	20,347	4,028		20,543	10,162	20,362	4,032		
0歳	確保	20,911	9,936	17,203	3,483		21,350	10,149	17,594	3,605	21,847	10,392	17,990	3,699		22,304	10,615	18,361	3,788		22,304	10,615	18,361	3,788		
1・2歳	内容	0	0	1,215	322		0	0	1,601	405	0	0	1,909	458		0	0	2,316	545		0	0	2,316	545		
3・5歳	-	1,725	262	▲ 286	237		1,749	477	▲ 64	293	1,667	299	35	279		1,834	412	330	305		1,761	453	315	301		

【 2・3 号 行政区別】

(単位:人)

・北 区		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニース 割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	15.0%	699	386	791	134	798	394	805	141	817	411	837	145	823	425	845	146	857	432	856	147
1-2歳	44.5%	678	355	612	136	732	381	653	145	793	410	694	154	854	439	742	166	854	439	742	166
3-5歳	46.6%	0	0	60	18	0	0	76	21	0	0	92	24	0	0	124	30	0	0	124	30
		▲ 21	▲ 31	▲ 119	20	▲ 66	▲ 13	▲ 76	25	▲ 24	▲ 1	▲ 51	33	31	14	21	50	▲ 3	7	10	49
・都 島 区		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニース 割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	17.3%	762	387	790	136	846	403	797	143	881	438	850	152	883	431	847	151	875	431	840	151
1-2歳	48.4%	785	381	678	138	812	394	695	141	859	417	735	151	886	430	759	157	886	430	759	157
3-5歳	50.1%	0	0	74	23	0	0	90	26	0	0	106	29	0	0	106	29	0	0	106	29
		23	▲ 6	▲ 38	25	▲ 34	▲ 9	▲ 12	24	▲ 22	▲ 21	▲ 9	28	3	▲ 1	18	35	11	▲ 1	25	35
・福 島 区		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニース 割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	17.2%	538	283	548	111	557	285	548	114	585	298	570	119	595	300	582	123	594	299	582	123
1-2歳	42.1%	566	263	464	128	600	279	488	134	627	292	505	137	627	292	505	137	627	292	505	137
3-5歳	44.9%	0	0	70	23	0	0	86	26	0	0	86	26	0	0	86	26	0	0	86	26
		28	▲ 20	▲ 14	40	43	▲ 6	26	46	42	▲ 6	21	44	32	▲ 8	9	40	33	▲ 7	9	40
・此 花 区		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニース 割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	19.2%	641	334	589	102	654	353	588	110	744	360	628	110	754	367	645	119	732	366	640	120
1-2歳	51.2%	719	323	548	88	746	336	572	94	780	352	596	100	780	352	596	100	780	352	596	100
3-5歳	57.7%	0	0	57	12	0	0	57	12	0	0	73	15	0	0	73	15	0	0	73	15
		78	▲ 11	16	▲ 2	92	▲ 17	41	▲ 4	36	▲ 8	41	5	26	▲ 15	24	▲ 4	48	▲ 14	29	▲ 5

(単位:人)

・中央区

		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度						
年齢	ニース割合	量の見込み (必要利用定員総数)					4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳		
		0歳	17.1%	426	216	449	124	453	229	475	128	480	242	501	132	534	268	544	139	534	268	544	139	534	268	544	139	
0歳	17.1%	量の見込み (必要利用定員総数)		407	210	545	107	446	255	565	114	481	258	580	120	534	272	615	127	528	277	615	127	528	277	615	127	
1・2歳	43.5%	確保の内容		0	0	44	15	0	0	60	18	0	0	60	18	0	0	76	21	0	0	76	21	0	0	76	21	
3-5歳	39.9%	-		19	6	▲ 52	32	7	▲ 26	▲ 30	32	▲ 1	▲ 16	▲ 19	30	0	▲ 4	5	33	6	▲ 9	5	33	6	▲ 9	5	33	6

・西区

		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度					
年齢	ニース割合	量の見込み (必要利用定員総数)					4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
		0歳	18.3%	610	320	577	141	637	333	601	147	664	346	625	153	725	375	673	165	725	375	673	165	725	375	673	165
0歳	18.3%	量の見込み (必要利用定員総数)		577	307	713	143	638	358	724	157	684	343	733	161	734	365	744	170	719	374	743	172	719	374	743	172
1・2歳	40.9%	確保の内容		0	0	79	23	0	0	95	26	0	0	95	26	0	0	95	26	0	0	95	26	0	0	95	26
3-5歳	42.5%	-		33	13	▲ 57	21	▲ 1	▲ 25	▲ 28	16	▲ 20	3	▲ 13	18	▲ 9	10	24	21	6	1	25	19	6	1	25	19

・港区

		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度						
年齢	ニース割合	量の見込み (必要利用定員総数)					4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳		
		0歳	19.7%	724	339	477	93	724	339	477	93	724	339	477	93	724	339	477	93	724	339	477	93	724	339	477	93	
0歳	19.7%	量の見込み (必要利用定員総数)		707	318	545	107	683	337	578	113	682	365	567	122	719	352	572	128	700	331	573	129	700	331	573	129	
1・2歳	45.8%	確保の内容		0	0	38	13	0	0	61	19	0	0	74	25	0	0	103	34	0	0	103	34	0	0	103	34	
3-5歳	56.1%	-		17	21	▲ 30	▲ 1	41	2	▲ 40	▲ 1	42	▲ 26	▲ 16	▲ 4	5	▲ 13	8	▲ 1	24	8	7	▲ 2	5	▲ 13	8	7	▲ 2

・大正区

		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度					
年齢	ニース割合	量の見込み (必要利用定員総数)					4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
		0歳	16.6%	678	308	425	63	718	328	437	66	718	328	437	66	718	328	437	66	718	328	437	66	718	328	437	66
0歳	16.6%	量の見込み (必要利用定員総数)		587	267	452	72	562	252	480	75	542	281	480	75	555	277	497	78	571	275	501	78	571	275	501	78
1・2歳	53.6%	確保の内容		0	0	42	15	0	0	33	15	0	0	33	15	0	0	50	17	0	0	50	17	0	0	50	17
3-5歳	62.9%	-		91	41	15	6	156	76	▲ 10	6	176	47	▲ 10	6	163	51	▲ 10	5	147	53	▲ 14	5	147	53	▲ 14	5

(単位:人)

天王寺区		平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
年齢	ニーズ割合	量の見込み (必要利用定員総数)	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
			427	220	470	77	463	216	493	77	498	233	500	84	518	244	510	84	523	242	511	84	523	242	511	84
0歳	12.8%	保育所・認定こども園	461	221	470	95	495	237	494	101	495	237	494	101	495	237	494	101	495	237	494	101	495	237	494	101
1-2歳	38.9%	確保 の内容	0	0	44	12	0	0	44	12	0	0	44	12	0	0	44	12	0	0	44	12	0	0	44	12
3-5歳	37.6%	-	34	1	44	30	32	21	45	36	▲ 3	4	38	29	▲ 23	▲ 7	28	29	▲ 28	▲ 5	27	29	▲ 28	▲ 5	27	29
浪速区																										
年齢	ニーズ割合	量の見込み (必要利用定員総数)	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
			373	211	391	60	392	211	380	60	408	198	384	57	402	205	380	57	403	204	382	57	403	204	382	57
0歳	12.0%	保育所・認定こども園	434	203	333	64	434	203	333	64	434	203	333	64	434	203	333	64	434	203	333	64	434	203	333	64
1-2歳	45.5%	確保 の内容	0	0	52	10	0	0	71	10	0	0	71	10	0	0	71	10	0	0	71	10	0	0	71	10
3-5歳	58.6%	-	61	▲ 8	▲ 6	14	42	▲ 8	24	14	26	5	20	17	32	▲ 2	24	17	31	▲ 1	22	17	31	▲ 1	22	17
西淀川区																										
年齢	ニーズ割合	量の見込み (必要利用定員総数)	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
			640	327	653	151	635	325	690	156	682	356	733	171	700	364	762	171	703	362	759	171	703	362	759	171
0歳	20.0%	保育所・認定こども園	734	341	614	124	734	341	630	128	781	364	670	138	781	364	670	138	781	364	670	138	781	364	670	138
1-2歳	45.9%	確保 の内容	0	0	53	15	0	0	69	18	0	0	85	27	0	0	98	27	0	0	98	27	0	0	98	27
3-5歳	46.0%	-	94	14	14	▲ 12	99	16	9	▲ 10	99	8	22	▲ 6	81	0	6	▲ 6	78	2	9	▲ 6	78	2	9	▲ 6
淀川区																										
年齢	ニーズ割合	量の見込み (必要利用定員総数)	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
			1,069	564	1,154	215	1,139	552	1,206	217	1,146	564	1,259	224	1,154	578	1,304	224	1,159	575	1,306	223	1,159	575	1,306	223
0歳	14.9%	保育所・認定こども園	1,033	532	1,094	224	1,060	545	1,118	230	1,080	555	1,134	234	1,080	555	1,134	234	1,080	555	1,134	234	1,080	555	1,134	234
1-2歳	46.4%	確保 の内容	0	0	91	19	0	0	107	22	0	0	144	29	0	0	176	29	0	0	176	29	0	0	176	29
3-5歳	45.0%	-	▲ 36	▲ 32	31	28	▲ 79	▲ 7	19	35	▲ 66	▲ 9	19	36	▲ 74	▲ 23	6	39	▲ 79	▲ 20	4	40	▲ 79	▲ 20	4	40

(単位:人)

・東淀川区

年齢	二歳 割合	年の見込み 量の見込み (必要利用定員総数)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
			4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	18.8%	確保 の内容	1,140	594	1,157	261	1,149	593	1,174	274	1,256	614	1,210	287	1,262	616	1,228	300	1,251	616	1,225	300
1-2歳	42.3%	確保 の内容	1,374	568	1,036	220	1,389	573	1,057	229	1,409	583	1,073	233	1,429	593	1,089	237	1,429	593	1,089	237
3-5歳	47.9%	-	234	▲ 26	▲ 30	▲ 22	240	▲ 20	▲ 7	▲ 6	153	▲ 31	▲ 1	▲ 3	167	▲ 23	39	3	178	▲ 23	42	3

・東成区

年齢	二歳 割合	年の見込み 量の見込み (必要利用定員総数)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
			4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	18.3%	確保 の内容	562	297	542	102	564	325	542	110	644	322	562	116	668	328	572	122	654	331	569	123
1-2歳	43.8%	確保 の内容	652	277	520	98	672	287	536	102	672	287	536	102	699	300	560	108	699	300	560	108
3-5歳	52.6%	-	90	▲ 20	1	2	108	▲ 38	17	▲ 2	28	▲ 35	▲ 3	▲ 8	31	▲ 28	11	▲ 8	45	▲ 31	14	▲ 9

・生野区

年齢	二歳 割合	年の見込み 量の見込み (必要利用定員総数)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
			4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	15.7%	確保 の内容	952	477	954	148	965	475	953	146	952	487	959	145	954	481	971	143	957	482	972	143
1-2歳	53.2%	確保 の内容	1,136	590	887	160	1,156	600	903	164	1,176	610	919	168	1,196	620	935	172	1,196	620	935	172
3-5歳	55.5%	-	184	113	▲ 23	25	191	125	▲ 6	31	224	123	4	36	242	139	8	42	239	138	7	42

・旭区

年齢	二歳 割合	年の見込み 量の見込み (必要利用定員総数)	平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
			4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
0歳	18.7%	確保 の内容	577	264	547	118	579	265	549	118	570	272	555	121	582	270	568	128	589	269	568	128
1-2歳	41.6%	確保 の内容	573	260	486	116	573	262	498	122	593	272	514	126	593	272	514	126	593	272	514	126
3-5歳	43.8%	-	▲ 4	▲ 4	▲ 6	10	▲ 6	▲ 3	20	19	23	0	30	20	11	2	17	13	4	3	17	13

(単位:人)

・城東区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
ニース割合	年齢	量の見込み (必要利用定員総数)	1,400	676	1,310	247	1,353	663	1,370	251	1,404	711	1,411	265	1,431	731	1,462	275	1,446	731	1,468	275
			1,448	689	1,183	213	1,448	689	1,183	213	1,495	712	1,223	223	1,542	735	1,263	233	1,542	735	1,263	233
			0	0	53	16	0	0	114	22	0	0	150	24	0	0	214	36	0	0	214	36
51.2%	1・2歳	確保 の内容																				
54.0%	3-5歳	-	48	13	▲ 74	▲ 18	95	26	▲ 73	▲ 16	91	1	▲ 38	▲ 18	111	4	15	▲ 6	96	4	9	▲ 6

・鶴見区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
ニース割合	年齢	量の見込み (必要利用定員総数)	986	525	979	209	1,009	502	1,033	220	1,030	518	1,081	237	1,033	538	1,120	251	1,038	533	1,121	251
			1,028	509	936	210	1,055	522	960	216	1,075	532	976	220	1,095	542	992	224	1,095	542	992	224
			0	0	32	6	0	0	72	9	0	0	104	15	0	0	136	21	0	0	136	21
44.7%	1・2歳	確保 の内容																				
45.2%	3-5歳	-	42	▲ 16	▲ 11	7	46	20	▲ 1	5	45	14	▲ 1	▲ 2	62	4	8	▲ 6	57	9	7	▲ 6

・阿倍野区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
ニース割合	年齢	量の見込み (必要利用定員総数)	519	252	698	131	534	276	709	145	554	252	751	145	560	255	766	153	549	254	763	154
			603	311	611	132	623	321	627	136	643	331	643	140	663	341	659	144	663	341	659	144
			0	0	57	16	0	0	76	16	0	0	95	16	0	0	113	17	0	0	113	17
43.6%	1・2歳	確保 の内容																				
28.4%	3-5歳	-	84	59	▲ 30	17	89	45	▲ 6	7	89	79	▲ 13	11	103	86	6	8	114	87	9	7

・住之江区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	
ニース割合	年齢	量の見込み (必要利用定員総数)	897	444	859	157	919	462	880	165	973	486	916	171	1,004	483	950	177	997	486	948	177
			960	482	779	154	980	492	802	161	1,000	502	818	165	1,040	522	850	173	1,040	522	850	173
			0	0	31	8	0	0	50	8	0	0	69	8	0	0	107	8	0	0	107	8
48.6%	1・2歳	確保 の内容																				
53.0%	3-5歳	-	63	38	▲ 49	5	61	30	▲ 28	4	27	16	▲ 29	2	36	39	7	4	43	36	9	4

(単位:人)

・住吉区		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニーズ割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)		896	462	1,022	249	899	440	1,067	260	917	466	1,117	278	912	472	1,151	292	920	467	1,150	291
0歳	22.9%	975	504	934	231	995	514	950	235	1,015	524	966	239	1,055	544	998	247	1,055	544	998	247
1・2歳	46.8%	0	0	48	12	0	0	101	26	0	0	133	32	0	0	165	38	0	0	165	38
3・5歳	39.8%	79	42	▲40	▲6	96	74	▲16	1	98	58	▲18	▲7	143	72	12	▲7	135	77	13	▲6

・東住吉区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニーズ割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)		916	450	802	146	933	435	813	153	914	462	830	162	926	464	851	170	939	462	854	170
0歳	17.8%	1,117	517	832	135	1,117	517	832	155	1,117	517	832	155	1,117	517	832	155	1,117	517	832	155
1・2歳	44.8%	0	0	41	9	0	0	41	9	0	0	41	9	0	0	41	9	0	0	41	9
3・5歳	49.6%	201	67	71	▲2	184	82	60	11	203	55	43	2	191	53	22	▲6	178	55	19	▲6

・平野区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニーズ割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)		2,204	1,072	1,618	269	2,184	954	1,722	278	2,130	1,045	1,767	295	2,077	1,035	1,816	308	2,138	1,015	1,826	307
0歳	18.0%	2,385	1,062	1,711	304	2,385	1,062	1,726	309	2,405	1,072	1,742	313	2,425	1,082	1,758	317	2,425	1,082	1,758	317
1・2歳	54.9%	0	0	16	3	0	0	16	3	0	0	35	3	0	0	71	5	0	0	71	5
3・5歳	67.3%	181	▲10	109	38	201	108	20	34	275	27	10	21	348	47	13	14	287	67	3	15

・他市町村との調整(八尾市 → 平野区)

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニーズ割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)		▲40	▲15	▲25	▲5	▲40	▲15	▲25	▲5	▲40	▲15	▲25	▲5	▲40	▲15	▲25	▲5	▲40	▲15	▲25	▲5
0歳	23.3%	710	347	575	116	700	341	593	120	686	353	584	126	690	350	589	131	701	348	590	131
1・2歳	52.4%	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92
3・5歳	63.9%	102	18	▲8	▲20	112	24	▲12	▲14	126	12	8	▲12	122	15	9	▲4	111	17	8	▲4

・西成区

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度			
年齢	ニーズ割合	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳	4-5歳	3歳	1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)		710	347	575	116	700	341	593	120	686	353	584	126	690	350	589	131	701	348	590	131
0歳	23.3%	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92	812	365	547	92
1・2歳	52.4%	0	0	20	4	0	0	34	14	0	0	45	22	0	0	51	35	0	0	51	35
3・5歳	63.9%	102	18	▲8	▲20	112	24	▲12	▲14	126	12	8	▲12	122	15	9	▲4	111	17	8	▲4

地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業（時間外保育事業）

【区域：行政区】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
24区合計	量の見込み	7,705	7,874	8,087	8,265	8,298
	確保の内容	7,432	8,036	8,344	8,558	8,734
	-	273	162	257	293	436
北区	量の見込み	296	302	310	317	318
	確保の内容	247	273	296	318	341
	-	49	29	14	1	23
都島区	量の見込み	453	463	476	486	488
	確保の内容	425	451	483	501	508
	-	28	12	7	15	20
福島区	量の見込み	358	366	376	384	386
	確保の内容	319	366	388	403	403
	-	39	0	12	19	17
此花区	量の見込み	116	119	122	125	125
	確保の内容	118	126	130	135	140
	-	2	7	8	10	15
中央区	量の見込み	225	230	236	241	242
	確保の内容	189	219	236	251	273
	-	36	11	0	10	31
西区	量の見込み	287	293	301	308	309
	確保の内容	253	278	293	307	320
	-	34	15	8	1	11
港区	量の見込み	181	185	190	194	195
	確保の内容	187	189	198	202	206
	-	6	4	8	8	11
大正区	量の見込み	42	43	44	45	45
	確保の内容	50	53	56	57	57
	-	8	10	12	12	12
天王寺区	量の見込み	287	293	301	308	309
	確保の内容	276	299	315	325	325
	-	11	6	14	17	16
浪速区	量の見込み	116	119	122	125	125
	確保の内容	115	133	136	136	136
	-	1	14	14	11	11
西淀川区	量の見込み	109	111	114	117	117
	確保の内容	108	116	120	126	129
	-	1	5	6	9	12
淀川区	量の見込み	517	529	543	555	557
	確保の内容	494	542	566	573	580
	-	23	13	23	18	23
東淀川区	量の見込み	690	705	724	740	744
	確保の内容	712	755	776	784	796
	-	22	50	52	44	52
東成区	量の見込み	185	189	194	198	199
	確保の内容	189	198	206	214	222
	-	4	9	12	16	23
生野区	量の見込み	395	404	415	424	426
	確保の内容	419	448	451	454	456
	-	24	44	36	30	30
旭区	量の見込み	228	233	239	244	245
	確保の内容	218	230	241	245	248
	-	10	3	2	1	3
城東区	量の見込み	770	787	808	826	829
	確保の内容	722	758	782	813	845
	-	48	29	26	13	16
鶴見区	量の見込み	316	323	332	339	340
	確保の内容	298	316	332	338	344
	-	18	7	0	1	4
阿倍野区	量の見込み	386	394	405	414	416
	確保の内容	353	418	426	434	441
	-	33	24	21	20	25
住之江区	量の見込み	303	310	318	325	326
	確保の内容	298	318	331	335	337
	-	5	8	13	10	11
住吉区	量の見込み	427	436	448	458	460
	確保の内容	412	468	481	491	502
	-	15	32	33	33	42
東住吉区	量の見込み	332	339	348	356	357
	確保の内容	331	373	376	376	379
	-	1	34	28	20	22
平野区	量の見込み	568	580	597	609	612
	確保の内容	573	582	597	611	616
	-	5	2	0	2	4
西成区	量の見込み	118	121	124	127	128
	確保の内容	126	127	128	129	130
	-	8	6	4	2	2

児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業（放課後児童健全育成事業）

【区域：市全域】

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	24,556	24,563	24,516	24,613	24,709
	高学年	13,092	13,013	13,148	13,425	13,434
確保の内容	低学年	29,491	29,491	29,491	29,491	29,491
	高学年	13,813	13,813	13,813	13,813	13,813
-	低学年	4,935	4,928	4,975	4,878	4,782
	高学年	721	800	665	388	379

上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	低学年	3,311	3,311	3,307	3,316	3,325
	高学年	1,352	1,345	1,356	1,380	1,381
確保の内容	低学年	4,729	4,729	4,729	4,729	4,729
	高学年	2,320	2,320	2,320	2,320	2,320
-	低学年	1,418	1,418	1,422	1,413	1,404
	高学年	968	975	964	940	939

子どものショートステイ事業（子育て支援短期事業）

【区域：市全域】

（単位：人日）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1,346	1,342	1,354	1,352	1,353
確保の内容	1,346	1,342	1,354	1,352	1,353
-	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業

【区域：行政区】

（単位：人日・か所）

		H27	H28	H29	H30	H31
24区合計	量の見込み(人日)	67,255	67,138	67,481	67,464	67,492
	確保の内容(か所)	104	111	117	123	129
北区	量の見込み(人日)	2,950	3,020	2,977	3,045	3,077
	確保の内容(か所)	3	4	5	5	6
都島区	量の見込み(人日)	2,568	2,549	2,613	2,638	2,629
	確保の内容(か所)	3	3	4	5	5
福島区	量の見込み(人日)	2,201	2,187	2,251	2,262	2,259
	確保の内容(か所)	3	3	3	4	4
此花区	量の見込み(人日)	1,819	1,786	1,855	1,814	1,808
	確保の内容(か所)	3	3	3	3	3
中央区	量の見込み(人日)	2,348	2,301	2,293	2,305	2,298
	確保の内容(か所)	3	3	3	3	4
西区	量の見込み(人日)	2,962	2,963	2,953	2,984	2,993
	確保の内容(か所)	3	4	5	6	6
港区	量の見込み(人日)	1,949	1,961	1,961	1,949	1,951
	確保の内容(か所)	3	4	4	4	4

(単位：人日・か所)

		H27	H28	H29	H30	H31
大正区	量の見込み(人日)	1,335	1,330	1,344	1,334	1,337
	確保の内容(か所)	3	3	3	3	3
天王寺区	量の見込み(人日)	2,209	2,188	2,211	2,231	2,230
	確保の内容(か所)	3	3	3	4	4
浪速区	量の見込み(人日)	1,386	1,342	1,379	1,413	1,420
	確保の内容(か所)	3	3	3	3	3
西淀川区	量の見込み(人日)	2,606	2,594	2,605	2,563	2,562
	確保の内容(か所)	5	5	5	5	5
淀川区	量の見込み(人日)	4,512	4,515	4,525	4,517	4,513
	確保の内容(か所)	6	7	7	8	9
東淀川区	量の見込み(人日)	4,729	4,756	4,807	4,814	4,808
	確保の内容(か所)	6	7	8	8	9
東成区	量の見込み(人日)	2,059	2,057	2,072	2,078	2,074
	確保の内容(か所)	3	3	3	3	4
生野区	量の見込み(人日)	2,523	2,586	2,608	2,635	2,637
	確保の内容(か所)	6	6	6	6	5
旭区	量の見込み(人日)	2,136	2,186	2,188	2,194	2,196
	確保の内容(か所)	3	4	4	4	4
城東区	量の見込み(人日)	4,334	4,265	4,226	4,214	4,221
	確保の内容(か所)	6	6	6	7	8
鶴見区	量の見込み(人日)	3,997	3,960	3,952	3,905	3,908
	確保の内容(か所)	3	4	5	6	7
阿倍野区	量の見込み(人日)	2,691	2,663	2,692	2,688	2,682
	確保の内容(か所)	3	3	4	4	5
住之江区	量の見込み(人日)	2,959	2,943	2,947	2,938	2,937
	確保の内容(か所)	6	6	6	6	6
住吉区	量の見込み(人日)	3,762	3,734	3,746	3,707	3,703
	確保の内容(か所)	6	6	7	7	7
東住吉区	量の見込み(人日)	2,929	2,960	2,974	2,976	2,980
	確保の内容(か所)	6	6	6	6	6
平野区	量の見込み(人日)	4,766	4,756	4,744	4,694	4,701
	確保の内容(か所)	9	9	9	9	9
西成区	量の見込み(人日)	1,525	1,536	1,558	1,566	1,568
	確保の内容(か所)	6	6	5	4	3

一時預かり事業**= 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育) =**

【区域：市全域】

(単位：人日)

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1号認定による利用	107,139	106,691	108,068	107,769	107,851
	2号認定による利用	876,920	873,251	884,520	882,074	882,744
確保の内容		984,059	979,942	992,588	989,843	990,595
-		0	0	0	0	0

= 一時預かり事業（幼稚園在園児対象以外） =

【区域：行政区】

（単位：人日）

		H27	H28	H29	H30	H31
24区合計	量の見込み	95,175	95,043	95,434	95,395	95,424
	確保の内容	89,264	91,394	95,510	98,986	95,424
	-	5,911	3,649	76	3,591	0
北区	量の見込み	3,271	3,345	3,276	3,355	3,413
	確保の内容	2,276	2,276	2,276	2,276	3,413
	-	995	1,069	1,000	1,079	0
都島区	量の見込み	6,384	6,323	6,401	6,430	6,419
	確保の内容	3,852	5,136	5,136	6,430	6,419
	-	2,532	1,187	1,265	0	0
福島区	量の見込み	3,651	3,659	3,740	3,745	3,746
	確保の内容	3,651	3,659	3,740	3,745	3,746
	-	0	0	0	0	0
此花区	量の見込み	2,664	2,661	2,765	2,739	2,721
	確保の内容	2,664	2,661	2,765	2,739	2,721
	-	0	0	0	0	0
中央区	量の見込み	3,264	3,284	3,243	3,254	3,249
	確保の内容	1,083	2,166	2,166	3,254	3,249
	-	2,181	1,118	1,077	0	0
西区	量の見込み	3,650	3,768	3,717	3,741	3,736
	確保の内容	3,650	3,768	3,717	3,741	3,736
	-	0	0	0	0	0
港区	量の見込み	2,935	2,962	2,986	2,972	2,967
	確保の内容	4,452	4,452	4,452	4,452	2,967
	-	1,517	1,490	1,466	1,480	0
大正区	量の見込み	1,435	1,402	1,384	1,371	1,384
	確保の内容	1,435	1,402	1,384	1,371	1,384
	-	0	0	0	0	0
天王寺区	量の見込み	4,122	4,110	4,094	4,080	4,087
	確保の内容	4,122	4,110	4,094	4,080	4,087
	-	0	0	0	0	0
浪速区	量の見込み	2,107	2,086	2,111	2,129	2,136
	確保の内容	1,068	1,068	1,068	1,068	2,136
	-	1,039	1,018	1,043	1,061	0
西淀川区	量の見込み	3,203	3,142	3,158	3,119	3,120
	確保の内容	3,203	3,142	3,158	3,119	3,120
	-	0	0	0	0	0
淀川区	量の見込み	4,883	4,887	4,930	4,910	4,905
	確保の内容	4,883	4,887	4,930	4,910	4,905
	-	0	0	0	0	0
東淀川区	量の見込み	5,526	5,543	5,595	5,590	5,573
	確保の内容	6,965	6,965	6,965	6,965	5,573
	-	1,439	1,422	1,370	1,375	0
東成区	量の見込み	2,032	2,016	2,015	2,014	2,009
	確保の内容	2,032	2,016	2,015	2,014	2,009
	-	0	0	0	0	0
生野区	量の見込み	3,583	3,627	3,653	3,683	3,684
	確保の内容	2,456	2,456	2,456	3,683	3,684
	-	1,127	1,171	1,197	0	0
旭区	量の見込み	3,905	3,931	3,944	3,962	3,969
	確保の内容	2,646	2,646	3,944	3,962	3,969
	-	1,259	1,285	0	0	0
城東区	量の見込み	7,652	7,513	7,419	7,373	7,387
	確保の内容	7,652	7,513	7,419	7,373	7,387
	-	0	0	0	0	0
鶴見区	量の見込み	5,271	5,183	5,237	5,160	5,162
	確保の内容	5,271	5,183	5,237	5,160	5,162
	-	0	0	0	0	0
阿倍野区	量の見込み	3,993	4,092	4,161	4,240	4,216
	確保の内容	2,810	2,810	4,161	4,240	4,216
	-	1,183	1,282	0	0	0
住之江区	量の見込み	4,338	4,339	4,325	4,311	4,306
	確保の内容	5,740	5,740	5,740	5,740	4,306
	-	1,402	1,401	1,415	1,429	0
住吉区	量の見込み	5,220	5,175	5,217	5,196	5,192
	確保の内容	3,894	3,894	5,217	5,196	5,192
	-	1,326	1,281	0	0	0
東住吉区	量の見込み	4,420	4,414	4,419	4,411	4,419
	確保の内容	4,420	4,414	4,419	4,411	4,419
	-	0	0	0	0	0
平野区	量の見込み	5,792	5,716	5,758	5,718	5,732
	確保の内容	7,165	7,165	7,165	7,165	5,732
	-	1,373	1,449	1,407	1,447	0
西成区	量の見込み	1,874	1,865	1,886	1,892	1,892
	確保の内容	1,874	1,865	1,886	1,892	1,892
	-	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業（病児保育事業）

【区域：市全域】

（単位：人日）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	40,749	40,800	40,852	40,903	40,953
確保の内容	40,749	40,800	40,852	40,903	40,953
-	0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【区域：市全域】

（単位：人日）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	就学前	20,552	20,613	20,675	20,737	20,800
	学童期	5,555	5,570	5,586	5,603	5,619
確保の内容	就学前	20,552	20,613	20,675	20,737	20,800
	学童期	5,555	5,570	5,586	5,603	5,619
-	就学前	0	0	0	0	0
	学童期	0	0	0	0	0

利用者支援事業

【区域：行政区】

（単位：か所）

	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	24	24	24	24	24
確保の内容	24	24	24	24	24
-	0	0	0	0	0

妊婦健康診査事業

【区域：市全域】

（単位：人回）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人数	25,223	25,223	25,223	25,223	25,223
	健診回数	302,600	302,600	302,600	302,600	302,600
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所	協力の得られた医療機関・助産所	協力の得られた医療機関・助産所	協力の得られた医療機関・助産所	協力の得られた医療機関・助産所
	実施体制（人）	-	-	-	-	-
	検査項目	国の示す標準検査項目	国の示す標準検査項目	国の示す標準検査項目	国の示す標準検査項目	国の示す標準検査項目

乳児家庭全戸訪問事業

【区域：市全域】

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人数	19,728	19,685	19,801	19,782	19,783
確保の内容	実施機関	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター
	実施体制（人）	-	-	-	-	-
	委託団体等	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者

養育支援訪問事業

【区域：市全域】

（単位：人）

		H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人数	987	987	987	987	987
確保の内容	実施機関	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター	各区保健福祉センター
	実施体制（人）	-	-	-	-	-
	委託団体等	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者	公募により選定された委託事業者

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こども・子育て支援会議

平成25年4月に、大阪市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「こども・子育て支援会議」（以下「支援会議」という。）を設置しました。この会議は、「こども・子育て支援会議条例」が平成25年4月1日に施行されたことに伴い、それ以前に設置されていた「大阪市次世代育成支援対策推進会議」の機能を引き継いでいます。

本計画については、平成26年度に支援会議を6回（予定）にわたって開催し、審議を重ね、委員のみなさまのご意見をふまえて策定しました。今後、本計画の進捗管理及び検証・改善についても支援会議の委員のみなさまからご意見をいただきながら、よりよい施策の推進を図ります。

(2) 庁内体制

大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

大阪市におけるこども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、平成25年6月に、全庁的な組織である「大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議」（以下「推進本部会議」という。）を、それまでの「大阪市次世代育成支援施策推進本部会議」の名称変更をして設置しました。本計画については、平成26年度に、支援会議の委員のみなさまのご意見や、パブリック・コメントの実施により広く市民のみなさまからご意見をいただきながら、推進本部会議において全庁的な検討を重ねながら策定作業を進めてまいりました。今後、推進本部会議のもと関係部署が連携しながら、本計画に基づく施策を推進するとともに、計画の進捗管理及び検証・改善を行い、施策の一層の充実を図ります。

本市自らの取組

大阪市では、次世代育成支援に率先して取り組むため、事業者として「大阪市特定事業主行動計画」を平成17年4月に策定し、子育てに対する職場の理解を深めることを柱に、職員が安心して子どもを生み、育てやすい職場環境の実現に向けて取り組んできました。また、平成22年度からは仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等を新たな視点として追加した後期行動計画のもと、本市職員への仕事と家庭の両立支援に取り組んできたところです。

次世代育成支援対策推進法の10年間の延長を受け、平成27年度からは新たな行動計画のもと、引き続き取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理及び検証・改善

(1) 検証・改善サイクル（PDCAサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立していくことが重要です。

本計画における教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保については、毎年度点検・評価し、必要に応じて計画を見直すこととします。また、その他の個別の事業についても、本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、公開により開催する支援会議に報告し、委員のみなさまのご意見をいただくとともに、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 社会・経済情勢の変化等への対応

景気は持ち直し傾向にあるものの、本市財政は、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図っているものの、最も税収の多かった平成8年度決算と比較すると、税収が約2割も低い水準で推移する一方で、扶助費や市債の償還のための公債費などは2倍を超え、なかでも生活保護費は約2.6倍に増嵩するなど、義務的な経費が高い伸びを示しています。スリムで確固たる行財政基盤の確立に向け、引き続き、施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し、歳入の確保などを進めるとともにサービス向上やICTを活用した業務改善等にも取り組み、新たに発生する社会的ニーズにも柔軟に対応しながら、安定的に市民生活を支えるための行財政運営を行う必要があります。

本計画の基本理念の実現に向けた各種事業の実施にあたっては、このような状況をふまえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実に推進するよう努めます。

4 国・大阪府など関係機関との連携

本計画を進めるにあたり、国や大阪府などの関係機関との連携を図っていくことが重要です。

国では、内閣府や厚生労働省、文部科学省など多くの省庁が一体となってこども・子育て支援施策、次世代育成支援施策を推進しています。こうした動向を的確に把握するとともに、必要に応じて他の市町村とも連携して適切な調整を図りながら、大阪市の各施策に反映していきます。

また、大阪府と情報交換を密にし、各種取組の相互補完により、効率的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。

とりわけ、企業への働きかけやこどもや青少年の健全育成、安全確保などを進めるうえで、大阪府さらには国との連携が不可欠です。国や大阪府などの関係機関と一層連携し、施策の効果的・効率的な推進を図ります。

5 自律した自治体型の区政運営

急激な少子化・高齢化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであり、こども・子育て支援は、既婚や未婚、こどもの有無にかかわらず、世代を超えて大阪市に住み、働き、学ぶすべての人の将来にかかわる重要な課題です。また、こども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設を含む社会福祉法人、学校園、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

地域社会が抱える課題がより一層複雑・多様化・深刻化する中、社会全体で担うべき「公共」の役割はこれまで以上に拡大してきていますが、課題解決に向け、行政だけの対応では困難となってきたとともに、

地域福祉を支えてきた地域団体においても、地域活動における担い手不足、縦割りによる地域の負担感等により「自助・共助」の機能も低下してきている状況があります。

大阪市では、「ニア・イズ・ベター」(補完性・近接性の原理)を徹底して追求し、それまでの市民協働の取組を継承し、自主的な地域運営の仕組みとしての地域活動協議会の取組による地域課題に対応した地域のまちづくりを推進し、地域力を更に発展させていくとともに、従来の考え方や手法にとらわれることなく、住民により身近な区において施策や事業を決定していく、新しい住民自治・新しい区政運営の実現をめざすこととしています。基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。

地域社会における「公共」の分野に地域の多様な主体と区が協働して取り組むことによって、24区で画一的なものではなく、それぞれの区の特性や地域の実情にあった真に必要なとされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど地域社会への効果や効率性も高まっていくと考えられます。

これらの区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

(1) 区政会議

ニア・イズ・ベターをさらに推進していくためには、局から区に権限を移譲することと同時に、区長は区民の意見やニーズをしっかりと把握し、区民が区政運営に参画し評価することが必要となってきます。各区では、そのためにさまざまな取組を行っていますが、区政会議はその基本となるものです。区政会議については、全市的な統一基準として、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が平成25年6月1日から施行されています。こども子育て支援を含む様々なテーマについて議論しています。

(2) 区将来ビジョン

また、各区においては、区長が区内の基礎自治行政を総合的に推進していくため、地域としての区のめざすべき将来像、将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を区民の方々に明らかにするための「区将来ビジョン」と、「区将来ビジョン」で示された施策展開の方向性に沿って年度ごとの施策・事業の取組を明らかにする単年度ごとのアクションプランである「区運営方針」を策定し、毎年度の「区運営方針」に係るPDCAサイクルを通じて「区将来ビジョン」を進捗管理しており、こども子育て支援についても各区の主要なテーマとされています。

(3) 区で取り組んでいる事業

区においては、こどもや青少年の健全育成や子育て支援に関わって、地域事情や特性に応じた区独自の取組を展開しています。地域での取組と行政施策が役割分担し、補完し合いながら、次世代の育成とこども・子育て支援を効果的に推進していくことが重要です。

区の特徴に応じて取り組む主な事業（平成 26 年度）

こども・青少年の「生きる力」を育成します。

実施区	事業名	概要
都島区	ネパール中学生との Web 交流事業	ICT を活用した Web 交流の実施により中学生が異文化と触れ合う機会を提供し、中学生が自らの考えや意見を積極的に述べられるよう促すことによって、グローバル時代に必要なコミュニケーション能力を育成するとともに、海外の学生たちと議論することを通じて、自身の語学力のレベル等、今後の学習への気づきを得ることを目的とする。
都島区	クリーン ³ 大作戦	かえっこバザールを開催し、いらなくなったおもちゃのリサイクルである「かえっこ」の仕組みを使い、子どもたちの環境美化への意識の向上をめざす。 地域住民と子どもたちが協働し、落書き防止を目的としたペインティングを実施することで、社会のルールやマナーを守り、地域への愛着心や貢献意欲を持つことをめざす。
都島区	交通安全運動関係事業「放置自転車をやめようポスター絵画展」	放置自転車防止啓発に取り組む市民活動団体と区役所との協働事業。子どもたちが描いたポスターから路面シートを作成し、子どもたちの手で道路に貼付することで、社会のルールやマナーを守り、地域への愛着心や貢献意欲を持つことをめざす。
都島区	小学生やる気アップ学習支援事業	小学校の協力を得ながら、NPO 等と連携し、指導開始前に研修を受講した大学生、大学院生等が夏休みなどの期間に集中的に指導にあたり、子どもたちに勉強する意義の理解と学習への強力な動機づけを行うことで学習意欲の向上と学習習慣の確立をめざす。
福島区	特別支援教育サポート事業	ボランティアを募集し、各学校に配置することにより、学習活動の時間だけでなく、昼休みや放課後等の時間においても、小学校の特別支援学級に在籍する重度の肢体不自由のある児童の移動介助や多動の著しい児童への安全確保を行う。
此花区	「子どもたちの未来のために！！」事業	子どもの社会力向上につなげるために、区内小中学校における特色ある取組の教育支援や保護者向け講座を実施するとともに、此花区内の生活指導アドバイザーの配置等によって学校の基盤づくりを支援する。
中央区	中央区英語交流事業	子どもたちが、コミュニケーション能力の一つとなる英語に対する興味や関心を高め、様々な活動を通じて一層好奇心や探究心を持つことにより、多文化共生の態度を身につけることをめざし、保護者や地域とともに将来グローバルな舞台に挑戦し活躍する次世代の人材を育成する。
中央区	こどもと地域をむすぶ「きずな」活性化事業	次代を担う子どもたちが、地域の人のつながりを通じて地域に対する愛着を深めるとともに、地域住民が子どもたちと関わることで、教育を通じた地域コミュニティの活性化を図る。
西区	小中学校特別支援学級等応援事業	小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒等の学校生活を支援し教育活動をより充実していくことを目的として、地域の協力を得てボランティアを配置し、特別支援学級に在籍する障がいのある児童・生徒等に対し、学級担任や教科担任の指示のもとに「放課後課外活動」や「校外活動」等の支援を行う。
西区	夏休み工作教室	生涯学習推進員が区役所と共催して、小学生を主な対象とした夏休みの自由研究にも使える工作教室を実施する。地域のボランティアである生涯学習推進員等が日頃の活動の成果を広く還元するための取り組みでもある。
港区	英語大すき、わくわく交流・ドキドキ体験事業	小学校 3、4 年生を対象に、英語圏での生活を再現した通所型の「英語村」などの活動体験を実施し、子どもたちの英語への関心を高める。また、中学生については、英語を使って活躍している職業の人たちから話を聞くプログラムなども提供しグローバル人材の育成をめざす。
港区	絵本による読書活動促進スタートアップ事業	絵本ひろばのコーディネータとファシリテータの派遣及び絵本と面展の提供をすることによって、区内の学校図書館や地域の公共施設等で、地域が主体的に「絵本ひろば」を開催できるようにし、子どもの主体的な読書活動を推進する。
港区	中1ギャップ問題の解決に向けたパイロット事業	中1ギャップ問題の解決に向け、家庭学習の促進を図るとともに、不登校児童等に対する登校支援策等を実施する。

実施区	事業名	概要
港区	こどもサイエンスカフェ事業	こどもたちの科学への関心を高め、豊かな想像力をはぐくむために、こどもたちが集い、科学の知識を楽しく学べる場を提供するとともに、科学にかかわる地域資源と連携した地域における教育の取り組みをより一層推進する。
天王寺区	英語による即興型ディベートスクール事業	中学生を対象に、ディベート等を通じて英語によるコミュニケーション能力を強化するとともに、留学生等との交流を通じて外国の文化についても理解・尊重できる人材を育成する。
天王寺区	中高生インターンシップ事業	中・高校生が、大阪市内及び近隣都市の企業・事業所等において、実践的な職業体験を積み社会で生きていく力を養うことにより、未来を担う人材を育成する。
天王寺区	社会の仕組みを学ぶ体験学習事業	小学生を対象に、社会の仕組みや仕事について自ら体験し、考える機会を提供することにより、未来を担う人材を育成する。
天王寺区	天王寺区ジュニアクラブ事業	学校・地域・関係機関等の協力により、小学校4年生から高校生を対象に、地域行事へのボランティア参加や施設体験等を行い、将来の地域における人材の育成を推進する。
浪速区	区長が子どもの声を聴く会	区長が各小中学校へ出向くなどし、児童・生徒から直接素直な意見や提案を聞き、担当の行政機関とも連携して、その実現に努めるとともに、市民協働の大切さについて、こどもたちに考えてもらう機会とする。
西淀川区	図書に親しみ多世代が交流する環境づくり事業	区内にボランティア等の運営による図書・自習スペースを開設し、市立図書館からの距離等から生じる地域の読書環境の差を補うことで、生涯に渡り必要となる言語力・文章力を養う。また、図書を通じた多世代交流により地域の活性化を図り、子ども達の成長に資する。
淀川区	淀川区学校サポート事業	開かれた学校づくりをすすめ、学校と地域が協働して、子どもをはぐくむ環境の充実に取り組めるよう、ボランティア人材の募集を広く行うとともに、学校現場におけるボランティア参画による学力向上に向けた取組を支援する。
淀川区	小学生の読書活動支援事業	子どもにとって読書とは、言葉を学び、表現力や創造力を豊かにするうえで欠くことができないものであり、学力を高める有効な手段である。そこで、はぐくみネットの活動である小学校での読書活動を支援し、図書の充実を図り、読書習慣の形成を推進することで小学生の学力の向上を目指す。
淀川区	児童・生徒の体力づくり支援事業	区内小中学生の体力向上を目指し、子どもの運動時間を増やすために、学校・家庭・地域それぞれの場で取り組める運動の機会を提供することを通じて、意欲・気力が充実し困難に立ち向かう力のある「未来を切り拓くタフネス淀川っ子」を育成する。
淀川区	生涯学習推進事業/ものがたりのちから	こどもたちに「ものがたり」や絵本の魅力を伝えるため、図書館や読書ボランティアと協働し、絵本の読み聞かせや人形劇、紙芝居などを行う。
淀川区	次代を担う少年少女に対する人権啓発活動	淀川区内の小中学校において、障がい者やいじめなどの人権問題をテーマとし、人権啓発推進員による啓発活動を実施することにより、次代を担う子どもたちの人権意識の醸成・向上を図っている。
淀川区	3歳児・中学生の食育推進事業	3歳児の食育推進事業として、健診時に健全な食生活・適切な食生活の実践のためのパネル展示や食品展示、ゲームやリーフレットの配布により食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等行う。 健康の自己管理ができる中学生の食育推進事業として、食生活指導をすることで食事の摂り方などについて正しい知識を身につけさせ、生涯を通じて自ら健康を保持増進することにつなげる。
東淀川区	東淀川区中学生勉強会	貧困のサイクルを打破するため、高校への進学を目的とした学習支援を行う。また、学生ボランティアを中心とすることにより、学ぶ楽しさや高校・大学生活での素晴らしさを伝えてもらうことにより学習意欲を高めるとともに、社会の中の「居場所」となるような環境を構築することを目的とする。
東淀川区	「望まない妊娠」を防止するための健康教育事業	区内市中学校において土曜授業等を活用して、思春期の児童・生徒を対象に自分や他者の価値を尊重し、相手を思いやる心を醸成するなど自尊感情を高めるための教育を行い、児童虐待の大きなリスク要因である「望まない妊娠」や「十代の妊娠」を防止し、児童虐待の未然防止につなげる。

実施区	事業名	概要
東淀川区	わがまち安全安心教室	区内の小学生を対象に、犯罪に対する意識付けを行い、危険予知・回避能力を養うため、防犯カルタ、自転車シミュレータ、防犯体操などを開催し安全安心な街づくりをめざす。(PTA親子ふれあい大会と同時開催) 区内小学校において、低学年向けの安全安心教室を開催する。
東淀川区	中学生の防災研修 (土曜授業)	昼間、防災の担い手となる中学生に対し、学校のニーズ調査をしたうえで、土曜授業などを活用した防災研修を実施する。研修内容については、中学生達が自助共助を目的に研修を行う。地域の防災カリキュラムとマッチングさせた研修などを行うことで、防災と地域社会を結びつけた高い効果が得られる研修を行う。
東淀川区	地域と連携した特色ある学校づくり支援事業	子どもたちが将来にわたって必要となる力をはぐくむため、小学校が抱える多様な課題やニーズに対して、地域の特性その他実情に応じて地域と連携した特色ある学校づくりを支援する。
東淀川区	中学生区政会議	「児童の権利に関する条約(子ども権利条約)」の理念に基づき、次代を担う中学生がまちづくりなどについて区長と議論し、施策反映や課題解決につなげるとともに、自らが育った地域を愛し、心豊かに力強く生き抜く力を備えた人材を育成する。
東淀川区	絵本バンク事業	東淀川区独自で、絵本を募集し絵本読み聞かせ事業で活用する。当事業で活用する絵本を募集したところ区民の皆様から1,000冊(平成26年10月末現在)を超える絵本を寄贈いただいた。寄贈絵本は「絵本バンク」の絵本として大切に保管・管理し、子育て関連施設等での読み聞かせ活動、区内施設への貸し出しのほか、窓口サービス課(区役所1階)や区役所出張所(2階)の絵本コーナーに設置し活用している。
東淀川区	高校等進学説明会	子どもたちが、自分に合った進路を選んで将来につなげられるよう、東淀川区PTA協議会・区内市立中学校と連携して、説明会を開催する。 説明会には、公立・私立高等学校、高等専修学校に参加いただき、学校ごとのブースを設置して、教育方針・特色・入試・学校生活・卒業後の進路などの相談に個別に対応していただくほか、パンフレットコーナー・制服展示コーナーも設置する。
生野区	生野区次世代育成事業「ものづくり教室」	工業高校の生徒が区内のものづくり企業において技術指導を受け、学んだことを体験教室を通して小学生に伝えることで、ものづくりの大切さや楽しさを実感してもらう。
生野区	(仮称)子ども工作教室	地域団体と共催して、区内の小学生を対象に、子どもたち同士の交流をはかるとともに、ものづくりの体験を通じて、その大切さや楽しさを知ることにより、地域活性化や子どもたちの健全育成を図る。
旭区	あさひ学び舎事業	学業や進学環境が十分に用意されない生活保護受給世帯の子どもが成長し、再び生活保護に至るといふ「貧困の連鎖」を断ち切るために、生活保護世帯における中学生に対して学習支援、生活指導や開発教育などを行い、高校進学を促進し、生活保護受給世帯の子どもたちの自立促進を図る。
旭区	旭区放課後おさらい事業	区内の小学生を対象として、学校単位で放課後にボランティア教員や学生等の指導員を配置し、宿題やおさらい等の学習指導を行う。
鶴見区	青少年「夢・未来」創造事業	次世代を担う子ども・青少年が将来への夢を膨らませ、健やかに成長できるよう「学校に社会人を！」キーワードに、地域の企業等さまざまな分野の方の社会経験を学校で語ってもらうことにより、学校と社会のむすびつきを充実させる。
阿倍野区	阿倍野区英語交流事業	小学校3～6年生を対象に、ネイティブスピーカーと触れ合い、授業で習得した英語を日常的に活かす場を提供し、語学力の向上および異文化理解の促進を図り、多様な価値観を持った人材を育成する。
阿倍野区	阿倍野区国際力向上施策	グローバル化が進む中、阿倍野区内における英語教育サポート、教育の国際化・多様化、区の国際プロモーションを通じ、学校園における国際的な人材育成を支援するとともに、区の国際化を推進する。
阿倍野区	グローバル人材育成に向けた新教材活用研究支援	グローバル人材育成に向けて、阿倍野区とレゴ社が包括連携協定を締結し、また、大阪教育大学科学教育センター及び阿倍野区公立学校園新教材活用研究会と連携し、ICTのより効果的な活用も視野に入れ、レゴ社が提供している教材等を用いた新たな教育手法の共同研究を支援する。
住之江区	小学生の学習意欲向上支援	小学生の家庭学習の習慣づけ、学習意欲の向上を図るため、区内小学校において、漢字検定の受検を実施する。

実施区	事業名	概要
住之江区	中学生の英語力向上支援	英語学習への動機づけ及び意欲向上を図るため、区内中学校において、英語検定の受験を実施する。
住之江区	こども学習サポート事業	区内在学の小・中学生を対象に、学校の長期休業時に学習指導員を学校に派遣し、個別学習指導等の学習支援を行うことにより、学習習慣を定着させ、学力の向上を図る。
住吉区	すみよし学びあいサポート事業	個別の学習サポートにより、生活保護世帯など経済的に困難な世帯の中学1・2年生を中心とした子ども達の勉強意欲を高め、学力の向上を図ると共に、高校への進学率アップをめざす。
住吉区	子ども・若者育成支援事業	不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信が持てない若者を対象に、相談や居場所づくり事業などの支援を行い、社会へとつなげて行く取り組みを行うとともに、関係機関や地域の団体等で構成する地域協議会を設置し、子ども・若者を取り巻く諸課題に対する支援のあり方などを検討する。
東住吉区	英語交流事業	生きた英語にたくさん触れる取組に、こどもたちが楽しく気軽に参加できる機会を提供する。区内を訪れる外国人と積極的にふれあうことのできる、ホスピタリティあふれるまちにする。
東住吉区	東住吉区青少年海外派遣事業	次世代を担う区内中学生を約3週間、海外に派遣する。ホームステイなどを通じ、多種多様な価値観を肌で感じることで、グローバルな感覚と視野を広め、将来の東住吉区における地域課題に対して柔軟に、自立的・積極的に対応することができる人材を育成する。
平野区	平野区こども学習サポート事業	区内のモデル実施校(小学校)において、放課後などの時間帯に、地域の若手人材からなる指導員による指導のもと、こどもの学習サポートを行う。
平野区	3か月児・1歳6か月児・3歳児の食育推進事業	3か月児・1歳6か月児・3歳児乳幼児健診において、健全な食生活の実践のためのパネル展示や、食育推進連絡会議作成の「献立レシピ」の配付等により、食に関する情報提供と知識の啓発を行う。
平野区	中学生に対する性教育事業	中学3年生を対象に、HIV/AIDSを含む性感染症への正しい知識の普及啓発の教育により、増加傾向にある若年の性感染症の予防に努める。また、中学校からの依頼により、自分自身や他者の価値を尊重し、自尊感情や相手を思いやる感情を高める教育を行い、「望まない妊娠」や「十代の妊娠」等ハイリスク要因の未然防止に努める。
西成区	西成区基礎学力アップ事業(西成まなび塾)	区内の中学生を対象に、中学校校舎等の公共施設を活用した課外授業を実施することにより、区内の中学生の基礎学力の向上を図るとともに、友達同士で学習する習慣を養い、居場所づくりに寄与することを目的とする。
西成区	プレーパーク事業	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、既存の公園では禁止されているような火や水を自由に使ったり、木のぼりや穴をほったり等、こどもたちがやりたい、遊びたいと思うことを可能な限り自由にできることをめざした「プレーパーク」を開設する。
複数区で実施	校庭等の芝生化事業	地域住民が校庭等を芝生化することにより、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくり、その活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指す。
複数区で実施	学校選択制事業	お住まいの校区の学校とその隣接校から学校を選択できる事によって、子どもや保護者が学校教育に深い関心を持ち、そのことにより学校教育の活性化が図られ、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりが進むこととなる。保護者が学校生活・教育内容に関心を持ち、主体的に関わることで学校への支援が進むことになる。
複数区で実施	発達障がいサポート事業	小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒の生活上の行動面に対して、社会性や対人関係の構築への適応に向け適切なサポートを行う。
複数区で実施	絵本読み聞かせ事業	絵本の読み聞かせボランティアを募集・養成し、子育て関連施設、妊婦教室、乳幼児健診会場、小学校図書館及び子育てサロン等に派遣して、地域で幅広く絵本の読み聞かせ活動に取り組み、妊娠期・乳幼児から小学校卒業まで一貫した読み聞かせ習慣の定着を促進する。

安心して子どもを生み、育てられるよう支援する仕組みを充実します。

実施区	事業名	概要
北区	ひとりじゃないよ！こそだての“わ”事業	子育てメール相談や個別地域出張相談、子育て支援ルームKikkiでの相談など相談事業の充実強化を図る。また、個別ケースに素早く対応するため、臨床心理士の配置など子育て支援室を強化し、要保護児童対策地域協議会での見守りに繋げていく。
都島区	母乳育児の推進事業（親子のきずなはぐくみ事業）	就労妊婦が不安なく出産を迎え、母乳育児の継続や乳児期早期の授乳などの育児に関する不安を解消し、子どもとのふれあいの場を提供することにより、安心してかつ自信をもって育児ができることを支援する。
福島区	福島区病児・病後児保育支援事業	大阪市病児・病後児保育を利用した方がそれに引き続き保育を必要とする場合、1時間につき500円の料金で延長保育を利用できるようにすることにより、子育てと就労の両立を支援する。
福島区	区役所庁舎を活用した子育て支援事業	区民になじみがある区役所庁舎で、赤ちゃん広場、2歳児の広場、発達障がい児をもつ親のグループカウンセリング等の子育て支援事業を実施し、交流のきっかけをつくったり、相談を受ける。また、庁舎内に保護者同士の交流・遊びの場、子育て相談の場として常設（週3回）の「フツビキッズルーム」を設置する。
福島区	ハッピーママ&プレママ応援計画の推進	「妊婦さんの交流会」・2カ月親子を対象とした「子育て交流会」・母親の為の育児付き「健康講座」を実施することにより、妊娠期から継続した子育て支援事業を充実させるとともに、そこでの親子同士の交流を地域の子育て支援につないでいくことにより、子育て世代が安心して子どもを生み育てられる環境をつくる。
福島区	特別支援教育サポート事業	ボランティアを募集し、各学校に配置することにより、学習活動の時間だけでなく、昼休みや放課後等の時間においても、小学校の特別支援学級に在籍する重度の肢体不自由のある児童の移動介助や多動の著しい児童への安全確保を行う。【再掲】
西区	子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流して子育ての輪を広げ、子育て不安の解消、情報交換の場とするため、西区の中心部で交通の便が良い西区民センター内にて子育て支援センターを運営する。
西区	マンションコミュニティづくりプロジェクト事業 子育てサークル「にしー広場」	小さな子どもを抱える家庭に対し、マンションでの子育てサークルの実施により地域とつながるためのコミュニティ作りを支援し、地域活動への参加を促進する。また保護者の状況に応じた子育て相談や、地域の実情に応じた子育て支援情報を提供することにより、安心して子育てが出来る環境を整える。
西区	みんなの教室『ぼかぼか』A・B	A:自閉性障害の疑いがあるが、年齢が幼く、医療機関や判定につなげない児や、診断や手帳は取得しているが、受け入れ先がない児が対象。個別にアセスメントし、主に視線を合わせたり、他者を意識することを目標に介入する。 B:自閉性障害の疑いは少ないが、母子関係や社会経験の不足により、対子ども社会性が伸び悩んでいる児対象。個別にアセスメントし、遊びを介しての他児とのやり取り（貸し借りなど）の練習を主な目標として介入する。
西区	発達障がい等子ども相談援助事業	発達障がいに関する相談や家庭の養育機能の低下による児童や家庭が抱える問題の複雑化に対応するため、社会福祉士など専門の相談員を子育て支援室に配置し、早い時期からの支援ができるよう、家庭児童相談員や臨床心理士、医療・療育機関・学校園・保育機関等とも連携を図る。
港区	ペアレントメンター事業	専門相談員等のアドバイス及び保護者同士の情報交換の場を提供し、実体験等を聞くことにより保護者の育児負担が軽減されるとともに保護者、関係機関等との連携を図ることにより子どもの健やかな成長を図る。
大正区	地域で見守る子育て応援事業	コモンセンス・ペアレンティング講座、わらべうた講座、発達障がい講座等の子育て応援講座を開催し、子育て世代だけでなく幅広い年齢層に向けて子育てに関する知識や情報を提供し、子ども自身の「生きる力」を育てるため、保育・教育機関や地域組織を核とした子育て支援の充実を図る。
天王寺区	天王寺区子育てスタート応援事業	平成26年度以降に出生した天王寺区に住民票を有する3か月健康診査の受診者を持つ家庭を対象に、乳幼児期から子どもの体験・教育の機会等を提供する関連サービスや任意予防接種に利用できる子育て応援券を交付する。

実施区	事業名	概要
天王寺区	天王寺区子育て情報 博覧会事業	子育て関係施設の情報を、子育て世帯が直接施設関係者から収集できる場を提供するとともに、ワークショップを開催し、子育てに必要な知識の専門家からのレクチャーや、参加者どうしの意見交換により、育児不安の軽減を図るためのつながりの場とする。
天王寺区	子育て愛あいフェス ティバル事業	区内の子育て支援関係機関、地域団体、子育てサークル等が集まり、就学前の児童と保護者を対象に、親子のふれあい、親どうし及び地域の子育てボランティアとの交流の輪を広げ、地域で支えあう子育て環境の充実のための親子参加型の交流の場を提供する。
天王寺区	天王寺区版子育てナビ ゲーション事業	区内子育て関係機関が集まる子育て支援関係者連絡会を開催し、子育てに関する情報共有や、施設行事等の円滑な情報収集を促進するとともに、収集した情報を、子育てナビゲーション(スマートフォンアプリ版)やHP掲載に活用する。
天王寺区	天王寺区子育てナビ ゲーション(スマートフ ォンアプリ版)事業	スマートフォンを使って子育て情報を忙しい養育者がいつでもどこでも手軽に知ることができるよう、アプリで提供するとともに、整備したデータを原則二次利用可能なライセンスで公開し、オープンデータ化に対応することで、民間からのさらなるアイデアによる新サービスの創出を図る。
浪速区	地域子育てサポート ネットワーク事業	人口異動が激しく、公的ネットワークから孤立しがちな子育て層に出会いやふれあいの場を提供してきた第1段階を転換し、地域等の多様なサポーターによる子育てサロンづくりや世代間交流を推進することによって社会全体、地域全体で子育てのネットワークを構築する。
西淀川区	子育てを応援する担 い手育成・地域連携 事業	区内の子育て親子を対象とする、親子交流の場「に～よんステーション」を区役所内に設置。子育てに関する講座や市民協働による交流行事を通じ、子育て層の不安・負担感の解消を図る。また、子育て支援の担い手を育成し、全区に子育て支援の機運の向上に努める。
西淀川区	児童対象絵本展 「絵本展ふわふわ」	区内の子育て親子を対象とする「絵本展」を開催、地域での「ミニ絵本展」の開催支援。幼少期の頃から絵本に馴染むことにより感受性・創造性の豊かな子の成長を育み、絵本を通じた親子交流を促す。また、市民主体で開催することで子育て支援ボランティアを育成する。
淀川区	訪問型病児保育(共 済型)推進事業	子どもが病気の時、自宅で必要な病児保育サービスを受けられるように、利用登録者が会費を拠出し、訪問型病児保育の保育料に充てる方式の共済型モデル事業を実施する。
淀川区	よどっこ子育て相談 事業	淀川区将来ビジョンに掲げている「子育てしやすく、つながりのある、安全・安心なまち」づくりのため、子育て世帯が抱える様々なニーズに対応する相談事業等を開発する。
東淀川区	東淀川区一時預かり 事業(一時預かり)	保護者の傷病等により緊急・一時的に家庭での保育が困難となった場合に利用しやすい環境を整備するため、一時預かり保育を実施する認可外保育施設が、時間単位の一時的預かり保育事業を実施できるよう補助金を交付することにより、児童福祉の向上に積極的に取り組む。
東淀川区	子育てサロン連絡会 との共同事業	子育てサロン連絡会への参画、各サロンへの訪問、参加親子子育て相談、サロンスタッフへのサポート事業を実施し、地域子育て支援拠点事業者等と共に子育て情報MAP情報誌を作成。子育て交流イベント「みのりちゃんフェスタ」を隔年で実施する。
東淀川区	東淀川区子育て リフレッシュ事業	子育て家族が食事やショッピング等の外出時に、その店舗または施設等で利用できるキッズスペース等を大阪市東淀川区子育てリフレッシュ事業協力店舗等として登録し、登録ステッカーを交付するとともに、安心して子どもを連れて利用できる場所として広く公表することにより、子育てしやすい地域づくりを推進する。
東淀川区	区民提案型委託事 業(妊婦・乳幼児世帯の ひきこもり予防事業)	ひきこもりがちな親子に対し、ひきこもり予防を目的とし、区役所との協力体制のもとNPO法人などから個別にアプローチし、継続的にグループに参加してもらい生活習慣について正しい知識を身につけ、妊婦、乳幼児世帯の仲間作りにつなげる。
東成区	子育てネットワーク構 築支援事業	地域のネットワークによる子育て支援機能を高め、子育ての不安感の軽減を図るため、関係機関や地域団体等との連携による子育て支援機会の充実や子育て支援に携わるボランティアの育成を進める。また、新たに「ひがしなりっすくすくつながるクラブ」を運用し、地域子育てサークルの利用拡大を図るとともに、子育て家庭と地域のつながりづくりを支援する。

実施区	事業名	概要
東成区	なにわっ子すくすくスタート事業	主に乳幼児期のこどもを抱える子育て家庭に対し、状況に応じた適切な支援、相談及び情報提供を実施することにより、子育ての不安感の軽減を図る。 地域の子育て中の保護者の実情に応じた効果的な子育て関連情報の提供にかかる企画及び作成を実施する。
生野区	発達に課題のあるこどもへの支援の充実	発達に課題のあるこどもへの支援のため、乳幼児や就学期の児童などを対象にした少人数単位のフォロー教室や、広く保護者や区民の方を対象にした発達障がいテーマとする講演会を開催する。
生野区	「いのっ子」応援事業	安心して子育てできる環境を広く周知するため、行政機関と民間団体等で子育てネットワークを構築し、双方のノウハウとネットワークを活かした子育て支援イベント（「いのっ子」応援事業）の定期開催する。
旭区	あさひ子育て安心ネットワーク事業	「旭区の子どもを地域全体で見守る!!」を合言葉として旭区内の子育て支援機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題についての情報共有や、意見交換を行うことにより、未就学児の健やかな育ちを応援する。また「あさひキッズカード」を未就学児に配布し、子育て関係機関が情報を共有することで総合的な子育て・子育て支援ツールとして活用する。
旭区	ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム	子育て中の母親を対象に、安心して子育てについて話し合える場を提供し、その中で孤立感から脱却した母が子育てに積極的に向き合える事を主眼に「自分にあった子育て」を考える学習とサポートを実施する。
城東区	子育て支援情報誌「わくわく城東」	地域の子育てサークルやNPOなどの子育て支援団体に委託し、地域に密着した子育てに関する情報を提供し、子育て中の親同士のネットワークの形成や活動の活性化を図ることで、より地域の実情に応じた子育て支援を推進する。
城東区	『絵本で子育て！みんなで子育て！』	【絵本】を通じ親子のふれあいや活字への親しみ、情緒を育むとともに、子育て支援機関や地域での子育て活動との連携により子育て支援の輪を広げ、地域や関係機関などによる連携した子育て支援を推進する。また、活動や交流事業への参加により、相互理解や地域で活躍する人材発掘に繋げる。
城東区	「わくわく子育てフェスティバル」の開催	区内の子育て支援関係機関、地域団体が集まり、子育て支援の情報提供・相談、ゲームコーナー等により、子育ての楽しさを伝え、就学前の乳幼児と保護者並びに地域住民の交流を深める催しを開催。
城東区	子育て情報 携帯電話用メールマガジン	区内の子育て支援施設の行事やお知らせ、親同士の交流ができる各地域の子育てサロン、親子で参加できるイベント、予防接種の日程、子育ての悩みを相談できる窓口など、子育てに関するさまざまな情報を提供する。
鶴見区	子ども園ネットワーク事業	区内の幼稚園・保育所・子育て関係機関が、相互、横断的に連携・協働し、地域の子育て家庭に対して、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目的に次の事業を実施する。 幼稚園・保育所(5歳児)への交通安全啓発事業、参加施設への子育て支援等学習会及び情報提供・情報交換・交流等を実施する。
鶴見区	つるみっ子ルーム事業	区役所内に親子で自由に遊ぶことができる「つるみっ子ルーム」を開設し、子育て層の親子や子育てサークル等に幅広く利用してもらい、親同士・子同士のつながり等を通じて、子育て支援の輪を広げ、子育てに関する知識や情報を提供することにより子育ての不安感や負担感の軽減を図る。(親子講座やブックスタート事業も実施)
鶴見区	「愛 Love こどもフェスタ」の開催	自宅に引きこもりがちや子育てに悩んでいる保護者を支援するため、関係機関と地域が一体となり、子育て支援のまちづくりを推進することを目的に実施する。 区民センター全体を使用し、乳幼児とその保護者が交流できるふれあいの場を設ける。(子育て・育児相談コーナー、つながりあそび、手づくりあそびコーナー等)
阿倍野区	子育て支援事業	乳幼児とその保護者への支援とともに、仲間づくりを支援し、子育て支援者のスキルアップとネットワークづくりを支援する。
阿倍野区	子育てカウンセリング事業	「発達が気になる子」の居場所の確保に向けて関係機関との連携をすすめるとともに、ピア・カウンセリングの機会を充実させ保護者の仲間づくりの支援を行うことにより、子どものライフステージに応じた支援につながるよう子どもの育ちを中心として支え合う地域づくりを行う。

実施区	事業名	概要
阿倍野区	不登校児などの居場所づくり事業	何らかの理由で学校に行きづらい、学校になじめないなどの不登校の子どもや人との関わりにつまづきを感じる・コミュニケーションが苦手などの悩みを持つ18歳未満の人とそれぞれの保護者の支えになる場所の提供を行う。
住之江区	子育て支援情報紙「わいわい」	区内の子育て関連施設や地域の子育てサロンの行事・情報提供を行うことにより、子育て世代への支援を行う。
住之江区	子育て応援イベント「つながる・ひろがる・子育ての輪」の開催	住之江区内各地域の子育てサロンやNPO、ボランティアグループが集い、子育て中の親子に活動紹介や子育て世代が楽しめるようなコーナーを設け、講演会により児童虐待防止に向けた啓発を行う。
東住吉区	子育て力アップキャッチ&フォロー事業	子育てのしづらさを感じている保護者をキャッチし、早期に親子のよりよい関係づくりを支援する親育て講座や交流の場を提供し、地域で親子が孤立しないよう支援を行い、就学前までの子育てフォローに取り組む。
東住吉区	子育てOHえんフェスタ	子育てに対する不安や悩みを抱えた子育て世代が、地域から孤立することのないように区内の子育て支援関係機関などが連携を深め情報発信等を行うことで、子育て世代同士だけでなく異世代との新たな世代間の情報交換や交流の機会を提供する。
平野区	平野区のこどもたちを元気にする宣言	こどもたちや保護者への支援に携わっている方々、学校、地域と区役所がともに考え行動し、地域ぐるみでこどもの健やかな成長を支援することを目的とした「平野区のこどもたちを元気にする会議」を立ち上げ、その会議からの提言を受けて、平野区に関わるすべての人が、未来を担うこどもたちのために、それぞれの立場や分野で取り組んでいくことを宣言した。この宣言を契機として、平野区に関わる方々が協働し、こどもたちを元気にするためのまちづくりに取り組んでいく。
平野区	親子ひろば(ひらの子育て支援事業)	子育て支援保育ボランティア養成講座を開催し、地域での保護者支援の向上を図ると共に、区役所の子育て支援スペースを利用したボランティアによる「親子ひろば」の開催を行う。また、ちょっと発達が気になるこどものための「親子ひろばパート」では、特別支援教育士を配置し、親子のよりよい関係づくりを支援する。
平野区	キッズひらちゃん応援団(ひらの子育て支援事業)	企業のCSR活動とタイアップして、子育て支援活動を推進し、社会全体で子育てを応援するため、「キッズひらちゃん応援団」として登録企業を募集する。登録企業には、区の子育て関連事業の場において、企業のノウハウを活かした取組(子育てフェスタでのボランティア活動や試供品の配布、食育講座への講師派遣、乳幼児健診での試供品の配布等)を行っていただく。
平野区	子育てのWA情報(ひらの子育て支援事業)	子育て支援関係者連絡会で区内子育て情報を集約し、子育てにおいて、困ったときや友だちの輪を広げたいとき、遊ぶ場所がほしいときなど、ちょっとした情報を調べることができる冊子、「ひらの子育てのWA情報」の発行(マップ付き)を行う。また毎月の区内の子育てイベント情報を収集し、区ホームページにおいて掲載する。
平野区	ひらの子育てフェスタ	区内子育て支援関係者、関係機関、団体が協力し、遊び方や遊びの体験などを通じて、子育て世代の交流、子育て相談、子育て情報を広く提供する場として開催する。
平野区	子育て支援者育成事業	地域子育て支援関係機関(区内幼稚園・保育所・療育機関・大学・図書館・つどいの広場など)の実務者、地域子育てサロンの支援者の資質向上をめざし、子育て支援講演会や研修会を開催する。
平野区	親支援プログラム事業	大きな社会問題となっている児童虐待・DVを未然に防ぐため、多様な親の特徴や状況を踏まえ、親自身が子育てのスキルを身につけ、問題に前向きに対処できるよう支援する。また、発達障がいなどで、子育てのしづらさを感じている保護者に対しても、こどもの発達を促し、こどもの行動に上手に対処できることを目的に、子育てへの不安感や孤立感の解消をめざし前向きに子育てできるよう支援する。
平野区	子育て子育て支援事業	平野区内を中心に、子育て支援の活動を行っている団体の方々と区役所が協働して、子育て中の親やこども、もしくは子育てに関わる人を対象に、講座やイベントを行い、子育てやこどもの育ちを支援する事業
複数区で実施	乳幼児発達相談体制の強化事業	発達障がいのある子どもと養育者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、区保健福祉センターにおいて臨床心理士等専門職を長期的・安定的に確保し、早期発見・継続的な相談支援を実施する。

実施区	事業名	概要
複数区で実施	発達障がい児等子育て支援事業	発達障がいのある児童を養育している世帯が、必要な支援を受けられ、安心して子育てできるように、保護者に対するピアカウンセリングの実施や座談会等を開催する。
複数区で実施	子育てマップ等子育て情報紙の作成	子育ての不安感等を解消するため、妊娠期から出産、乳幼児期を通じて、必要な子育て支援サービスを適切に提供するため、子育て家庭に対する適切な支援と情報提供を行う。

こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します。

実施区	事業名	概要
都島区	子育て支援講座	乳幼児とその保護者の交流や育児相談、情報交換を行うため、BABY & MAMA YOGA や絵本講座、ミニ運動会などを開催し支援を行う。
都島区	広報誌子育て応援ページ	子育てに関する区内の情報や生活や子育てに活用できる情報を収集し、広く情報提供をするため、子育て応援ページを広報誌に掲載する。
都島区	子育て支援室連続研修会	発達に課題のある子どもや保護者、子育てに関わる区民の方を対象に、発達障がいをテーマとした連続研修会を行う。
西区	児童虐待予防地域協力員事業	複雑・深刻化する児童虐待問題に対応するためには、地域全体での児童虐待の早期発見と通報、子ども・家庭への支援が重要であるため、主任児童委員や民間で子育て支援活動を行っている市民ボランティア等を対象として、専門的な研修を行い、その修了者を地域協力員として登録し、地域における児童虐待の発見や通報、支援を要する子どもや家庭の見守りなど、児童虐待の予防・防止等の活動を展開する。
港区	スクールソーシャルワーカー巡回・派遣事業	スクールソーシャルワーカーを区内市立幼稚園及び小・中学校へ巡回・派遣し、問題をかかえた児童生徒及びその家庭に対し、保健福祉センターをはじめとした関係機関等のネットワークを通じた福祉施策の的確な活用、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。
港区	中1ギャップ問題の解決に向けたパイロット事業	中1ギャップ問題の解決に向け、家庭学習の促進を図るとともに、不登校児童等に対する登校支援策等を実施する。【再掲】
港区	港区サードプレイス事業(こどもの居場所づくり)	こどもに家庭でも学校でもない地域のボランティアが運営する第3の居場所(サードプレイス)を提供し、自由に話したり、自由に学習をしてもらうことにより、地域の人々とのつながりの中で、生きる力・学ぶ力を育む。
浪速区	子どもの防犯力アップ事業	区内小学校区ごとにおいて、児童・地域住民と行政が一体となり参加する「まち歩きワークショップ」や「安全安心マップの更新・作成」を通じて、地域に潜む危険な箇所(弱点)を見つける視点を培い、地域の犯罪抑止力を高めることで安全で安心なまちづくりに寄与する。
淀川区	LGBT 支援事業	日常の社会生活で苦しんでいるLGBT当事者や、周囲の方々からの相談を受ける体制をつくり、「見えない」困窮者に対して支援の姿勢を「見せる」ことによって、LGBT の方々が誇りを持って暮らせるまちをめざす。
東淀川区	児童虐待ハイリスク家庭全件調査・就学前子育て支援事業	児童虐待の未然防止のため、3歳児以降は就学前まで健診がない4・5歳児を対象に、幼稚園・保育所・未就園児についてはその家庭へ出向いて、全ての子どもの安否・発達状況・養育環境を把握し必要な子育て支援につなげる仕組みを構築する。
東成区	子育てネットワーク構築支援事業	地域のネットワークによる子育て支援機能を高め、子育ての不安感の軽減を図るため、関係機関や地域団体等との連携による子育て支援機会の充実や子育て支援に携わるボランティアの育成を進める。また、新たに「ひがしなりっすくすくつながるクラブ」を運用し、地域子育てサークルの利用拡大を図るとともに、子育て家庭と地域のつながりづくりを支援する。【再掲】
旭区	あさひ子育て安心ネットワーク事業	「旭区の子どもを地域全体で見守る!!」を合言葉として旭区内の子育て支援機関、団体等が連携し、子育て支援に係る様々な課題についての情報共有や、意見交換を行うことにより、未就学児の健やかな育ちを応援する。また「あさひキッズカード」を未就学児に配布し、子育て関係機関が情報を共有することで総合的な子育て・子育て支援ツールとして活用する。【再掲】

実施区	事業名	概要
住之江区	住之江区「虐待防止あったかネット」プロジェクト	児童虐待や高齢者、障がいのある方に対する虐待について、区民に正しい知識を持っていただくとともに、虐待防止のネットワーク構築を目的に、広く地域住民を対象に研修を実施し、虐待防止サポーターを養成する。
複数区で実施	防犯カメラ設置事業	子どもの安全を確保するため、通学路、公園などに、犯罪の抑制に効果的な防犯カメラを設置する。

こども・青少年や子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

実施区	事業名	概要
浪速区	区長が子どもの声を聴く会	区長が各小中学校へ出向くなどし、児童・生徒から直接素直な意見や提案を聞き、担当の行政機関とも連携して、その実現に努めるとともに、市民協働の大切さについて、こどもたちに考えてもらう機会とする。【再掲】
生野区	防犯標語「おこのみやき」啓発「ガチメン」	事件・事故を未然に防ぐ生野区独自の防犯標語「おこのみやき」の啓発活動「ガチメン(楽しく遊びながら標語を覚えるゲーム)」を、区内で開催されるさまざまな地域イベントにおいて、実施している。
住吉区	地域安全防犯対策事業	警察と連携し、小学校、幼稚園等において、ペースサート(紙人形劇)による防犯教室の開催と小学校各教室へ安全啓発ニュース「すみちゃん隊GO通信」掲示を通じて、防犯、交通安全の意識向上を図る。
西成区	プレーパーク事業	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、既存の公園では禁止されているような火や水を自由に使ったり、木のぼりや穴をほったり等、こどもたちがやりたい、遊びたいと思うことを可能な限り自由にできることをめざした「プレーパーク」を開設する。【再掲】
複数区で実施	校庭等の芝生化事業	地域住民が校庭等を芝生化することにより、子どもが緑のもとで遊べる環境をつくり、その活動を通じて、地域のコミュニケーションを活性化させ、地域づくりの実現を目指す。【再掲】
複数区で実施	青少年育成推進会議事業	青少年の健全育成・非行防止と、子どもの保護・安全の強化、犯罪の未然防止を図るため、巡視等の校下活動や研修会等を開催する。また、地域において協力家庭や協力店舗に旗やステッカーを掲げてもらい、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求められる体制整備として子ども110番の家事業を展開する。
複数区で実施	防災力向上事業	大規模災害から自らの身を守り、減災につながる行動ができるよう、防災意識の低い若年層のうち、子育て層に対する防災啓発や防災イベントの開催などにより、区民全体の防災意識の向上に向けた取り組みを行うとともに、地域の防災訓練の支援など、自主防災組織の機能強化を図る取り組みを行う。
複数区で実施	交通安全対策事業	地域や警察署などと連携し、交通安全活動を活発に行うことで、区民の関心を高める。また、区内の交通事故発生件数の減少をめざすなど、区民の安全を確保する。
複数区で実施	小学校新入生対象防犯物品の配布	区内の市立小学校に入学する新一年生に対し、子どもへの声かけ等事案が発生した際に周辺の人に対して状況を知らせるための防犯ブザーを配付することで、子どもへの犯罪を未然に防止し、犯罪抑止効果を高めることをめざす。また、防犯啓発物品を配布することで、防犯意識の向上をめざす。
複数区で実施	防犯事業	地域・事業所・関係機関等と連携した防犯啓発活動並びに街路防犯灯の設置助成等の防犯環境整備を通して、街頭犯罪及び子ども被害の発生を抑止する。
複数区で実施	防犯カメラ設置事業	子どもの安全を確保するため、通学路、公園などに、犯罪の抑制に効果的な防犯カメラを設置する。【再掲】